

閲覧用

令和元年 6月定例会（
6月 3日 開会
6月19日 閉会

飯網町議会 会議録

令和元年6月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6 月 3 日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○町長あいさつ	6
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告、質疑	10
○議案第34号から議案第37号の一括上程、説明、質疑、付託	15
○議案第38号の上程、説明、付託	20
○議案第39号から議案第40号の一括上程、説明	22
○議案第41号の上程、説明、質疑、付託	23
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○請願の付託	36
○陳情の付託	36

○散会の宣告	36
--------	----

第 2 号 (6 月 5 日)

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
○事務局職員出席者	38
○一般質問一覧表	39
○開議の宣告	40
○一般質問	
中 島 和 子	40
原 田 幸 長	58
青 山 弘	72
清 水 均	91
瀧 野 良 枝	104
○散会の宣告	126

第 3 号 (6 月 6 日)

○議事日程	127
○本日の会議に付した事件	127
○出席議員	127
○欠席議員	127
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	127

○事務局職員出席者	128
○開議の宣告	129
○一般質問	
渡 邊 千賀雄	129
樋 口 功	148
伊 藤 まゆみ	165
○散会の宣告	180

第 4 号 (6 月 1 9 日)

○議事日程	182
○本日の会議に付した事件	183
○出席議員	183
○欠席議員	183
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	183
○事務局職員出席者	184
○開議の宣告	185
○諸般の報告、質疑	185
○発言の取消し申出について	185
○議案第 4 0 号の撤回の件	186
○請願第 5 号の取下げの件	187
○常任委員会審査報告、質疑	187
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	199
○議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	215
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	216
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	218

○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	221
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	224
○議員派遣の件	226
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	227
○町長あいさつ	227
○閉議及び閉会の宣告	228
○予算決算常任委員会 審査報告書	229
○総務産業常任委員会 審査報告書	231
○福祉文教常任委員会 審査報告書	236
○会議録署名	241

飯綱町告示第53号

令和元年6月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 元年 5月27日

飯綱町長 峯 村 勝 盛

1 期 日 令和 元年 6月 3日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	青 山 弘
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	大 川 憲 明
15番	清 水 満		

不応招議員（なし）

令和元年6月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和元年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年6月3日（月曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第 8号 平成30年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 9号 平成30年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第10号 平成30年度飯綱町住宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第11号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について

日程第 4 議案第34号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例

日程第 5 議案第35号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第36号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第37号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第38号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第39号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第40号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第41号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第42号 財産の取得について

日程第13 議案第43号 町道路線の認定について

日程第14 請願

請願第 3号 「教育費無償化」の前進を求める請願

請願第 4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願

請願第 5号 地域高校の存続と「30人規模学級」を求める請願

請願第 6号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願

日程第15 陳情

陳情第 4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

陳情第 5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	青山 弘
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	大川 憲明
15番	清水 満		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	副町長	合津俊雄
教育長	馬島敦子	代表監査委員	山本孝利
農業委員会長	清水藤一	選挙管理委員長	三ツ井吉次
総務課長	原章胤	企画課長	徳永裕二
税務会計課長	永野光昭	住民環境課長	梨本克裕
保健福祉課長	山浦克彦	産業観光課長	土屋龍彦
建設水道課長	土倉正和	教育次長	桜井俊次
飯綱病院事務長	大川和彦	総務課長補佐	高橋秀一

事務局職員出席者

事務局長	笠井順一	事務局書記	荒井智雄
------	------	-------	------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水満） 皆さんおはようございます。

6月1日の小学校運動会にご参加いただきましてありがとうございました。

また、町の定期人事異動によりまして、2課長さんと私どもの事務局長が代わりました。

あまり緊張しないで、心地よい緊張感を持ち、住民福祉のために頑張ってくださいますようお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和元年6月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（清水満） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会6月定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、農作業等何かとお忙しい中、6月定例会を招集いたしましたところ定刻までにご参集いただき厚く御礼申し上げます。

5月から元号が令和に変わりましたが、行政事務は大きな混乱もなくスムーズに移行できていると思っております。平成の時代は災害が非常に多く発生しましたが、令和は平穏で心豊かに暮らせる時代になってほしいと願っております。

昨年、譲渡いたしましたスキー場は、オープンまでに時間がなかった点もありましたが、入場者や営業成績はまずまずとのお話でございました。また、飯綱高原ゴルフ場につきましては、4月中旬に順調にオープンしたとのことでもあります。

設立を検討してまいりました「まちづくり会社」につきましては、100パーセント民間会社

という形態で5月上旬に設立されました。社名を「株式会社カンマッセいいづな」と言い、町内関係者6名によって設立されたものですが、民間らしい自由で豊かな発想と機敏性を持った運営により、町の発展の一役を担っていただきたいと願っております。

さて、今年度も2カ月が過ぎましたが、重点事業等の進捗状況につきまして申し上げます。

役場庁舎の関係ですが、基本設計を基にした全体の実施設計を進めておりますが、その完了は12月を予定しております。その後、一般競争入札を行い、契約に関する議案の提出という段取りになります。したがって、契約業者が決まるのは来年1月頃かと推定しております。なお、本体工事とは別に旧館の取壊しを今年8月から実施することになっております。企画課など移転する必要が出てきますが、移転先は飯綱福祉センターを予定しております。

深沢地区に建設中の多世代交流施設ですが、完成は12月の中旬頃を目指しております。現在、基礎工事を進めておりますが、基礎が終了次第、本体の鉄骨組立てに入る計画であります。7月には姿が見えてくると思います。住民の皆さんの福祉的な利用、深沢地区の活性化、テナントとして利用を待っている方など、早期な完成が望まれております。1日でも早い完成を目指し、取り組んでいきたいと思っております。

三本松地域に計画しております農産物直売所ですが、用地につきましては関係地主様のご理解をいただくことができました。将来的には、道の駅としての機能を持った多目的な施設を考えておりますが、当面直売所と加工所を建設するものであります。これから実施設計を行い、その後に入札となります。工程的には、来年3月の完成の計画であります。何とかゴールデンウィーク前にはオープンさせたいと考えております。通年営業を目指しておりますが、景観や交通量、長野市からアクセスなど、立地条件に恵まれた場所であり、販売品の安定した供給が確保できれば、大きな売上げが期待できると思っております。

小学校の跡地利用であります。旧西小学校では1階部分にコミュニティエリアとしてカフェやコインランドリーを、またスポーツエリアとして関係施設など、それぞれ取り組んでいきます。また、グラウンドの人工芝工事は、サッカーくじの補助が全額交付決定されました。8月中に工事に着工すべく事務を進めているところであります。

旧三水第二小学校につきましては、1階、1階の内装や電気水道等の機械設備工事に入ります。事業費として1億1,000万円を計上しておりますが、いよいよ具体的な利用が始まってくると思います。

次に今6月定例議会にご提案申し上げました案件についてご説明いたします。

申し上げました案件は、報告事項が4件、条例に関するものが4件、補正予算が3件、その他で3件の計14件であります。

報告事項は、平成30年度に繰越しました繰越明許費の繰越計算書の報告が3件と有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況の報告の計4件であります。

条例関係は、地方税法等の一部改正に伴う飯綱町税条例等の一部改正、災害時における災害弔慰金の支給について、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令に伴う保証人の要件緩和や貸付利率の引下げに対応するための条例の一部改正、10月からの消費税改正に伴い介護保険料の軽減が図られますが、それに対応するための介護保険条例の一部改正、同じく消費税の改正に伴い、し尿処理手数料の見直しを行うための廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の計4件であります。

補正予算関係では、一般会計補正予算（第1号）は歳入歳出それぞれ3,199万円を増額し、補正後の総額を86億7,199万円とするものであります。

歳入で主なものは、国庫補助金として介護保険料軽減、プレミアム付き商品券事業で総額196万6,000円、県支出金として介護保険料軽減、幼児教育・保育無償化補助金、土地改良補助金など総額1,417万8,000円、繰越金で1,584万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出で主なものは、総務費では町民会館への情報ネットワークの接続と駅前広場の整備などで460万円。

民生費では、保育無料化に伴う電算システムの変更で740万円、介護保険事業特別会計への繰出金で151万4,000円など総額902万円。

農林水産業費では、しなの鉄道を横切る水路橋関連工事をしなの鉄道に委託して実施しますが、その費用としての1,500万円など総額で1,716万円。

商工費として、プレミアム商品券関係費用で 121 万円それぞれ計上いたしました。

介護保険事業特別会計補正予算は、総額には変更がなく、介護保険料が減額された分を一般会計から繰り入れるための補正であります。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算は下水道利用料金の徴収に誤りがあり、その返済を行うために歳入歳出それぞれに 95 万円を増額する補正であります。

その他の案件では、公の施設の指定管理者の指定についてですが、牟礼駅第 3、第 4 駐車場の管理を指定するものであります。指定管理者として栄町の商栄会を提案しております。なお、その期間は令和元年 6 月 20 日から令和 4 年 3 月 31 日までとしております。

議案第 42 号 財産の取得に関しましては、現在進めております黒川原田地区の住宅建設に関するものであり、今回取得しますのは造成地内の道路部分であります。県住宅供給公社から 1,288 万円で取得するものであります。

最後の議案第 43 号は、ただいま申し上げました原田地区の道路を町道に認定するものであります。

いずれの案件につきましても、十分なるご審議をいただき原案どおりのご決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水満） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 119 条の規定によって、1 番、清水均議員、2 番、風間行男議員、3 番、中島和子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（清水満） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。原田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田重美 登壇・報告〕

○議会運営委員長（原田重美） 13番、原田重美でございます。

本日招集されました令和元年6月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

5月27日、午前9時より議会運営委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から6月19日までの17日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、一般質問は5日と6日に会議時間を1時間繰り上げて午前9時より行います。通告者は8名です。

質問者におかれては、一問一答方式にのっとり、一問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮をお願いします。

各常任委員会審議は10日に開催し、予算決算常任委員会は14日に開催します。

19日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（清水満） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（清水満） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から平成31年2月分から平成31年4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

○議長（清水満） 報告第8号 平成30年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、

報告第9号 平成30年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、

報告第10号 平成30年度飯綱町住宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、

報告第11号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について、

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告案件3件、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告案件1件の計4件を一括して説明を求めます。

なお、質疑は報告ごとに行います。

提案理由の説明を求めます。最初に原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（報告第8号）

○総務課長（原章胤） それでは、報告第8号につきましてご説明申し上げます。報告書並びに議案の提案説明書1ページ上段をご覧ください。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に関する繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

内容につきましては、既に3月定例会において一般会計補正予算（第8号）で上程いたしました9事業の繰越明許費につきまして、翌年度の繰越額等、財源内訳を含めまとめたものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（報告第9号・第10号）

○建設水道課長（土倉正和） 報告第 9 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。提案説明書の 1 ページ中段をお願いします。

繰越額 3,240 万円、財源内訳は国庫支出金 1,490 万円、一般財源 1,750 万円です。

概要は、飯綱町公共下水道管路施設実施設計業務の委託費です。袖之山地区及び牟礼西部地区の両農業集落排水施設の公共下水道への統合、つなぎこみのための管渠建設工事に関わる設計業務であります。

関係法令は、地方自治法施行令第 146 条第 2 項です。よろしくお願ひいたします。

続いて、報告第 10 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。提案説明書の 1 ページ下段をお願いします。

繰越額 1,300 万円、財源内訳は一般財源 1,300 万円です。

概要は、東黒川原田地区の住宅地造成地内の道路部分を財産として取得するものであります。

関係法令は、地方自治法施行令第 146 条第 2 項です。よろしくお願ひいたします。

○議長（清水満） 合津副町長。

〔副町長 合津俊雄 登壇・説明〕（報告第 11 号）

○副町長（合津俊雄） それでは、議案の提案説明書の 2 ページ上段をご覧ください。

報告第 11 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についてご説明申し上げます。

去る 5 月 28 日に行われた第 26 期定時株主総会で決議された内容に基づきまして、決算の概要をご説明します。なお、詳細につきましては、本定例会最終日に行われます全員協議会において、平塚社長様から改めてご説明させていただきますのでご承知おきください。

まず、部門ごとの売上げについてその概要をご説明申し上げます。

最初に農作業受託部門では、前年比 92.3 パーセント、金額では 68 万 3,000 円減少の 825 万 6,000 円となりました。特に水稲において、少雨により干ばつ気味であったことから田の面が露出し雑草が繁茂してしまったこと等により、対前年 78 パーセントと大幅に減収になったことが大きな要因です。

一方で、そばについては電気柵の効果などから鳥獣被害を軽減できたため、収量が33パーセント増となり、全体としの大幅な減少は抑えることができました。

次に、農産物直売所ですが、前年比121.3パーセント、金額では1,323万9,000円と大幅に増加しまして7,527万9,000円となりました。営業日数は前年より8日多い276日、来客は11,618人増加の64,458人となりました。これは、4月から売り場が大きくなったこととパンの販売が新たな顧客開拓につながっていること、電話での商品のお取り置きに応えるなど、顧客目線での取組等が売上げにつながってきていると考えております。なお、イベント販売等も好評で、商品販売全体では前年を僅かですが上回る実績を確保できております。

次に、よこ亭ですが、前年比100.1パーセント、金額では5万8,000円増加の4,988万5,000円となりました。来客数は、前年比98.9パーセントの3万9,000人となっており、欠品を出さないよう品ぞろえに注意したことなどから、若干ですが客単価が上昇した結果となっております。

一方で、人手不足の問題が顕著となり、人材派遣会社を活用したものの十分には確保できず、今年度に向けての課題となっております。

最後に助っ人クラブですが、前年比97.4パーセント、金額では38万3,000円減少し、1,461万5,000円となりました。こちらにおいても、クラブ員の人数不足、高齢化が課題となっております。一方で、若い女性も含めて技術指導に努めており、りんごの剪定ができるような助っ人も育ってきており、引き続き農家さんから頼られる助っ人の育成、確保に努めてまいります。

2番目に決算概要について、売上げの合計は、1億9,352万7,768円で前年比103.2パーセント、605万4,000円の増加となっております。売上総利益は、1億4,022万5,979円で前年比103.4パーセント、459万円の増加となっております。営業利益はマイナス39万3,522円、経常利益は145万2,183円、当期純利益は92万1,588円と、2年続けてプラス決算にまとめることができました。

3番目の飯綱町の出資状況ですけれども、発行済の株総数600株に対し町の保有は550株、金額にして2,750万円、率にして91.6パーセントの保有割合となっております。

根拠法令につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項、出資比率 50 パーセント以上の法人に関する経営状況の議会への報告義務に基づくものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（清水満） なお、本報告第 11 号についての詳細な説明は日を改めて行う予定となっております。

説明を終結し、報告第 8 号 平成 30 年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結し本報告を終了いたします。

報告第 9 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結し本報告を終了いたします。

報告第 10 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結し本報告を終了いたします。

報告第 11 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結し本報告を終了いたします。

本報告に対する更なる詳細な説明及び質疑については、最終日、議会閉会後の議会全員協議会で行うことにします。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本報告は最終日 6 月 19 日の議会全員協議会で、再度詳細な説明及び質疑を行うことに決定しました。

◎議案第 34 号から議案第 37 号の一括上程、説明、質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 4、議案第 34 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例、
日程第 5、議案第 35 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、
日程第 6、議案第 36 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例、
日程第 7、議案第 37 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、
以上、条例の一部改正 4 件を一括して議題といたします。

なお、質疑、委員会付託は議案ごとに行います。

それでは、議案第 34 号から議案第 37 号の提案理由の説明を求めます。永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 34 号）

○税務会計課長（永野光昭） 議案第 34 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案の提案説明書 2 ページ中段及び新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

改正理由でございますが、地方税法等の一部の改正に伴い改正するもの及び字句等の整理をするものでございます。

主な改正内容につきましては、住民税はこれまで障がい者、未成年者、寡婦、寡夫について、所得が 125 万円以下の場合に非課税とされてきました。それが、今回の改正で「単身児童扶養者」という言葉が法律に加わりました。つまり、寡婦でなくても一人で子供を扶養しているひとり親に対し、所得が 135 万円以下であれば住民税を非課税にするものでございます。

続いて、軽自動車税についてでございます。令和元年 10 月 1 日から自動車取得税を廃止し、新たに「環境性能割」が創設され、また、軽自動車税は「軽自動車税種別割」と名称が変わり

ます。

まず、軽自動車税の環境性能割については、消費税引上げに伴い、本年の10月1日から来年の令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車について、燃費基準値達成度に応じて決定される税率を1パーセント減とする臨時的軽減をするものでございます。

次に、軽自動車税種別割のグリーン化特例の見直しで適用期限を2年延長するもの。また、令和3年4月1日から令和5年3月31日に取得した対象車を電気自動車に限定するものであります。

施行期日でございますが、この条例は令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

主な施行日ですが、1号として第3条及び第4条の規定は公布の日。3号として第2条中 飯網町税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定は令和3年1月1日。4号として第2条、前号に掲げる改正規定を除く及び附則第5条の規定は令和3年4月1日でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第35号・第36号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第35号 飯網町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案説明書の2ページ下段から3ページ上段及び条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

改正理由ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令に伴い改正するものです。

この改正により、災害援護資金については市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付けが可能となり、被災者ニーズに応じた貸付けが実施できることとなりました。

主な改正内容ですが、①として、保証人がいない場合にあっても災害援護資金の貸付けが認められる要件の緩和です。改正令前においては保証人が必須でありました。②として、貸付利率の引下げです。保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利

子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとするものです。

条例で定める率の考え方については、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年 1.5 パーセントを参考としています。

③としては、償還方法の拡充として、年賦償還、半年賦償還に加え月賦償還を加えるものです。

施行期日は、公布の日から施行し平成 31 年 4 月 1 日から適用とするものです。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第 36 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。提案説明書の 3 ページ中段及び条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

改正理由ですが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い改正するものです。

この改正は、10 月の消費税 10 パーセント引上げに合わせての低所得者の保険料の軽減強化です。令和元年度は年度途中であり、完全実施される令和 2 年度と段階的な条例の一部改正となります。

今回の主な改正内容ですが、第 1 号被保険者の第 1 段階被保険者の保険料基準額に対する割合が 0.45 パーセントから 0.375 パーセントに改正されたことから、介護保険料 26,196 円を 21,828 円に改正をするものです。なお、第 1 段階被保険者は、平成 27 年 4 月から軽減強化がされており、割合が 0.5 パーセントから 0.05 パーセント軽減されており、現在 0.45 パーセントになっているところです。

第 1 号被保険者の第 2 段階被保険者の保険料基準額に対する割合が 0.65 パーセントから 0.625 パーセントに改正されたことから、介護保険料 37,836 円を 36,384 円に改正をするものです。

第 1 号被保険者の第 3 段階被保険者の保険料基準額に対する割合が 0.75 パーセントから 0.725 パーセントに改正されたことから、介護保険料 43,656 円を 42,204 円に改正をするものです。

施行期日は、公布の日です。

なお、令和2年度以降における軽減割合を第1段階0.3パーセント、第2段階0.5パーセント、第3段階0.7パーセントとするため、年度末議会において、再度、条例の一部改正議案を申し上げる予定であります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第37号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第37号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案の提案説明書3ページの下段並びに議案の新旧対照表をご覧ください。それでは、議案の提案説明書により説明させていただきます。

改正の理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の改正に伴うものでございます。

主な改正内容でございますが、し尿に係る一般廃棄物処理手数料の見直しで180リットル以下の基本料金を1,650円から1,680円に、180リットルを超えた場合の加算料金は、18リットルにつき165円から168円に、仮設トイレの場合の特別料金を2,280円から2,320円にそれぞれ改正するものです。

施行期日は、令和元年10月1日でございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（清水満） 説明を終結し、議案第34号から議案第37号の計4件について、議案ごとに質疑及び委員会付託を行います。

議案第34号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 34 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例は、総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 35 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 35 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 36 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 36 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例は、福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 37 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 37 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 38 号の上程、説明、付託

○議長（清水満） 日程第 8、議案第 38 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 38 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 38 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。議案の提案説明書の 4 ページをご覧ください。

一般会計補正予算（第 1 号）は、3,199 万円の増額補正をお願いするもので、主なものでございますが、幼児教育無償化事業、小玉地区水路橋改修工事になります。

歳入でございますが、14 款 国庫支出金は 196 万 6,000 円。介護保険低所得者の保険料軽減に伴います国庫分 2 分の 1、それとプレミアム付き商品券発行事業に伴う国庫分 10 分の 10 でございます。

15 款 県支出金でございますが、1,417 万 8,000 円。主なものは、幼児教育無償化補助金 740 万円、小玉地区水路橋改修工事補助金 640 万円でございます。

19 款 繰越金が 1,584 万 6,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、2 款 総務費 460 万円。情報政策費では、確定申告会場を福祉センターから町民会館へ変更するため、情報ネットワークを構築する費用に 220 万円の補正をお願いするものでございます。交通対策費で 220 万円、駅前鳥居川観光タクシーの跡地の舗装工事ほかに 220 万円でございます。

3 款 民生費 902 万円。介護保険費は、法改正により低所得者の保険料軽減分に対しまし一般会計の繰出金で 151 万 4,000 円でございます。保育総務費につきましては、幼児教育無償化に伴います電算システムの改修費に 740 万円でございます。

6 款 農林水産業費 1,716 万円でございます。農地費、小玉地区水路橋改修工事のしなの鉄道委託に 1,500 万円。その原材料費に 216 万円でございます。

7 款 商工費 121 万円でございます。商工振興費、プレミアム付き商品券発行事業の電算処理費用で 121 万円の補正をお願いするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（清水満） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 38 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し

審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）は、予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 39 号から議案第 40 号の一括上程、説明

○議長（清水満） お諮りします。

日程第 9、議案第 39 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、
日程第 10、議案第 40 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、
以上 2 件は補正予算案件であります。

ついては、一括して 2 件の提案理由の説明を求め、最終日 6 月 19 日に質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

議案第 39 号及び議案第 40 号の提案理由の説明を求めます。山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 39 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 39 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。提案説明書の 5 ページ上段をご覧ください。

今回の補正ですが、議案第 36 号の飯綱町介護介護保険条例の一部を改正する条例による介護保険料の低所得者軽減に伴う歳入科目内の補正です。補正概要で予算総額の増減はありません。

主な補正内容は、歳入の介護保険料、特別徴収保険料を 151 万 4,000 円減額し、一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金を 151 万 4,000 円増額とするものです。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 40 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 40 号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）のご説明をいたします。提案説明書の 5 ページ中段をお願いします。

補正の概要としまして、当初予算額 5 億 6,400 万 1,000 円。補正予算額 95 万円の増額。補正後の予算総額 5 億 6,495 万 1,000 円であります。

主な補正内容いたしまして、歳入は下水道使用料 95 万円を増額しました。接続件数の増になります。

歳出は総務管理費 95 万円を増額しました。理由といたしまして、下水道使用料の平成 17 年度からの過年度分に賦課入力 of 誤りから過誤納が判明し、当事者 1 名に還付金、還付加算金を含めた 93 万 4,367 円の支払いを行わなければならないことから、償還金利子及び割引料の増額が必要となったためであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（清水満） 以上で説明を終結します。

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 11、議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 41 号）

○企画課長（徳永裕二） それでは、議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書の 5 ページ下段をご覧ください。

まず、関係法令でございますけれども、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づきまして、三信家具さん付近の

牟礼駅第3駐車場及び旧駐輪場付近の牟礼駅第4駐車場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本施設につきましては、3月定例会におきまして一部改正の可決をいただきました「飯綱町駐車場条例」で設置を定めています駅前の有料駐車場でございます。

指定管理者につきましては、商栄会で会の代表者は栄町在住の小林直樹氏です。

団体の主たる事業は、栄町商店街の活性化及び商店街の中心にある栄町駐車場の管理運営等で、会員は20の法人等でございます。栄町駐車場と併せて管理することにより効率的な運営が図られるとの理由により、申請があったものでございます。

指定の期間につきましては、規則の規定によりまして7月分の利用料の徴収が6月中となることから、本定例会後の令和元年6月20日から始まりまして、終わりは会計年度を考慮しまして概ね3年後の令和4年3月31日の年度末としています。

以上で提案をいたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 4番、目須田です。駐車場が1、2、3、4とありまして、1、2の指定管理者と3、4の指定管理者が違ってありますが、その理由は何かということと、駅前の道路部分以外の、駐車場以外の部分の所有及び管理はどこになるのかお聞かせください。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。牟礼駅第1、第2駐車場につきましては、無料駐車場でございます。町が直接管理を行うということで、条例改正の際にもご説明させていただいたとおり、今までと同様に今後も進めてまいりたいと思っております。

ただ、有料駐車場につきましては、今までも駅前には有料駐車場がございまして、その管理運営を商栄会さんが行ってきたという関係もございまして、今回、指定管理者ということで申

請をいただいているわけでございますけれども、第3、第4駐車場につきましては指定管理者を設けて、料金の徴収ですとか駐車場の管理を行っていただく予定でございます。

駐車場以外の所有ですとか管理についてでございますけれども、駐車場以外の部分につきましては、現在はしなの鉄道が一部所有している土地もございますけれども、しなの鉄道さんから買収をする予定でございます、町の所有に全ていたしまして、町が所有、町が管理ということで進めていく予定でございます。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の答弁ですと、駐車場の1、2の件ですが、町が所有し管理していると答弁していただいておりますが、更に外注されていませんでしたか。駐車場の管理を観光協会に外注されていませんでしたか。お答えください。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 管理と言いますか、駐車場は登録制になっておりまして、その登録をわざわざ役場に来て登録していただくのではなくて、駅で登録ができるシステムにしております。その登録に関しての事務だけを一部観光協会にお願いしている部分はございますけれども、基本的に駐車場の管理という面については町で直接行っているところがございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 町の管理と答弁いただいておりますが、除雪等の管理について、観光協会と答弁されておりませんでしたでしょうか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 除雪で観光協会と答弁させていただいたどうか定かではございませんけれども、無料駐車場の除雪に関しましては建設水道課に依頼し、オペレーターを直接雇用しまして町で対応しているという状況でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の駐車場1、2と3、4の管理者の違いの理由を確認させてください。

1、2は無料である。3、4は有料である。だから、栄町の商栄会に発注したという答弁でよろしいでしょうか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） そのようにご理解いただいてよろしいかと思えます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第12、議案第42号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第42号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第42号 財産の取得についてご説明いたします。提案説明書6ページ上段をお願いします。

財産の取得、数量は、道路で延長116.0メートル、幅員は5.8メートルです。

所在は、飯綱町大字黒川字原田 3208 番地、住宅地区造成の原田地区内でございます。

取得の方法は、譲渡契約による財産の買取りです。

契約金額は、1,288 万円です。

契約の相手方は、住所 長野市大字南長野南県町 1003 番地 1、氏名 長野県住宅供給公社、
理事長 太田寛です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得または処分に関する条例第 3 条です。よろしく申し上げます。

○議長（清水満） 説明を終結し質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4 番（目須田修） 4 番、目須田です。数字を確認させてください。建設水道課長、御存じの
ようにこの道路を利用する必要のある土地買収は 1,200 万でした。この道路は大体 120 メートル
で幅 6 メートル。つまり、1 メートルに対して 6 平方メートルという考え方をしてください。
120 メートルですから 1 メートル 10 万円という計算ですが、適正かどうか確認します。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 本原田地区は御存じのとおり埋め立てた土地でございますが、路
盤の入替え工事を行っておりまして、かなり路盤を入れ替えたことによる平方メートル当たり
の単価が高くなったものと思います。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。大川議員。

○14 番（大川憲明） 14 番、大川です。この買い取る場所ですけれども、116 メートルですけれ
ども、L 字型に買うわけですけれども、今、工事で排水路を農道の方へつなげて出している所
があるわけですけれども、その辺はどのようにするつもりですか。

というのは出ることができるわけです。L 字の北側だけではなくて東側へも出ることができ
るような所に道があるわけです。そこは、蓋を掛けた水路だけは今工事をやっておりますけれ
ど、そこも本来ならば、どうせ出るならばその辺も、県から買うわけではないけれども、そ

の辺を町のものにするとか考えた方が良くはないかと私はと思いますが、どのように考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） ただいまのご質問は、外周の水路の蓋を改修ということによろしいでしょうか。

○議長（清水満） 大川議員。

○14 番（大川憲明） 買い取る町道の所にL型に排水路を作っている。そうすると、そのものの延長で東側へも排水路、工事やってそこは蓋がつながっておりますけれども、その辺はどのように扱う気なのか。確かにこの土地の畦畔にはなるかもしれないけれども、買う必要はないけれども工事をやれば維持管理は町だからずっとやらなければならないと思って、その辺はどのように考えているのか。というのは、あそこが東黒川の農道ですよね。農道の管理も草刈りなどはやるわけですが、それが農道の舗装の所と排水路がつながっているわけです。その辺をどのように考えて今後やっていくのかお聞きしたい。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） ただいまのご質問は、道路排水の自由勾配側溝が用水に入るということによろしいでしょうか。どのように解決するかということによろしいでしょうか。

○議長（清水満） 大川議員。

○14 番（大川憲明） 真っすぐ太い、東黒川で言う「上せぎ」の排水路ではなくて、「中せぎ」で水田から流れてきている、北側の道路の所に来ている排水路につなぎこむようになっている。普通に考えれば太い方につなぎこめば良いと思うけれども、そうではなくて北側の細い所につなぎこむようになっています。だから、その辺がどうなるのか少し心配しているわけです。建物からの排水と全部集まったものをそこに流し込むわけですから、梅雨時などどうなるのか。細い所に流し込むから、その辺も考えてお聞きしたいわけです。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。ただいまの道路の排水は道路排水だけを考えています。端の自由勾配側溝に流して道路の排水だけを考えております。

宅地の雨水等の排水は、個々に浸透マスを作って地下浸透させるという工事をこれから行いますので、その割に水量は無いと思います。以上でございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。樋口議員。

○11番（樋口功） 前後して恐縮ですが、財産の契約金額の妥当性の判断、どういうことで1,288万円が契約金額になったのか教えていただきたいと思います。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） この1,288万円でございますが、住宅供給公社の設計でございます。実施設計をいたしまして、もちろん入札もしてございますが、その設計書により道路工事、路盤、舗装、排水という工事をしており、妥当と考えております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 御存じのように、いわくつきの土地を開発し始めてしまった場所ですが、道路だけでこれだけの数字に跳ね上がっております。今、課長の答弁ですと埋め立てた所ですのでこれだけの費用が掛かったということですから、今後、宅地の部分に関してはより数字が上がってくるのではないかと心配いたします。その場合に販売する数字も跳ね上がってくるのではないかと心配しますが、その点はどのように考えていますか。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） ご説明いたします。今年度から住宅を建設していく予定でございますが、路盤については個々の住宅の基礎部分をかなり強固なものにして、シートパイルを入れるような工法で地質には耐え得る工法をします。ですので、その部分は若干、住宅の建設金

額は上がると考えております。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いろいろご心配いただいてありがたいわけですが、そういうご心配があるということが想定できたので、住宅供給公社に任せて仕事を進めてもらった方が確実だろうということでスタートさせました。

したがって、土地だけで分譲するのが5カ所、そして反対側には住宅供給公社が住宅を建てて賃貸アパートとして貸し出すのが5棟、今、1件できていますけれども、この地域に合計11世帯の若者定住住宅で、何とか1戸当たり2人か3人のお子さんを育てていただければありがたいという人口増対策の一つとして進めております。

今、住宅供給公社が従来のように全部建物から何からやって、もちろん入札をして金額も全部決めて仮の契約をしても、飯綱町との最後の精算は全て入札した結果の値段とか、そこへ当然ですが住宅供給公社が立て替えてきている金額の利息とか、事務の費用を何パーセントとか上乗せにはなるわけですがけれども、それが確定して飯綱町に「総額3億円になりますから10年で返してほしい」となるわけです。私たちはアパートから入ってくる賃貸料を大きな財源として返済していく、これが想定したイメージでした。

今、住宅供給公社では、中に意見のばらつきがございまして、例えば3億円を住宅供給公社に立て替えてもらうような形というのは一種の闇起債だと。それは、金融機関から借りて住宅供給公社に払ってもらえば良いのではないかと。こういう理論を言ってくる役員さんがいらっしゃいまして、そのように言われればそういう解釈もできるということで、今のようなスタイルをとって、自分の土地を自分で財産の取得で計上していくような非常に訳が分からないスタイルになっておりますけれども、ただそういう事業で進めているのと、ただし信頼できるのは何か所も住宅造成を行ってきている住宅供給公社ですので、今はどういう造りが必要とかということはプロのセンスに任せていきたいと思っておりますし、建物が高いか安いかについては、設計は住宅供給公社でやりますけれども、町内業者の入札によって建物の額は確定するという

スタイルをとらせてもらっていますので、是非、ご理解いただければと思います。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間行男ですが、この建築は地下浸透方式ということですが、これで建築基準法や確認申請が下りるかどうかが。埋立地でありながら、その辺の調査等は十分できているかお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 長野県の住宅供給公社は理事長が太田副知事ですから、建設事務所や建築課と密に連絡を取り合ってどういうスタイルでいくかと協議しているので、その辺は任せて心配ないと思っています。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 10番、青山弘です。先ほど町長の説明にあったとおり、自分の所を分譲して自分でまた道の部分だけを財産にするということですが、私も不動産を少しかじったわけですが、どうも馴染まないというか、そういうものは宅地を買い求めた人にかけるべきだと思うわけですが、いつもこのようなやり方で住宅供給公社とやりとりする時は道の部分だけは町が買うということは今までもやっているのですか。長野辺りでは、業者が市に寄付です。市の方が今度、そこの所を自分で管理しなければいけないから、先ほど出たように水がきちんと下に流れるか検査を受けて、初めて長野市が貰ってくれるという方法を大体の所はとっているはずですが、どうも馴染まないと言うか、その方法が良いのか悪いのかということですが、あまりよろしくないのではないかと私は考えます。以上です。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、事業主体が飯綱町でございます。A土木会社やA不動産会社という民間の会社ではなくて、やりたいのは飯綱町でございます。そして、そこに国交省の住宅建設に伴う国庫補助事業を導入しているわけでございます。

したがって、今、確かに青山議員がご心配の一般の会社でしたら自分で宅造を行い、その真ん中の道路は、「維持していくのが大変だから飯綱町に寄付するから管理してほしい」、「町もそれはいらぬ」というやりとりがあるわけですが、今回の場合は事業主体が飯綱町です。福井団地の中にも若者定住住宅を10年ほど前に造ったものがございますけれども、そこについても道路はもちろん飯綱町で管理しています。

今回の土地が、どこかの会社が全て今のままで買い上げてくれて、自分で宅造を行って売りたいという形をとってくれば、それは一番、町としては自分の手から離れて希望とする住宅団地ができるわけですが、立候補して手を挙げてくる業者が少なくとも町内にはいらっしやらなかったということから、町が事業主体の国庫補助を導入して実施していく事業を取り入れました。補助率は約40パーセント前後の国庫補助だと思います。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 2つ質問します。1つは、町の土地に住宅供給公社に造っていただいてそれをまた買い取るとなった場合に全てが町のものになるわけですが、賃貸にすると、例えば地震等々の影響により地盤が緩む、そうすると壁にひびが入る等になった場合に修理費が掛かるわけですが、当然賃貸ですから大家として町が修繕するのですが、その覚悟がおりかどうか。

もう1つ、400万円を掛けて、この1,200万円を買った土地を調査した結果、宅地にあっていないという結論が出たと町長が答えております。住宅に向いていないがということで3年経った結果、隣の山本食品が社員寮にしてもらえればよいという希望もある流れの中で、いつの間にかここで家を造るという結論を出してしまったわけですが、決定をした理由は何か。この2つをお聞かせください。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、町営住宅は他にもいろいろあるので、議員は黒川の所をご心配されましたけれども、例えば震度6強で他の地区で町が持っている住宅にひびが入ることは十分に今の世の中想定されることなので、当然のこととして大家である町が修理するのは当たり前の

ことだと思っています。

そして、なぜこういうスタートをしたかというのは、私は予算の時の挨拶の中でもかなり強く申し上げたと思いますけれども、今のまま人口減少、少子高齢化が進んで行くと、飯綱町は厳しい状況にどんどんなっていく。いろいろな事業を行ってかなりの成果を上げてきているわけですが、少子高齢化だけがなかなかクリアできない。その意味で若い人たちを対象にした住宅の適地として思われるので、あの場所にやりたいとご説明をしてきた経過があると承知しております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 家を提供したいということは何回もお聞きしておりますから重々承知しております。家を提供するだけならば、空き家、特に福井団地を利用し、町が買い取るとか賃貸するなどの方法があるわけですが、なぜ、あの危ないと言われた土地に建てることにしたのか、これをお聞かせください。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ありがとうございます。危ないと言いますか、これから住宅建設をするのは住宅供給公社にお願いしていきますけれども、私は心配をクリアした状況であそこの土地が使えると、こういうふうになると思っております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 答弁が不完全です。なぜかと言うと、建設課長はこの道路にはこれだけお金が掛かるということであるし、今後も固い土地ということにするにはそれだけ金が掛かると言っています。それなのに、なぜその土地にこだわっているのかお聞かせ願いたい。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） こだわりと言うか、何が何でもあそこに誘致して来なければならないという個別な理由は持っておりません。

立地条件といい、私はそういう意味では適地という判断で、たまたまL字型に走る道路については路盤工等々によって少し積算が高くなっているという説明をしましたがけれども、町内の他の地区にそういう心配がある所が無いのかと言えば、道路を作っていく上でいろいろな所にそのような問題はいっぱいあるので、私はそういう意味では議員が心配するほどの大変な土地に建設していくというイメージは今のところ全く持っておりません。

是非、それどころか良いイメージで入居者が入っていただくようご協力をいただければと思っています。

○議長（清水満） 質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 42 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第 13、議案第 43 号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 43 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 43 号 町道路線の認定についてご説明いたします。提案説明書の 6 ページ中段をお願いします。

認定理由は、未認定道路の新規認定です。

認定路線は、町道 M3-504 号線です。

起点は、飯綱町大字黒川字原田 3211。

終点は、飯綱町大字黒川字原田 3209。

延長は、116 メートルです。

幅員は、5.8 メートル～5.8 メートルです。

新たに道路を認定するため、起点・終点の設定行為を行うことです。町道 M3-504 号線は、東黒川原田地区の住宅地造成地内の道路になります。よろしくご説明いたします。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 43 号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎請願の付託

○議長（清水満） 日程第 14、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配布した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎陳情の付託

○議長（清水満） 日程第 15、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布した陳情書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（清水満） お諮りします。

6月5日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、6月5日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

散会 午前11時26分

令和元年6月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和元年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年6月5日（水曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	青山 弘
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
14番	大川 憲明	15番	清水 満

欠席議員（1名）

13番 原田 重美

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	合津 俊雄
教 育 長	馬島 敦子	代表監査委員	山本 孝利
農業委員会長	清水 藤一	選挙管理委員長	三ツ井 吉次
総務課長	原 章胤	企画課長	徳永 裕二

税務会計課長	永野光昭	住民環境課長	梨本克裕
保健福祉課長	山浦克彦	産業観光課長	土屋龍彦
建設水道課長	土倉正和	教育次長	桜井俊次
飯綱病院事務長	大川和彦	総務課長補佐	高橋秀一

事務局職員出席者

事務局長	笠井順一	事務局書記	荒井智雄
------	------	-------	------

一般質問一覧表

順	議席	氏名	発言事項
1	3	中島和子	1. 多世代交流による地域の活性化について
			2. 町の人口増加に関わる施策と現在の地域活動の存続について
2	6	原田幸長	1. 三本松周辺農業拠点整備計画に係る影響評価について
			2. 道路施設の交通安全対策について
			3. 救命処置の実技講習会について
3	10	青山弘	1. 建設中の多世代交流施設について
			2. 各種計画策定に伴うコンサルタント委託について
			3. 消防団の充実と災害に強いまちづくりについて
4	1	清水均	1. 空き家対策のこれまで成果と今後の課題について
			2. 町内の各家庭に保存されている郷土史に関する資料の収集と保存について
			3. 未登記道路の登記手続きについて
5	5	瀧野良枝	1. 学校給食を核とした「食と農」の町づくりを
			2. 「食と健康」の住民意識の向上を
6	12	渡邊千賀雄	1. 町長の政治姿勢を問う
			2. 飯綱町におけるエネルギービジョンについて
			3. 農地への樹木の繁茂、はみ出しに対する農地保全策について
7	11	樋口功	1. 第2次飯綱町総合計画及びその実施における「共動」の現状と今後の取組について
			2. 男女共同参画社会づくりの現状と今後の取組について
8	9	伊藤まゆみ	1. 会計年度任用職員制度の対応について
			2. 医療と介護の連携強化を
			3. 子ども条例の制定を
			4. 放課後児童クラブの指導員の配置について

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清水満） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。これより、令和元年6月飯綱町議会定例会を再開いたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（清水満） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序等につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質疑、答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いしたいと思います。

◇ 中 島 和 子

○議長（清水満） 発言順位1番、議席番号3番、中島和子議員を指名します。中島和子議員。

〔3番 中島和子 登壇〕

○3番（中島和子） 議席番号3番、中島和子です。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、世代間の交流、多世代交流についてですが、以前、信毎の「斜面」の欄に、世の中の現状を捉えた記事の掲載がありました。

そこでは、気が付けば子供はゲームにスマホ、お年寄りには趣味や旅行、それぞれタコつぼに入っているかのような世の中である。途切れたつながりをどう結び直すのかと問い掛けていました。これは、昔あった駄菓子屋のような、子供と高齢者の交流の場がなくなったこと

でもあり、子供とお年寄りに限らず、子供や若者、高齢者の多世代間の交流が減ってしまったことで、希薄なつながりがもたらす乾いた社会への筆者からの警鐘だと思われます。

地域社会における人々のつながりはコミュニティづくりの原点ですが、ライフスタイル、考え方、全てにおいて多様化にあふれた現実、それぞれに自分の世界を持ち交わることが少なくなった今の社会は、コミュニティ内での関係性の希薄化に拍車をかけているようです。そして、飯綱町の人口は全国平均より速いスピードで減少しているそうです。

そんな中でも、今、若者や都会暮らしの人から、田舎の自然に憧れ、古民家での暮らしや食生活もスローフードへと見直されてきていることも事実です。様々な状況が混在した成熟社会への転換期と考えるべきなのでしょうか。

さて、我が町でも集落機能の衰退が進む中、回ってくる役が多くて負担になっている現役世代や若者、そして基幹産業である農業を支えているのはほとんどが高齢者です。町では、子育て支援、高齢者対策として、それぞれの世代での交流の開催に多く取り組まれています。多世代交流の場、子供、若者、高齢者、障がい者が一緒に集える場の設定が比較的少ないと感じます。多世代交流は、地域活性化への原動力として大きな効果があります。これは、町が取り組まれている集落創生事業のように自発的に地域住民から始まるのが望ましいのだと思いますが、それぞれの世界を持ち、つながりが途切れてしまった現状に対し、今は多世代交流の大切さを学び住民意識の共有をすべきと考えます。行政の役割として、今後どのような対策をされますか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。非常に総論的に大変大きな課題を提唱されているという認識をさせていただきます。

確かに多世代の交流は、議員がおっしゃるとおり地域の活性化に大きく影響するものと考えておりますけれども、例えば、具体的に深沢地区の多世代交流施設は、旧三水公民館の跡地と言いますか、老朽化した建物をどうするという検討の中から生まれてきた事情も反面ございま

す。多世代の交流を大きなメインにして建物の建築を検討してきたという点もちろん一面あるわけですが、公共交通のバスの基であるというような点、旧深沢商店街の中心地であるという点から、地域の活性化とそういうもろもろの面を総合的に多世代交流施設というような形で、今、進んでいるのが現状でございます。

議員は多分、町として多世代の交流というものをこれからどうやって取り組んでいくかという大きな問題のご質問だと解釈させていただきますと、これは本当にここで簡単にお答えを出せる問題ではないと心得ております。

今の時代、そもそも家の造りが昔は縁側があつてみんなが寄りやすかった家から、誰もが入って来られない家に造り替えてきてございます。したがって、小さい時から人の家へ簡単に寄ってお茶を飲んでいくというような生活スタイルよりも、よその家へはなかなか入って行ってはいけないという教育をされて育ってきた世代と、おじいちゃん、おばあちゃん、そしてお嫁さん、よそから来た人たち、またそういう人たちが一堂に会するというのは、私はスポーツとか、または趣味とか、または映画とか、音楽とか、そういう一定のツールを通じて、この多世代がある時間帯に交流するなど、そういう形をこれから行政としては模索していくことだろうと思います。

町民運動会、球技大会というのもその一つではないかと思いますが、そのように考えていますが、この問題は教育の問題でもあり、福祉の問題でもありますので、若干答弁が長くなるかもしれませんが、教育委員会と福祉からも答弁をさせます。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今、中島議員からご質問の多世代交流ということについて、教育委員会の立場から若干述べさせていただきます。

中島議員がおっしゃることは、本当に地域を支えていく上で一番根幹に関わる大事な問題だと思っています。飯綱町として、教育委員会はこれからどうやって子育て、それから子供の教育といったものを充実させていくかといういちばん大事な柱として、多世代の交流というもの

を考えています。

具体的に言いますと、今、小学校・中学校では、高校も含めてそうですけれども、地域授業に大変力を入れています。それは、地元の子供がふるさとのことをよく学び、ふるさとのことをよく知る、そしてふるさとを愛する、そういう子供を育てたいという思いがあるわけです。

では、そのふるさと学習を誰が担うかという地域の方です。特に地域のボランティア団体やお年寄り、それから地域のいろいろな団体の方が学校等の交流を通して子供たちにふるさとのことを教えてくれています。

また一方で、学校からも子供たちが、自分たちが地域に出て、地域と交流を持とうという活動も始まっています。具体的に言いますと、地域の公民館とかでお年寄りが集まっていきいきサロンなどを行うときに、中学生がそこにお邪魔して交流をするなど行っています。

それから、もう1つはやはり子育て支援です。子育て支援を充実していく上で欠かせないのが地域の協力です。例えば、保育園など行政側のいろいろな施設とかを充実させていく必要はあるわけですが、やはり地域の子供は地域で育てるという視点で、これからもやっていきたいと思っています。

具体的なことはここでは全部申し上げられませんが、そういうことの具現化に努めていきたいと思っています。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 保健福祉の関係では、一番は少子高齢化・人口減少という大きな課題が現在ありまして、この危機を乗り越えるために地域力の強化、地域共生社会というのが法改正等で求められております。その拠点としての展開をということで考えております。

その中身としまして、特に地元の深沢地区は高齢化率が44.5パーセントと大変高い地区でございます。地域とイベントなど協働することで、集落の再生にもつながるのではないかと考えております。

また、子供との多世代交流施設のあり方ですが、現在は子ども食堂、「天狗カフェ」と言って

町民会館などで活動しているわけですが、子供の居場所として、新たな拠点で天狗カフェを行い、どう子供たちを育めるかということも多世代交流施設では検討しながら、学習支援的なものの中に取り入れていかなければならないという課題もありますが、子供たちとそれを支える側の構築ができればと考えております。

また、パワリハの機器の設置ですが、現在、福井団地等で設置されておりますが、これは利用されている高齢の方と支える健康な方、年齢的な差がありますので、若い方と高齢者の世代間交流にもなっています。利用される方については、実際に若い方のグループもおります。多世代交流施設でも、そういう組織ができれば良いと考えております。これから、いろいろ検討する中で考えていきたいと思っております。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） いろいろお聞きいたしました。続けます。

第2次総合計画では、地域交流の分野があり、交流の場の創出では若者から高齢者まで多世代の人々が気軽に集い合える地域場の場づくりを推進するとあります。そこでは、伝統文化の伝承においても、人的資源や地域資源を生かした幅広い分野での地元力の構築が期待されます。そして、計画の中では地域に貢献する活動に自主的に携わる人材の育成、活動に取り組む団体の支援をしていくとあります。集落の自主的な取組を推進していくリーダーの育成、これは非常に大切であり、今、求められていると思います。中宿、横手地区では、リーダーのけん引力が実績につながっているとも聞いております。

集落創生事業では、多世代交流の中心となる若者、女性の参画を促し期待しています。しかしながら、ほとんどの地区ではいまだに集落の運営は男性が多く、行事の参加者も固定化し少なくなる一方です。集会に多くの年齢層の区民が参加できるような組織にするためには、更に中心となるけん引力のあるリーダーの育成が必要になります。

町もこれまで職員の研修に力を入れてこられました。その育成、支援の成果はどうかであったのか、今年度の活動の事業計画の取組は増えたのかお聞きいたします。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えします。まず、集落創生事業ということでお答えをさせていただきたいと思います。

集落創生事業につきましては、若者や女性の意見を十分に反映させました集落の将来プランを作成しまして、その実現に向けて地域が自ら取り組み、元気で活力ある集落をつくっていきましょうというものですので、集落によって取組方や状況も様々ではありますけれども、例えば町内で最も早く取組を始めている、議員からもお話がありました中宿区につきましては、若い世代を中心に創生委員会を組織しまして、多世代が一緒になって様々な活動を実施することで、結果として地域のリーダー的存在が育成されてきていますし、多くの地域で従来の区・組の組織とは別に、若者、女性を中心とした集落活性化のための新たな組織が立ち上がるなど、この集落創生事業については一定の成果が徐々に見られていると思っております。

また、計画の策定や事業の進捗の中で、女性の皆さまがどの程度関わっているか数字的に見ますと、各地区で委員会組織がつくられておりますけれども、全体で委員さんが 113 名おられるうち 41 名は女性ということで、36.3 パーセントの方がこの集落創生事業については女性が関わっていただいているという状況で、現在進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） 多様なライフスタイルの中での人材育成は大変難しいですが、若者を中心に活気ある組織の構築が求められ、各世代がいて知恵を出し合うことだと思います。

交流の場の創出でも、まちづくりに関する講座の開催計画があります。町と議会の共催になりますが、これまで開催してきた町民講座には若者の参加がほとんど見られません。講座の内容を、ときには子育ての年代層に焦点を合わせてみることも、若者の動員につながると思います。町の動きに興味を持ってもらうことが大切と考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町民講座は、今年も計画を進めているところでございますけれど、全く同感でございます。これまで来ていただいた先生方、非常に素晴らしい先生方ございましたけれども、いわゆる若年層とか子供さん、子供と言っても中学生以上、高校生、そこら辺の人たちには少しまだ馴染まない面もあったのかなというイメージを持ってきました。できれば、宇宙飛行士やオリンピック選手など、そういう将来、「よし、僕も、私も、あんな人になりたい」と思うような人に来て講演していただければと、今、議長さんとも一生懸命相談しているところでございます。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） さて、集落組織の維持の取組の一方で、区代表者会議では28年度から始まった集落創生事業の進捗状況を見ながら、区・組の存続の手段として、幾つかの単位組織による新しいコミュニティづくりへと移行できるか動向を見守り、検討していくとあります。

特に少人数地区では、自治活動の成立が難しくなってきます。更なる検討が必要だと思いますが、代表者会議での現況はどうなのか、そしてその課題は何かをお聞かせください。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 人口の減少、高齢化の問題は、全国的な問題となっております、町でもいろいろと本格的にどういうふうに対応したら良いかということで、今現在進めているところでございます。

そして、地方創生事業を進める前からそういう形で検討をしてきたところでございますが、先の代表者会議、平成29年でございますが、区代表者会議におきまして、町として新しいコミュニティの考え方というものを示した経過がございます。ただ、結果といたしましては、それを望んでいる地域、それと望んでいない地域があるというのが現状でございます、基本的には本当の意味で切実な状況になってこなければ、なかなか進んでいかないデリケートな部分を占めているものと課題として思っているわけでありまして、

今現在、集落創生事業が進んでおりまして、現在11集落で取り組んでいるところを鑑みて、

この状況を今、見守っているという状況でございます。やはり、もう少しお時間をいただきたいというのが現状でございます。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） 次に、今、町長や福祉課長のお話にもありました、深沢地区に建設される世代間の交流の拠点として期待される多世代交流センターについてお聞きいたします。

敷地内土壌のオイルの除去作業も済んだわけですが、その後も、住民からは工事が一時ストップしているという声もあり、現在はまだ基礎工事の段階のようです。現場に行ってみますと、工期は平成30年7月24日から令和元年12月14日までとなっています。当初の計画より遅れていますが、進捗状況等はどのようなのでしょうか。お聞きします。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。ご質問があった多世代交流施設でございますけれども、施設の建設工事につきましては、今、議員からもお話がありましたとおり12月の上旬の竣工を目指して工事を進めているところでございます。

その他、施設の管理運営体制につきましては、施設の管理運営計画というものを策定しまして、現在その細部を調整しているところでございますけれども、具体的な計画がまとまり次第、設置条例の整備ですとか、指定管理者の決定、またテナント部分の詳細決定、名称、愛称、ロゴマーク、こういったものの決定などの手続きを順次進めてまいりたいと思っております。

おおむね9月定例会におきまして、詳細をご報告できる状況になると考えているところでございます。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） 続きまして、先ほど福祉課長からもお話がありましたけれども、多世代交流センターはボランティアセンターの移転、パワリハ機能の導入、飲食の併設、そして公共交通手段の確保等、地域コミュニティの再構築と多様な連携、交流による地域活性化、にぎわいのあるまちづくりをコンセプトとしています。

ここには、新規事業として多世代の地域住民が交流できる新たな場所づくりプロジェクトが生まれ、地域おこし協力隊員の採用も予定されていますが、他の福祉事業所と連携した事業計画になるのでしょうか。異年齢間の交流を目指す新たなプロジェクトの内容はどんなものか、大変期待されるわけですが、多世代交流拠点整備の施策の方向をお聞かせください。先ほど、福祉課長からも若干お伺いいたしましたが、地域おこし協力隊員を交えての新たなプロジェクトとは、どんなものなのかお聞かせください。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。申し上げましたように、現在、施設の管理運営計画というものの細部を調整しているところでございますので、その計画に基づいて、施策を展開していく予定でございます。

多世代交流施設につきましては、その名のとおり多世代交流による新たなコミュニティ拠点としての役割を期待していますので、先ほどからのお話のとおり、子供から高齢者まで様々な形で利活用できる仕掛けをしていきたいと考えているところでございます。

管理運営体制に関する方針でございますけれども、施設全体の管理運営につきましては、社会福祉協議会が主体となって行うことを現在想定しております。施設と言いますか、機能ごとの管理運営体制につきましては、基本理念というものを設けておりますけれども、「子供から高齢者まで地域内外の多くの人々が集い、憩い、出会い、みんなの知恵と工夫と共働で使い育てる多世代交流施設」といった基本理念に基づきまして、関係団体と連携を図りながら、利用者ニーズへの対応、効率的な運営体制を構築していく予定にしているところでございます。

具体的には、管理運営に関わります全体調整や施設、機能間の連携を図らなければいけないと考えておりますので、各施設の管理運営者等で構成します協議会組織を設置したいと思っております。日常的にスタッフ間の連携と情報共有を図るため、定期的にこういった連絡会議を開催することも予定しているところでございます。

また、施設の運営や事業、また活動に、多くの住民が参加し、住民と共に交流の拠点として

の機能を作り上げていく。そのために、地域の住民や組織からの提案なども踏まえまして、住民による運営サポート組織の設置を検討する。その他、施設の利活用や運営に関わるボランティア団体の育成等、活動の基盤づくりを進めていく予定にしているところでございます。

先ほどからお話のありました、地域おこし協力隊につきましては、施設の運営、いろいろなイベントの計画づくりも含めまして、地域の皆さん、商店街の皆さん、こういった方も巻き込んで地域の活性化が図れるような活動をしていく予定でございます。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） 多世代交流センターについては、先ほど申しましたが大変期待しておりますので、今後も検討をよろしく願いいたします。

次に、先日の飯綱中学校PTA総会での今年度の事業計画によりますと、先ほど教育長さんもおっしゃいましたが、各地区でのいきいきサロンとの交流会が計画されていました。7月9日だったと思いますが、中学生が各地へ訪問してくれることになっています。孫のような生徒との交流がどんなものになるのか、地区の参加者はとても楽しみにしています。今後も、このような交流は必要かと思われま。

そして、女性団体である飯綱女性会議でも、多世代交流の大切さをテーマにもう一度自分たちの地域を見つめ直してみようと、子育て中や若い女性との交流の場を設けました。町の将来、そして自分たちの生き方を考え、できることやできないことに関わらず、妄想しながら夢を語り合おうと飯綱女性会議版の妄想会議として企画いたしました。私たち自身の世代も、若者と話をする機会が大分少なくなっておりますので、一堂に会して懇談を設けることにより、少しずつお互いを理解できるような集まりを目指しています。

当日は、30代から80代まで、幅広い年代層の参加者で会議を開催することができ、干涉するのではなくて、お互いにうまく付き合っていきたいとの思いが伝わってまいりました。その妄想会議では、「日本一女性が住みたくなる町」もテーマの一つとしています。それらの意見の中から集約したものを申し上げます。

最初に、妄想だから根拠のない話から始まっても良い、どんな生活にしたいのか語り合い協

力していくこと、そんなことから今の直売所や加工所の実現につながっているのではないかと
いう話から始まりまして、いろいろな発言がございました。

こちらは若い方の声ですが、働く女性の需要も増えていることから、駅周辺にコインランド
リーが欲しい。そこにカフェが併設されていれば、待ち時間に利用できて交流の場にもなると
の意見もありました。このことにつきましては、まちづくり会社でも廃校利用で検討事業とさ
れています。コインランドリーの設置は、企業誘致かオーナー経営とかありますが、環境や衛
生面を十分に考慮して検討をお願いしたいと思います。

また、ある地区の方からですが、若い女性や子供の声が聞こえないさみしい地区になっ
てしまった。地区の行事に帰郷する方も少しはいらっしゃいますが、町外へ流出した若者が自分の
ふるさとに誇りを持ち、そのときだけは田舎に帰ってきたくなるような飯綱町らしいイベント
が欲しいという声がありました。町は流出した若者に対し、ふるさとに引き寄せるような企画
を考え、転出者に向けて情報発信をされていますか。今は、在宅ワークも可能な時代です。田
舎暮らしが見直され、全ての人が都会に向いているとは限りません。移住者の受入れとともに、
流出した若者を迎え入れることも検討すべきです。何か町の施策はありますでしょうか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。若者向けのイベント等々は、各担当課でそれぞれ
いろいろと工夫をしながら行っているところでございますけれども、その情報発信というところ
でお話をさせていただきたいと思います。

現在、町出身者ですとか、学生等の転出された方向けに特化した形での特別な情報発信等の
取組をしているということは特にございませぬ。そういう状況でございます。情報発信につき
ましては、SNS等を活用した情報発信を主に取り組んでいるところでございまして、具体的
には町のホームページ、また「いいいいいづな」の他、Facebookで情報発信をして
いるとともに、そのFacebookにURLというものを載せまして、電子ブックで広報を
見られる環境などもつくっております。

また、今年から「マチイロ」というスマホのアプリになるわけですが、こういったものも導入しまして、電子ブック、デジタルブックで広報紙が見られる環境をつくっておりますし、そのアプリに登録していただくことでホームページの新着情報がスマホに届くというような取組もしているところでございます。

このような、若者が通常情報を得ているであろうという手段を活用した情報発信によりまして、若い世代に町の情報が伝わる環境に現在あるのではないかと考えているところでございます。

今後も、転出された皆さま等に向けまして、より訴求力のある情報提供の方法、いろいろとSNSの他にも方法がございますので、そういったものも今後引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） 今、お聞きしましたが、情報発信の方法としてですが、例えばですが、予定されている各種イベントなどを町出身の大学生や転出者に向けてチラシを直接郵送して、ふるさと飯綱町からのお誘いをしてはいかがでしょうか。

例えば、成人式の案内でリサーチされた名簿を利用し、通知に同封することも考えられます。ホームページの配信による不特定多数の方宛よりも、より伝わる部分があるのではないかと思われますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 具体的に成人を迎えられる方へのご案内のところに、それ以降の情報をお伝えするという事は十分可能だと思います。

でも、今はなかなか行政でやる仕事であっても、名簿の閲覧とか情報はその目的以外の利用は行いませんというような形で個人情報保護の徹底を図っておりますので、そこら辺の整合性はしっかり図らなければいけないと思っておりますが、基本的にはそれぞれの、平出なら平出にいらっしゃるお宅に、お孫さんでも息子さんでも県外に行っておられる方の所へ、もし良かつ

たらこんな情報を配っていただければありがたいという形でお願いしていくことも一つかと思
います。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） 集落の人口は下降線をたどるばかりですが、ある女性から、都会に暮らし
ていた次男が家族とともに農業に携わるために町に戻ってきたという話をお聞きしました。都
会に暮らしていると、幼少期の頃に馴染んだ四季折々に姿を変える田舎の風景というものが、
いつも心の中にあり、懐かしく思い出すものです。それは、私も経験しておりますので、帰郷
する方の気持ちが大変よく分かります。

今、周囲でも飯綱町に戻り農業をやりたいと考えている方、男性に限らず女性も何人かいら
っしゃいます。後継者ではなくても飯綱町に住もうと思ひ、Uターンされた方のために町がで
きる補助としてはどんなものがあるのか。定住促進事業でもある新築住宅等の補助金制度は、
28年度から中古住宅購入やリフォーム補助に制度が替わったようですが、新築住宅へのものは
全く無くなってしまったのでしょうか。また、補助事業の拡充や新規事業の計画というものは
お考えでしょうか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。まず、新築に関する補助でございますけれども、
これは残念ながら現在は実施していないという状況でございます。

その他の住居の補助に関しましては、まず「未来の三世代同居家賃応援助成金」ということ
で、最大3年間の家賃補助制度がございますし、今、議員からお話がありましたとおり、「移住
定住促進中古住宅等購入費補助」ということで、中古住宅の購入等に当たっての補助、また移
住・定住応援リフォーム補助という形でリフォームの補助など、若者の移住・定住促進を目的
とした住居補助制度がございますし、また別の面で子育て応援祝い金事業、こういったものも
Uターンのインセンティブに寄与する助成事業になるかと思っております。

また、直接移住者等への補助ということではございませんけれども、今年度、町では空き家

の所有者等を対象に「空き家財道具等処分支援補助金」も新設しておりますし、県と町で県内企業等の担い手不足の解消ですとか地域課題の解決、また県内への移住の促進を図るため、県外、東京圏一都三県ですとか、愛知県、また大阪府から移住し、県内で就業または創業しようとする方には、細かい要件は少しあるわけですが、このような方に対して、最大で100万円、国の施策でもあるわけですが、100万円の移住支援金を支給するという制度がスタートしているところでございます。

Uターンを促していくための補助制度につきましては、現在の制度、こういったものも当然検証していくことが必要だと思っておりますし、制度拡充ですとか創設等について、今後も引き続き検討してまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは、農業関係でIターン、Uターンで戻られた方への支援施策について簡単に説明させていただきます。

まず、Iターンでこちらの方で本格的に農業をやりたい方につきましては、国の補助事業で「農業次世代人材投資事業」という制度を使っております、年間150万円の交付金を支出しているところでございます。

国の補助制度に該当しない飯綱町の認定農業者のお子さんで、農業をやりたい方について、今までは就農のお祝い金ということで30万円を支給していたわけですが、新たに制度を改正しまして、今年度から認定農業者の経営を継ぐ親元就農者は、年間60万円を最長2年間交付する。そういった事業を町独自で新たな制度として始めておりまして、農業でIターン、Uターンで戻られて来る方の応援を町でも積極的に行っているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） お聞きしますが、町はUターンされた方の人数というものは把握されているのでしょうか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。今、手元に具体的な数字は持ってきておりませんが、転入の際に窓口でアンケートをお願いしております、そのアンケートを県とともに町でも集計しております。ただ、Uターンに限って出せるかというのは少し微妙なところがあるわけですが、全体的な数字は把握しているところでございます。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） 分かりました。そして、夢を語る妄想会議から現実的な話になってしまいましたが、町の課題点等を話し合っていく中で、いつも深刻な問題として話題に取り上げられるのが今後の町の姿です。

仕事を退職してから夫婦で営んできたりんご畑、水田も年々重労働になり手が回らなくなってしまったこと。昔なら跡継ぎがそのまま継いでくれたが、守ってきた土地が荒れていくのを目の当たりにすると、悔しさともったいなさを感じる。空き地の草刈りもボランティアでできる人も徐々に減っていく中、生活道路の脇には草が覆い被さり、以前のように孫を遊ばせることもできない。自然の中で安心して子育てをする環境ではないこと等々、若者の流出や農業従事者の高齢化、今後の地域生活に対し不安を抱えている方がかなりいらっしゃいました。

町では、農地の保全、景観に対する機能を維持するために、中山間地支払事業や中山間地の活動から外れる部分を補助するとして、多面的機能支払事業を組織、団体を対象に行っていますが、それらの補助事業はどのような扱われ方が多いのか。多面的機能支払事業では、今申し上げましたような住民の手が回らなくなった一番身近な生活区域の荒廃地対策にもつながる、移行できるものなのか。他に対応する補助があるのか。そこをお聞きいたします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。まずは、中山間地の直接支払事業でありますが、町内で22集落実施をしております、町で交付している交付金額は約7,000万

円でございます。

続いて、多面的機能の支払交付金事業でございますが、12集落で実施をしております、交付金額は約1,800万円という状況でございます。

両事業によりまして、町内の水田の約65パーセント、畑については約15パーセントをカバーしております、農地とか農村風景の維持という点で大きな役割を果たしていると考えております。

各集落で行われている主な共同作業でございますが、遊休農地の発生防止、あと水路、農道等の維持、保全活動等でございます。30年度の各集落の実績を見ますと、水路の泥上げ、草刈り、農道ののり面の草刈りなどの共同作業の際、本事業を使って参加者に日当を支払っている状況のようでございます。

また、地区によっては農道の補修ということで、地域住民の皆さんが共同で農道の舗装を行っているようでございます。あと、特徴的な事例としては小玉地区でございますが、農道ののり面を草刈りだけではなくて、その後、花を植栽して良好な農村風景の維持に本交付金を活用しているような事例がございます。以上でございます。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） 次に、作業を依頼したくても、人材活動の組織自体も高齢化による衰退が懸念される中です。金銭的なものでは解決しない高齢化による担い手不足など、将来の集落維持に向けて、町はどんな対策をお考えかお聞きいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全体的なこれからのことですので私から申し上げて、細かい点は担当からも申し上げたいと思いますけれども、いわゆる行政がどこまで力があって、どういうことまでできるのかというのを、そろそろ真剣に考えていただかなければならない時代に来ていると思っています。集落を維持していくために、行政からかなりの支援がないと集落が維持していけない状況になってしまうということは、延々と支援をし続けていくことが可能なかどうか。

これから人口の減少、少子高齢化によって、私が再三申し上げている財政的には収入の少ない時代に突入していきます。一方では、国は大きな借金を抱えているために増税をしていく、恐らくはその動きというのが必ず出てくると思っていますけれども、そのような何重苦という世界の中で、どうやって集落として生き残るか。逆に言えば、一住民として、家族としてどうやって生き残っていくかは、正しく集落創生事業の中でご検討いただきたいと思います。

私たちの集落は、この部分までは何とかもう十年は地元でできるけれど、その後については、この作業については、何としても秋と春だけは行政でこういう機械を使ってやってもらうことはできないか、こういう検討を是非していただきたいと思っています。それは、恐らく集落ごとにいろいろな事情に違いが出てくるのではないかと考えております。それを踏まえて、どういう対応していくかということを、私は地元と一緒に検討する中で、大きな意味では地元を支援していく形で行政の役割を果たしていきたいと思っています。

答えになったかどうか分かりませんが、原点に戻りますけれど、集落創生事業への取組を是非行ってほしいし、またそれを取り組むには、やはり一定の戸数と言うか規模がないと、どうにも動きが取れないのではないかと考えておりますので、議会の一層のご協力をお願いしたいと思っています。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 企画課でどのような対策が考えられるかということを少しお答えいたします。

既存の地域作業等の維持というものを前提とさせていただければ、結局は金銭的ですか、人的な支援以外には方法がないと考えておりますが、その仕組みをどうするか検討する必要があるかと思います。

例えば、関係人口づくりや出身者等との交流会、こういった機会を通して作業とイベントを兼ねて取り組むということも考えられます。こうしたことを集落創生事業で取り組むというのを考えてはどうかと思いますし、そうしたアイデア出しや仕組みづくりなどにつきましては、

職員地域担当制を活用しまして、一緒に取り組むというのが今後の方向性ではないかと考えているところでございます。

また、今年取り組む一例を申し上げさせていただきたいと思います。町では、今年度新たな取組としまして、モデル地区を設定したいと思っております。飯綱町は、町外の人に自然や田舎暮らし体験など、町が持つ価値を提供する。一方で、都市部の方には労力という価値を提供していただく。飯綱町の住民が持つ課題と都市部の住民が持つ課題をそれぞれ解決し合うという「価値交換プロジェクト」というものを考えているところです。

具体的には、議員からもお話があった慢性的に地域活動の担い手が不足している地域の労働力として、そこに滞在して労力を提供してもらう仕組みの実証プロジェクト、こういったものを考えていきたいと思っております。

また、昨年度から千葉工業大学と金沢工業大学の学生と取り組んでいます共同プロジェクトがございますけれども、この授業でも人口が減って継続が難しくなっている地域の行事等、こういったものに学生が参加、協力をする取組も今年引き続き行っていくということで考えているところがございます。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） 団塊の世代が頑張れるのもいつまででしょうか。町の将来がどんな姿に変わっていくのか大変気になるところです。

そんな中ですが、うれしい情報もありました。私の地元地区のお祭りの保存会のメンバーですが、空き水田の提供を受けて、米の栽培、酒米とお聞きしていますが、米作りに取り組もうとしているようです。若者も加わり、空き時間を利用しながら少しずつ進め、チャレンジしようとしています。

これは、集落創生事業の中での計画ということで、まだまだ準備段階のようですが、将来若者の営農組織につながるかもしれません。そんな小さな芽を大切に、町は事業終了後も継続できるように温かく見守って応援していただきたいと思います。

最後に、妄想会議当日の結論といたしまして、大きな都市では伝わりにくいことも、人口1

万人程度の町だからこそ情報が伝わるのがメリットであり、ほどよい人口規模が飯綱町の利点であることに気付きました。この町の良さを生かしながら、地域住民が意見を言えること、自分たちのまちづくりを進めていくことが重要だと思います。妄想会議は今後も予定しております。多くの方に参加していただき、女性議員も参加しておりますので、今後、会を重ねて、そこで見えてきた課題等がまとまりましたら、また提言できればと考えております。これで、私の質問を終わりにいたします。

○議長（清水満） 中島和子議員、ご苦労様でした。

暫時休憩に入ります。再開は10時5分をお願いします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時 5分

◇ 原 田 幸 長

○議長（清水満） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号6番、原田幸長議員を指名します。原田幸長議員。

〔6番 原田幸長 登壇〕

○6番（原田幸長） 議席番号6番、原田幸長です。通告に従い質問させていただきます。

初めに、三本松周辺農業拠点整備計画に関わる影響評価について伺います。

町長がおっしゃる、いわゆる道の駅的な構想を持つ農業拠点整備のことについてでございます。3月の定例議会で計画の基本設計図をいただいて期待したことは、この施設が完成し、順調に運営されていくなれば、農業の発展や地域の活性化は間違いないと感じているところでございます。そこで、何点かお聞きいたします。

最初に、計画値の総面積6,530平方メートルの複合施設については、造成・建設について、県の例規等も含め法的に該当するものはどのようなものがあるかお伺いいたします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、本施設整備の計画地は、農用区域での開発でございますので、「農業振興地域の整備に関する法律」及び「農地法」の制限を受けることとなります。この法律に基づきまして、農用区域からの除外、いわゆる農振除外が必要になり、また、農地を宅地等に転用するため許可申請が必要となります。

また、施設の建築になりますので、建築基準法の制限を受けることになりまして、この法律に基づきまして消防同意を受けた上で建築確認申請を行うこととなります。

また、三本松の農業拠点施設周辺を、先ほど議員からもお話しのとおり将来的に道の駅にする構想をこれまでお示しいたしました。その中で、町が主体的に実施をいたしますのは、休憩施設を含む農産物直売施設とフルーツ加工施設の建設でございます。町が主体的に整備する部分につきましては、整備計画の敷地面積は約2,960平方メートルとなっております。

また、農産物直売施設に隣接する24時間使用できるトイレや情報館、あと駐車場など、道の駅の核となる設備につきましては、県営事業として整備していただけるよう、今後、町から県に要望をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。続きまして、飯綱町の条例等に抵触するものなどがないかということ伺いたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。通常、1,500平方メートル以上の宅地等の造成及び土地の形質変更等を行うような開発になりますと、町の条例で「飯綱町自然環境保全条例」による開発行為の許可申請が必要となります。ただし、本施設整備は、町が実施主体でありますので許可申請は必要ございません。

町としては、町自然環境保全条例の趣旨にのっとりまして、自然環境及び生活環境の保全、災害防止に十分配慮しながら、本施設整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 今、お聞きいたしました、県と町に該当する法令などがあれば、その規制等の内容はこういったものがあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。先ほどの法令の関係で、今、規制に対する許可申請を行っているところでございますが、その進捗状況について答弁をさせていただきます。

まず、本施設整備に関わる農振除外につきましては、現在、公告期間中であり、問題がなければ計画地について今月末には農振除外となる予定でございます。町は、農振除外後、農地転用の許可申請を行う予定でございます。全て順調に行けば、本年の7月末には農地転用の許可が得られるのではないかと考えております。

あと、施設の建築につきましては、現在、実施設計を行っているところでございまして、建築基準法に沿ったものにするのは当然でございますが、町の玄関口にふさわしい直売所となるよう、現在、設計作業を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 1,500平方メートル以上のものについては、開発行為が必要ということでございます。今回、第1期で工事をするものにつきましては、その1,500平方メートル以上に該当するということがよろしいでしょうか。開発行為に含まれるということによろしいでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。私の答弁が紛らわしくて申し訳ありませんでしたが、まず町の自然環境保全条例による開発行為基準は1,500平方メートルを超える場合でございます。国土交通省令で定めるところによる都道府県知事の許可を受ける必要がある開発行為につきましては、3,000平方メートル以上になります。先ほども答弁いたしました、町の直売施設とフルーツ加工施設の整備計画は2,960平方メートルでございますので、県の開発

行為の許可は必要ない状況でございます。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。次に、計画全体について、行政の組織内で事前に検討された経緯はあったのかどうかということを伺いたと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。農業拠点整備計画に関わる規制等につきましては、町行政内の関係所管課から意見を聴取しているところでございます。

また、農業拠点施設の構想につきましては、町の6次産業化推進協議会、町の総合戦略会議等で検討をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） いろいろな該当する課単位で、農業拠点整備計画に関わる専門的なところで意見のやりとりがあったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） はい。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。実はこの計画の図面をいただいたのが、お話が最初にあったのが今年の2月ぐらいからお話を聞いていて、3月の議会で基本計画の図面をいただいたと記憶しているわけですが、この道の駅構想的な計画については、いつ頃からどのように検討されてきた経緯があるのか伺いたと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 検討を始めたのは、私、1回目は落選しましたが、選挙の公約と言いますか、やりたいことの1つに道の駅、三本松史跡等にそういう大きな直売施設を建設した

いという方針を出して立候補いたしました。

したがって、具体的に動き出したというのは、2期目、今のこの前の選挙で当選した以降に6次産業化と併せて検討をスタートさせてきました。したがって、具体的に動き始めたのは6年ぐらい前だと記憶しております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。詳細にだんだん詰まってきたというふうに感じている段階だと思っておりますが、現段階での課題についてはどのようなものがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。先ほども答弁したとおり、将来的には三本松周辺施設の道の駅の登録というものを目指しておりますが、トイレ、情報館などの道の駅の主要施設につきましては、県と町が一体で事業を行う、一体型により整備をしたいと考えております。

この場合、実施主体は県となりますして、トイレ等の施設は道路施設の一部というような形になります。町は、できるだけ早期に直売所と加工施設だけでなく、隣接する道の駅の主要施設の整備ができるように県に要望してまいりたいと考えております。

ただ、課題としては、県は国庫補助を見込んで実施計画を組むため、道の駅整備の予算を確保するというのはなかなか大変なようでございまして、道の駅としての整備時期の見通しを明確にできないという課題が現在ございます。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。県の補助の関係で、いまいち不透明な部分もあるということと理解しました。

計画地付近には、雨水排水ができる河川は無いと思われませんが、雨水等の対応はどのように考えられておられるかお聞きいたします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。既に計画地でボーリング調査を実施しております。地質の調査、あと水の浸透性等について調査をしているところでございます。その調査結果を設計事業者に提供して、雨水処理を含めた実施設計を進めているところでございます。

町としては、公共工事でありますので、周辺環境に影響を与えないよう雨水につきましては浸透方式による宅地内処理を基本に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 雨水排水は、浸透方式で行われていくということですが、平出地区につきましては、過去から焼き物を焼く登り窯が十数カ所あって、昔から地元の粘土を使って陶器を焼いてそれを使っていたという歴史がございまして、粘土層がかなりあるわけでございます。だから、浸透方式にして、降ったゲリラ豪雨に対応ができるのか、あるいは荒瀬原線を越えて道路排水に持っていき、つないで排水した方が安いのか、その辺は分からないわけですが、やはり自然浸透という形は難しいのではないかと自分の中では思いましたもので、再度検討していただいて、より良い、急な降雨があったときにでも対応できるような排水処置をとっていただければということをお願いしたいと思います。

そして、地下浸透方式ということでお聞きいたしましたが、その処理に対する影響評価というのはどういうふうな考えを持っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。議員からのご質問のとおり、確かに平出のあのような計画地域では、粘土質、いわゆる雨水の浸透性の低い箇所があることは存じ上げていただいております。

現在、ボーリング調査を行いまして、計画地の中でも地質の状況で雨水の浸透性の高い箇所と低い箇所があることが分かっておりまして、基本的には浸透性の高いエリアにおいて、地下

浸透処理を検討していきたいと考えているところでございます。今、それも含めて、実施設計を行っているところでございますが、雨水流量計算の結果、地下浸透で賄い切れないような状況が想定された場合には、地盤改良も含めて対応策について検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、詳細な雨水処理、あと影響評価については、今後、実施設計の中で詰めてまいりますが、周辺環境に十分配慮した設計にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。続きまして、下水の処理はどのように計画されておられるかということをお聞きします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 下水につきましては、農業集落排水に接続を予定しているところでございます。ただし、一番近い公共マスよりも施設の位置が低くなってしまいますので、公共マスまでは圧送管の設備整備が必要になるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。下水の処理については、農業の下水処理ということで確認いたしました。整備計画が完了した時点での経済効果に関する検証はなされたかどうかということをお聞きします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、経済効果の試算というのがなかなか難しいものでございまして、現在、新直売所の経済効果については試算しておりません。ただ、計画地の秘めるポテンシャルとして、新直売所付近の24時間交通量というものは、他の町内の

直売所と比較しても圧倒的に多くなっている状況でございます。

また、新直売所の位置は、福井団地、長野市、そういった消費地に非常に近いという大きな利点もございます。新直売所につきましては、観光案内所や体験農園機能も付加してまいりますので、既存直売所ムーちゃんのお客さんを継承しながら、観光客など新たな客層を取り込みますので、明確な数値ではお答えできませんが、非常に大きな経済効果があるのではないかと考えております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 荒瀬原線は交通量が非常に多いから期待ができるということだと思います。

マーケットリサーチはされたかという質問もあったのですが、今、お答えしていただいたので、その商圈と言うか、買ってくださるお客様の関係も、やはり福井団地と長野市の周辺ということでもよろしいでしょうかね。

それでは、最後に収支バランスの試算はされたかどうかということ伺いたしたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。現在、中小企業診断士に依頼をいたしまして、既存の町内3直売所の経営状況について、まず分析を行っているところでございます。これまでの既存の直売所につきましては、単年度赤字の年もあったようでございます。まずは既存の直売所の経営分析をしっかりと行った上で、新直売所を含めた3直売所を安定的に経営できるよう、現在、販売手数料や資本金額を含めて試算をしているところでございます。

町の6次産業化推進協議会の提言を基本に、町としては、1つの法人が三本松に整備する新しい直売所、そして、既存の直売所さんちゃん、既存の直売所四季菜を一体的に運営して、戦略的に安定的に三直売所を経営するということになっております。

町としては、そういった直売所運営を通して農家収入を増やし、町の農業振興に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。この施設が立派に最後まで完了して、そして飯綱町が誇れる農業拠点となるようお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

道路施設の交通安全対策について伺います。昨年の9月に一般質問をいたしました。建設水道課長が代わられましたので、見解も変わるかと思ひまして何点か質問させていただきます。

初めに、当町の1級、2級に認定されている町道の路線数と延長はどのくらいか。そのうち、外側線や中央線が敷設されている延長はどのくらいかをお聞きいたします。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 町道の路線数と延長ということでございますが、1級町道が19路線で3万8,537メートル、2級町道が43路線で4万5,637メートルでございます。そのうち、外側線が敷設されている延長につきましては、把握はしてはございませんが、中央線の敷設が必要な幅員5.5メートル以上の改良済みの道路延長は、1級町道で2万522メートル、2級町道が1万3,915メートルでございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 延長的に長いという印象を持ったわけですが、今、答弁のありました道路のうち、外側線も含めてでございますが、白線が無い、または消えているなどの補修が必要な箇所を把握されているかどうか伺います。

また、把握をされておられたとしましたら、それは路線延長に対しての何割ぐらいに当たるのか。消えてしまった補修の必要な延長は、何割ぐらいに当たるのかということをお聞きします。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 区画線の新設、また補修の必要箇所ということでございますが、危険な箇所等を含め、職員による見回りで必要な箇所は個々には承知はしておりますが、どの路線が何メートルといったような路線延長、また割合は把握してございません。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 実は昨年も補修の必要がある箇所を把握していないという答弁の内容でございました。昨年の9月の定例会の時にも申し上げましたが、梅雨の時期など白線を頼りに走る車が非常に多いと思うわけですが、実際に延長までは把握していないとしても、消えている所はどこがあるということぐらいは、やはり把握していないとまずいのではないのかと考えるわけですが、その辺のところの見解はどんなことでしょうか。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 議員がおっしゃるとおり大事な道路指標にもなる区画線ですので、職員のパトロールの際に道路延長と言いますか、どの箇所がどのぐらい区画線が無かったり、補修が必要であったり調査していきたいと思います。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） そのようにお願いしたいと思います。白線が無いことが原因で起きた一部、または相当割合と判断された重大事故についての有無や道路管理者が賠償した事例はあるのか、そういったことを伺いたいと思います。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 区画線が無いことに起因した重大事故、また賠償の事例でございますが、重大事故については長野中央警察署に照会をいたしましたところ、賠償と併せて事例はございませんでした。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。道路安全施設の予算が少ないように思われます。31年につきましては400万ぐらいですかね。これは、予算要求時点でどの箇所が安全施設に問題があって交換する、あるいは白線だったら引き直す、そういった予算要求時での調査というのはされておられるのかどうか伺います。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 交通安全施設の当初予算でございますが、平成30年度では341万3,000円、今年度は400万7,000円と60万円ほど増額をさせていただいております。修繕料として、議員、昨年の9月議会のご質問から、特に区画線に対して引き直し等の修繕料を増額したところでございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 予算要求時点での調査はされているかということを伺いたい。もう一回、答弁をお願いいたします。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 延長等の調査は別段しておりませんが、区画線の約3,000メートルを増額したいという予算要求をしてまいったところでございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 400万円で交通安全施設、新規でカーブミラーを1本立てると、40万円ぐらい掛かるというお話も聞いています。新規にこの年に集中して10本立てるという計画はないとは思いますが、いかんせん400万というのは、上がったとしても何か少ないような気がします。飯綱町の人口からして少し少ない気がするわけですが、その辺、担当課として予算を盛ったけれども町長の査定で落とされたとか、そういった経緯というのはございますか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 査定で落とすということはいたしません。協力をいただいているということでご理解いただきたいわけですが、総額の中でどうやって配分・運用をしていくかという中で、建設費、道路維持費、新設改良費、除雪費、いろいろな予算を計上してきます。

したがって、今年は安全施設で大幅に2,000万ぐらいの費用が必要だということになれば、

道路維持等々で少し地域に我慢してもらおうとか、その分を安全の方へかけるとか、結局、丸ごとその分だけ増やしていくという、少なくともそういう予算の計上はしていきませんので、これはまた議員のおっしゃる意味も少し理解できますので、どのように今の予算の中で融通できるか、また予算編成の時にどのような融通ができるか、そこら辺は考えてみたいと思います。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） よろしくお願ひいたします。梅雨の時期などは路面表示を頼りに走行することが多いです。事故の有無に関わらず、交通安全に関わる積極的な対応についての見解をお伺ひいたします。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 議員ご指摘のとおり、路面標示による誘導は交通安全に有効でありますので、今後も危険箇所や引き直し箇所等を確認・検証した上で、今言う交通安全施設費での修繕の実施はもちろん、設置が必要な箇所は道路維持費の予算も使用しながら設置を図ってまいりたいと考えております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 是非、積極的な対応をよろしくお願ひいたします。

そして、昨年質問の中で、川上の信号から夏川経由天狗の館までの路線に視線誘導標の設置をしていただきたいと要望をいたしました。その時の答弁は、私どもの方で再度現場を確認しまして、デリネーターの有効活用が図れるかどうか検討させていただいて、危ない箇所には設置をしていきたいというものでございます。それがいまだに設置されていないと思うのですが、これは担当課において、再度現場を確認していただいて危なくないという判断だったのかどうかをお聞きします。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 夏川から上村の間、俗に言う上村線ではありますが、濃い霧の中と

いう状況ではございませんでしたが現地は確認しております。東高原の連絡道路でもござい
ますし除雪路線であることから、設置基準に照らしまして、施設の種類、箇所等について改めて
検討し、特に危険である箇所だと思いますので設置をしていきたいと考えております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） これから梅雨に入るわけですが、梅雨の前に設置できればありがたいと思
いますのでよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。先月、滋賀県の大津市で保育園児の散歩中、信号待ちをしているとこ
ろに交通事故で車が突っ込み、14人もの園児が死傷しました。亡くなった園児は2人で3歳だ
ったそうでありますが、大変痛ましい事故でございました。

この報道を見たときに、最近は何が起るか分からない、自分がそういう場に遭遇したと
きに何ができるだろうと考えさせられました。

そこで、救命処置の実技講習会について伺いたいと思います。初めに、救命処置の実技講習
会開催状況や受講者数は年間どれくらいなのか伺います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 総務課、消防団の関係でお答えさせていただきますが、消防団につつま
しては、救護部が主体となりまして年1回の講習会を実施しております。

参加人数は、おおむね30名前後というところございまして、また、毎年9月の地震総合防
災訓練では、AEDを含めまして救護講習会を実施しております地区もあります。また、講師
には鳥居川消防署の職員や地元出身者の消防署員が担当しているという状況でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。救命処置の受講後、私も過去に2回ほど受講しております
が、時間が経つと全て忘れてしまうということを経験しておりまして、定期的な再受講が大事
だと思います。何かフォロー的な対応はあるのかどうか伺います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 消防団の講習会につきましては、各分団の役員さんを通じまして参加者を募って受講しているということで、再受講につきましては特段してはいないわけですが、今後、大事なことでございますので、呼びかけてまいりたいと思っております。

また、町の出前講座において鳥居川消防署の特別講座というものがございまして、応急救護というメニューがございますので、広く広報等、周知してまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 町内にAEDの設置された施設が多数あると思いますが、公共施設、建物は土日祝日には鍵が掛かってしまいます。コンビニなどに設置されていれば便利で安心できると思いますが、飯綱町のAEDの設置状況と今後の設置場所等の計画はされているか伺います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 町が把握しております町内のAEDの設置施設につきましては、民間施設も含めまして36カ所になります。

今後につきましては、新たに建設されます公共施設、多世代交流施設等々につきましては設置していく予定でございます。また、現在整備しております旧第二小学校、牟礼西小学校におきましても、24時間利用できるような方法等を検討していきたいと思っております。

先ほどの議員お尋ねの件でございますが、コンビニということでございます。厚労省におきまして、AEDの適正配置に関するガイドラインというものが示されておきまして、AEDの設置が考慮されます施設にはコンビニも含まれており、近年、AEDの設置が広まっているという状況でございます。

当飯綱町におきましては、普光寺のコンビニにつきましては、周りの環境と言いますか、隣が消防署という環境がございます。また、三本松のコンビニにつきましては、今後、道の駅的直売所が設置されていくという状況があります。ただ、塩ノ入のコンビニにつきましては、そういう状況ではないということから、やはり今後につきましては、この3つのコンビニについ

て、所有者と協議を行う中で公共として整備していくことにつきまして、適正な維持管理も含めまして、コンビニでの設置を検討してまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 町内3カ所にコンビニがありますが、どこへ行っても緊急を要するときのAEDが設置されているということが、町民の皆さまに徹底されていて、いつ何時でも飛んでいけるという使い方がされるように希望したいと思います。

是非、うまくコンビニさんと話し合っていていただいて、設置できるように希望したいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（清水満） 原田幸長議員、ご苦労様でした。

暫時休憩に入ります。再開は11時でお願いします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

◇ 青 山 弘

○議長（清水満） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号10番、青山弘議員を指名します。青山議員。

〔10番 青山弘 登壇〕

○10番（青山弘） 議席番号10番、青山弘です。通告に従い順次質問いたします。

まず、建設中の多世代交流施設ですが、今年の3月末には完成の計画でしたが大変工事が遅れています。埋まっていた地下タンクから油が出てきて、土を入れ替えるというところまでは説明がありました。今定例会の町長の挨拶で、完成は12月上旬ごろを目指すということですが、これだけ遅れたのには土の入れ替えだけではなく、何か不備があったとのことを聞きました。内容は何かをお尋ねをいたします。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。当町議会及び国において予算の繰越承認をいただいたことから、多世代交流施設の工期につきましては12月10日まで延長しまして、変更契約を終えているところでございます。

工期が延長となった要因でございますけれども、補正予算の際や全員協議会の際にご説明してきましたように、現場から発生した油の処理及びそれに伴う全工程の組み直しによるものでございます。油の発生による工事の遅れにつきましては、油の処理に要する期間のみにとどまらず、部材の加工ですとか基礎を行う業者の手配のし直し、また鉄骨を組み立てる業者の手配のし直しなど、全工程に大きな影響を及ぼしました。油の発生によるもろもろの遅れを整理していった結果、このような状況になっているところでございます。

○議長（清水満） 青山弘議員。

○10番（青山弘） 私が聞いているのとは違うので、後でもう一度質問させていただきたいと思っております。9カ月弱、オープンが遅れています。町民の皆さんにはどういう説明をされてきたのかお聞きいたします。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。地方創生推進交付金に係る国の繰越承認が年度末となりまして、工期について整理ができたのは同じ年度末であったことから、完成する時期等についての全町へのお知らせはこれからという状況でございます。町民の皆さまへの説明ということになりますと、深沢組の皆さまには油の発生の経過等についてチラシの配布、また集会等での説明を実施してきているほか、本施設に設置を予定しているカフェスペースですとか、貸店舗の使用予定者ということになりますけれども、こういった皆さま、またボランティアセンターの運営者である社会福祉協議会、地域活動支援センターの現受託者でございますNPO法人SUN、こういった皆さまには完成が遅れることの説明を申し上げ、了解をいただいておりますところでございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 深沢組へは周知と言うか伝えたということですが、この町の施設は、昨年の4月の「広報いづな」に多世代交流施設を建設しますと掲載されたわけでありまして。記事の内容は、「子供たちが遊び、その傍らで親御さんは情報交換などができる場所。中高生は塾や電車、バスなどの送迎の待ち時間を過ごすことができ、ミニホールでは多世代が楽しめるイベントを催す。高齢者の健康増進のための機能を整備し、福祉関係の事業所が相談者などに寄り添う場所」と説明されています。大変細かく書かれているわけでありまして。そういった内容でありますので、深沢地区の皆さんにお伝えしただけでは、私は少し足りないのではないかと思うわけでありまして。また今後の広報の中で対応していただければと思います。

それと、オープンに向けて、それに関わる法人や企業、団体との打ち合わせは、どこまで進んでいるかということをお聞きしようと思ったわけですが、先ほどの同僚の質問の中で、管理運営計画・体制については9月の定例会に報告ができるということでありまして、1つだけお願いします。

4月からオープンが12月まで延びるわけですが、そのことで当初の約束と条件の変更などが生じていないかお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） ただいまのご質問でございますけれども、関係者と言いますか、そういった皆さんは、そこに入る予定をしている、私が先ほど申し上げた社会福祉協議会であったり、SUNであったり、テナントの皆さんということによろしいでしょうか。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） はい。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。いずれの関係者につきましても、当初の予定というのはお伝えをさせていただいてございますけれども、その具体的な条件など細部については、

今後詰めさせていただき予定にしているところをごさいます、今後、先ほどもご説明させていただきました多世代交流施設の管理運営計画を基に、完成までの間に細部の調整を図ってまいりたいと考えているところをごさいます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 先に進みます。厚生労働省は、2016年の7月15日、高齢者や障がい者、子供たちの暮らしを地域でシームレスに支えられる環境の整備を進めるとして、地域共生社会実現本部を発足させました。厚生労働省が進める地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化のための取組として、住民や企業や商店の参画、社会福祉法人やNPOと連携をしていくことが重要であるとされています。

この多世代交流施設は、その拠点としての役割を考えているのか。それと、先ほども質問されましたが、多世代交流とダブるかもしれませんが、地域共生社会の実現についての町の計画を説明願います。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。議員のおっしゃるとおり、多世代交流施設は地域共生社会の実現に向けた地域力を推進する事業拠点として考えております。「地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を創っていく」ということを目的の拠点として考えております。

具体的にですが、地域課題の解決力の強化として、社協であったり、NPOさんであったり、地域の方々全てですが、地域づくりを一部の者に任せるのではなくて、地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう住民自治会等に意識の醸成ですとか、働きかけを行うような活動を行っていきたいと考えております。

2つとしては、地域生活課題を包括的に受け止める、包括的支援の強化をしていきたいと思っております。福祉ニーズの多様化、複雑化を踏まえまして、単独の相談事業では十分に対応

できない制度の狭間の課題の解決を図る観点から、そういう方たちに対して支援できる包括的なシステムを総合施設で構築できたらと考えております。

また、高齢者などのボランティア等を活用して、地域に必要とされる社会資源を創出するという拠点としても、位置づけていきたいと考えております。

○議長（清水満） 青山弘議員。

○10番（青山弘） 細かくありがとうございました。現在、町はボランティアセンターを社協、地域活動支援センターはSUNに委託しています。引き続き、この2者に委託していくということによいのですか。行政としてはどのようなビジョンでこの2つを支援していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。ボランティアセンターですが、町の委託事業ではなく、社会福祉法58条によりまして活動補助金として支出しております。

設置規定は社会福祉協議会の規定でございまして、ボランティアセンターの目的につきましても、社協の活動として、ボランティア活動を振興し地域福祉の増進としており、地域共生社会を築く上でも、町としては引き続き支援を行っていきたいという考えております。

また、地域活動支援センターにつきましては、町の条例で設置事業内容等を定めております。現在は指定管理ではなく、委託事業としてSUNと契約しているところですが、今まで常態化した事業内容に調整の必要がございまして、現在話し合いを行っているところです。SUNが受託継続か現段階では申し上げられないというところです。

○議長（清水満） 青山弘議員。

○10番（青山弘） 第3期の障がい者計画、町の作ったものですが、ここに地域活動センターはSUNに委託すると、しっかりと出てくるわけですが、今のお話を聞くと活動の部分の社協はいいけれども、SUNのところは少し考えているという内容だったと思うわけです。この件について、何か私もつまらないことを耳にしていますので、また言わせていただきます

けども、企画課長に一度お尋ねしたいと思います。

この施設に地域活動支援センターの入る場所というのが図面で載っていたわけでありましてけれども、ここには本当に具体的に言いますけれどもSUNが入るわけですか。お答えをお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。SUNが入る入らないということではなくて、地域活動支援センター業務を効率的に実施するため、その業務を受託される事業者さんが本施設の一室を事務室、そのスタッフ等の詰所と言えば良いかと思っておりますけれども、そういった形で使用するということで認識しているところでございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 私の聞いているところだと、計画を立てて企画はSUNが入る、でも保健福祉課はSUNが入らないという話で、その地域活動支援センターの仕事だけがやがて入札で決められてみたい話があって、それでSUNと保健福祉課の不仲説というのが耳に入ってきたわけであります。

今、聞きますと、企画課も保健福祉課と一緒に考えだということですか。最初のとおりだとすれば、横のつながりというのはどういうふうになっているのかと、こんな質問をしたかったわけでありましてけれども、そういうところとあまりもめ事ないように、穏やかにお願いしたいかと思っております。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 大事な点ですので私からもお答えを申し上げたいと思います。福祉課長から申し上げたのは、いわゆる事務所を貸し出すという意味で今度の交流施設、多世代交流施設にはそういうエリアは無い。SUNがやっている業務を受けて、徳永企画課長が言ったとおり業務をやってもらうところの事務所的な利用につながるということで、しからばそのSUNに

今お願いしている業務というのは、他にできる人はいないのかということになると、そうでもないという状況がある。

山浦課長からは、いわゆる公平性とかそういう入札すべきという観点から言えば、一NPO法人に随意契約ですっとやっていくというのは、少し考えなければいけないのではないかと、そういう相談は正直言っていたいております。

しかし、議員おっしゃるとおり、今までSUNに町として不足するかなりの部分を、NPO法人としてやってきていただいておりますので、私からは、そこら辺は本当にSUNにやっていただかなければ今まで以上のサービスが提供できない。また、SUNもそのようにやっていく方針だという経過がしっかりしているのなら、それはそれで対応していけば良いのではないかと、そこら辺は十分関係者と協議をしてほしいと話をしておりますので、関係性がトラブルになって、あまりうまくいかないなどという最悪の方向にはならないように最善を尽くしてまいります。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 次に進みたいと思います。先ほどの多世代交流施設の遅れと言いますか、事業と言うか、できないという内容のことですけれども、私が聞いているところでは、工事を請け負った業者が、どうも不備をしでかしたような話を聞いてしまっているわけでありませけれども、そうすると損害が発生するのではないかと、このことを心配したわけです。

その遅れた分の損害というのは、誰がみるのかということをお聞きしようかと思ったわけですけれども、工期が遅れた分の損害賠償というのは請求するのか。この施設に入る予定の業者が、4月から営業するはずのものが12月まで延びた分の損害賠償というのは発生するのかお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えします。先ほど工期が延びているというお話を申し上げましたけれども、もう少し細かく説明をさせていただきたいと思います。

工期が延びているのは、概要は先ほど説明させていただいたとおりでございますけれども、油の発生によるものが大きな要因で、それに伴う各種の手配等をやり直したことに伴い、多くの期間のロスが発生しているということでございます。

具体例になるわけですが、鉄骨を加工し、直接現場へ運び込む予定であったものが、その油の処理によりまして、直接現場に運び込むことが困難となり、鉄骨の加工の予約を一度キャンセルしなければならなくなる。再度、その鉄骨の加工業者の順番待ち、すぐにはやってもらえませんが、順番待ちとなる。鉄骨の加工が遅れることで、その躯体の立ち上げ、こういった業者の予約も一度キャンセルをしなければならない。そうすると、すぐにはまたやってもらえませんが、少し間をおいてやっとなら順番が回ってくる。これら工程を見直す、このような油の発生が、全ての工程に影響を及ぼしているという状況となっております。

工事の請負業者がというお話もありましたけれども、大きな工事におきましては、大小あれ、現場のトラブルが幾つかはあると思っておりますけれども、今回の工期の遅れにつきましては、その油の発生というものが大きな要因となっているところでございます。

損害賠償ということでございますけれども、ご質問の損害とは具体的にどのようなものを想定されているのか不明な点もございますけれども、完成が遅れることについては、そこに関係する皆様のご了解をいただきながら進めてきておりますし、関係者からもその損害賠償というお話は特にいただいておりません。

工期が延びることによって、諸経費等の関係になるわけですが、建設費が伸びることは考えられますが、油の処理に要した期間は休工扱いにするということで業者さんと調整を図っているところでございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 多世代交流施設ですが、福祉関係だけの施設ではありませんが、町は今よりもっと高齢化が進んで、介護する施設も人も足りなくなると予想されております。

この施設が完成すると、後には維持費というのが待っているわけです。あまりコストが掛からないような維持管理をお願いしまして、次の質問に移ります。

各種計画策定に伴うコンサルタント委託について伺います。各課の事業執行に関し、多くの計画策定ではコンサルが案を作成して役場の職員が添削するという形式が採られています。コンサルタント会社等に委託している事業数と金額はどれぐらいになるのかお尋ねいたします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 平成 29 年度、30 年度、31 年度ということをお願いしたいと思います。

平成 29 年度につきましては、企画課で 2 件、高岡地区の活性化プラン、地域公共交通計画の策定支援ということで、委託金額はおよそ 1,130 万円でございます。

平成 30 年度は企画課、保健福祉課、建設水道課、それぞれ 1 件で計 3 件でございます。地域新エネルギービジョン、自殺対策計画、橋梁長寿命化計画ということでございます。委託金額はおよそ 790 万円でございます。

今年度でございますが、企画課、建設課、それぞれ 1 件の計 2 件でございます。景観計画策定、公営住宅の長寿命化計画ということで、委託金額は 800 万円ということでございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10 番（青山弘） そんなに数は無いわけでありませけれども、これも委託費が 700 万超えると議会にかけて議決しなければいけないと、このような案件になるかと思うわけです。これは、コンサルが入らないとできない事業なのか。また、計画づくりというのはコンサルを入れないと補助金が出ないのか。コンサルを入れないといけない仕事なのかお尋ねします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） それぞれの事業につきましては、第 2 次飯綱町総合計画に基づいた施策を展開する中での委託ということでございます。

それで、特に地域公共交通計画、または橋梁の長寿命化計画、公営住宅の長寿命化計画につきましては、専門性、特に専門性を有する分野になろうかと思えます。それで、計画の一番骨格となる根拠、または土台部分、これがしっかりできていないとその計画というのが前に進ん

でいかないということで、この専門性を有するものについては必要であると認識しているところでございます。

補助金という話でございますけれども、橋梁の長寿命化計画につきましては、国策と言いますか、国庫補助事業でございます。それぞれの自治体で診断していきなさい、橋梁の整備計画を立てて、修繕していきなさいということでございますので、これは補助事業ということでございます。

それぞれ補助事業もあれば、一般財源で対応するものもございます。ただ、基本的には入れないといけないものかではなくて、コンサルを必要としているので委託しているということでございます。自分たちでできるところは自分たちで、いろいろな計画についてはできますけれども、例えば住民アンケートのまとめ等々調査についての結果分析、これは職員というのはなかなか分析しづらいと思いますので、やはり必要としているから委託しているということをお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 他市町村の話ですけれども、2015年頃、少し古いわけですがけれども地方創生の戦略策定にも随分お金が入っていたものですから、外注でコンサルの手が足りないというような時期があったと聞いたわけでありませう。

そして、うちには小澤さんが来ていたからそんなことはないだろうと思ったわけですが、何でもやはりコンサルに回して作っているのかな、いけないのかなと思って質問させていただいたわけでありませう。

自分たちでできることはしているという答弁でありますし、全部で7件ということで、それほど多くもないと自分でも思っているわけですが。ただ、自分たちのものを自分たちで作らないと、やはりそれが町民の皆さんに説明したときに、伝えにくいし伝わりにくいということがあるかと思ひます。できることはできるだけやっていたかかないと、職員の皆さんも育たないということもありますので、よろしくお願ひしまして次の質問に進ませていただきます。

消防団の充実と災害に強いまちづくりについてでありますけれども、まず、町長にお伺ひした

いと思います。

防災行政無線のデジタル化により、迅速かつ的確に消防情報を町民に広く伝達できる環境が整い、複数の情報伝達手段を確保できるようになります。ハード部分は良しとして、実際に活動する団員を8つの分団に分けていますけれども、この8分団制というのが、今後どのぐらいまでこの体制でいけるのかというお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いつまでと言いますよりも、何が何でも8分団制を維持していくというふうに考えております。これは、三水地区を考えても4区の4分団、牟礼地区については福井団地という大きなところもありますけれども、やはり4分団に分かれて、昔の高岡、その中間、非常に良い意味で地域のバランスが取れた戸数といい、人口といい、非常に良い。しかも、伝統のある区分けだと承知をしております。

したがって、今後、いざ防災やいろいろなことを考えた場合に、この8分団制というのを私は維持していかなければならないだろうと思っています。そのための団員確保、女性団員の確保等々含めて、真剣に団員の確保に向かっていきたいとそのように思っています。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 私も賛成ですけれども、合併をした時に4分団にしましょうという計画ありまして、今、町長言われたとおり、私も8分団が良いと思って賛成してきたわけですけれども、これから申し上げますが、なかなか人が入ってきて、それがうまくいくかどうかということが心配になってくるということでもありますので進めたいと思います。

消防団は、地域は自らで守るという郷土愛の精神に基づき、地域の安全確保のため活動を行っていますが、全国的に消防団員数が年々減少してきています。そこで、飯綱町の地域防災の核となる消防団の現状について伺います。まず、条例定数と現在の団員数は何人ですか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 条例定数につきましては485人でございます。それで、本年4月1日現在の団員数でございますが479人でございますので、充足率にしますと98.8パーセントになります。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 条例定数に対する団員数は、結構、良い線いっているわけですが、これは分団長ですとか部長等の役が終わると、平団員、いわゆる役の付かない一般団員という意味ですが、そこに戻って団に残って活動してくれているといったことで団員数が急には減っていかない現象だと私は捉えています。

町には、消防団の定年の年齢の定めというのが確か無かったかと思いますが、それぞれ各分団で合併前からの辞める年齢と言いますか、卒業する年齢というのはローカルルールみたいな形で定めてありまして、それで新しい人が入ってくるまで辞められないという分団もあるのが現状でありますし、この状態をいつまで続けられるかというのは、やはり疑問になるわけです。

先輩方から順に辞めていって、後に残ったものが新しい人が入って来ないから、いつまでも地域の安全を守るために消防を卒業できないという体制だと、入団に躊躇する者も出てくるのではないかと考えております。

これからですけれども、消防団員の定年の年齢を定めて、負担が今より重くならないように組織を変えていかなければいけないと思うわけですがどうでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 消防団の関係ですので私からお答えさせていただきますけれど、確かに議員おっしゃるような心配が一面にあることは間違いございません。

したがって、今、国では一生懸命団員の処遇改善、報酬のアップ等々も含めて、それを非常に求めてきております。また、商店街等々、消防協力店等々については、消防団員の割引があるなど優遇措置等々についても大分増えてきました。

しかしながら、今の定年制もございますけれども、若干、長野県消防協会はもめてございま

すが、事の発端は辰野町の消防団団長が今、県の消防協会会長さんという立場でもございますけれども、ポンプ操法等々には出席しないということで、消防としてはポンプ操法はやめたというのは相当なインパクトのあるご意見でございました。松本の方では今、やめる、やめないでもめ事になっているという情報が入ってきましたけれども、一面には意気を消沈させるような雰囲気もあったかもしれませんが、まだ飯綱町は良いくらいで、佐久、木曾の方へ行くとポンプ操法に出る選手は去年からもうバンバンと練習をしてくる、もう少し消防団の任務を軽くしてあげるということも併せて考えてあげないと、定年を設けることも結構でしょうが、夜警についても、今どき、夜警というのはどのぐらいの価値があるか、暮れの何日、また春の何日、こういうような扱いとか、もう少しそれぞれ消防団員の任務の軽減等々を考えるなど総合的な中で対応していきたいと思っています。

しかし、根本には人口減少ではありますけれども、何とか団員を確保したいと思っております。平均寿命も20年から25年延びてきておりますので、消防団も多少アップをして頑張ってもらえればというふうに基本的に希望は持っております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 次の質問で年間の出席や出動日数はどれぐらいか聞いて、今のポンプ操法大会の出場当番に当たると長い期間訓練しなければいけないので、それも8年に1回なのでやめるわけにもいかないけれども、何か負担を軽くする方法はないかという質問をしようと思ったわけですが、今お答えいただいたのでその次行きます。

団員確保のために、町はどのような取組をしているのか。今後、どのような団員の確保を行っていくのかをお聞きします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 団員の確保でございます。平成29年度におきまして、団員報酬を引き上げさせていただきました。年額1万2,000円から1万8,000円でございます。また、現在分団による新入団員の勧誘をお願いしております。また、分団役員、先ほども議員おっしゃられま

したが、役員を退任しても退団せずに一般団員という形で残っていただいて活動していただくということで、今現在の条例定数 485 近辺をいっているというところでございます。

それで、今後どのようにということでございます。今後につきましては、先ほども町長申したとおり、いろいろな団員の負担軽減などございました。本部の役員会で協議してまいるというのが筋ではなかろうかと思っております。そんなようなところから、消防団の活動について見つめ直しまして、有事ではなくて平時の活動について、本当に簡素化できるところはダラダラではなくて簡素化していきたいということから、団員の負担軽減につながっていけばということを考えていきたいと思っております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10 番（青山弘） この後、女性消防団員ですとか、消防団OBの質問もしたいと思いますが、県内には消防団有志と国会議員ですとか、あと消防団幹部と議会ですとか、町とか、意見交換会というのを開いているところが多くあります。そんな記録を見ますと、消防団員のいる家は区費が半額免除になるとか、女性団員が入りやすい環境を整えて入団が増えれば男性団員も増えるとか、もう少しお金の面で充実していただきたいとか、装備も一緒をお願いしたいとか、このような意見があるわけであります。

我が町でも、町長や消防委員や総務課長というのは、年に数度、消防署や消防団の幹部と顔を合わせる機会があるので、そこで意見交換会を行っていただいたらどうでしょうかという提案であります。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 先ほどの区費の半額というのはともかくといたしまして、いろいろ意見交換は必要であると思っておりますので行っていきたいと考えております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10 番（青山弘） 信州消防団応援ショップへの飯綱町の登録というのは大変少ないです。このプロジェクトは、消防団員を応援するとともに県内の消防団員やその家族に対して登録いただ

いた店舗や施設から割引等の特典サービスを提供していただくことにより、全県で消防団活動を応援する機運を高めて、地域の安全に対する関心を高めて地域防災力強化につなげていくことが目的であります。

飯綱町は隣の信濃町に比べて本当に少ないです。たぶん6件ぐらいしかなかったと思いますが、応援する店舗を増やす努力はしていらっしゃるのか。また、団員は利用しているのか。お答えをお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） この制度につきましては、議員おっしゃられたとおりでございまして、県の消防課の事業になり、先ほど議員申された県内の消防団員、またその家族に対しまして、登録いただいた店舗、施設から割引等の特典サービスを提供していただくことによって、消防団活動を応援する機運を高める。そして、消防団活動を応援するとともに地域の安全に対する関心を高めて防災力強化につなげていくプロジェクトだということで、平成28年の1月から県で実施しているところでございます。

確かに、議員おっしゃるとおり昨年11月30日現在でございしますが、飯綱町での店舗登録数は6事業所ということで、他町村、長野市、信濃町に比べると比較的少ないというところがございます。そんなことから、町のPRが足りていないということでございますので、町のホームページ等も使いながら情報発信、また事業所の協力要請、これを行っていきたいと思っております。

また、この事業について団員はどのぐらい利用してるのかということでございますけれども、特段具体的な調査はしておりませんので数値は把握できませんが、いずれにしても団員には周知してまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 女性消防団員数と今後の加入促進方法について伺います。何人いれば良いというわけではありませんけれども、女性消防団員は団員数の1割が目標だったと思います。

男女雇用均等法の制定にも見られるように、現代社会における社会的な役割については、女性だから男性だからという垣根は消えつつあります。時代に即した新しい消防団として、その活動に女性の能力を活用することが不可欠になっていると言えます。消防団の活動も災害に直接対処するだけでなく、高齢者や地域社会に対する火災予防活動を重視していかなければならないようになってきています。

このような状況下で、広報活動、予防指導、災害弱者対策の部門で、女性だからこそその能力を発揮した女性消防団員の活躍が大いに期待されます。しかしながら、女性の団員が少ないところに入団してくれる女性は少ないと思います。飯綱町の女性消防団員数と加入促進方法はどのようにしているのか伺います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 本年4月1日現在でございますが、15名が消防団に在籍しております。大規模災害が発生し、避難所で大勢の方が長期にわたり避難生活を送らざるを得ない状況では、やはり女性消防団員の存在は同じ女性の避難者、または子供に対しまして大きな安心感を与えるということで、女性消防団員の存在というのは、意義というのは重要であると認識しております。

また、先の町の公民館報でも女性消防団員の特集がなされまして、消防団役員または分団の団員の皆さんが勧誘をお願いしているということで、今現在もやはり分団の役員さん等をお願いしまして勧誘している状況でございます。

また、町の広報や教育現場におきましても、女性消防団員の大切さをアピールして加入につなげていきたいと思っております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 消防団OB等の機能別消防団の取組についてお聞きいたします。消防団には、より多くの方に参加していただくために機能別消防団員、分団という制度が途中からできました。消防団を引退した方が、その豊富な経験を生かして消防団の活動に携わっていただくこと

ができます。体力の問題ですとか、仕事の都合で訓練などに参加できなくなってしまっても、無理のない範囲で活動ができます。

先ほどの女性消防団員の加入と消防団OB等の機能別消防団制度を取り入れて、飯綱町消防団の組織の見直しというのを進めていってほしいと思います。過去にも、活動実績がなくて籍を置いているだけの団員を整理したことがあります。自警団との棲み分けも必要になりますけれども、組織がしっかりしているうちに組織の見直しが必要な時期かと思います。町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。OBの機能別消防班の取組ということでございますけれども、私はそれも1つの対応策だということについては同感でございますけれども、町では一方自警団というものも是非組織して活動してほしい。また、自警団の運営についても、助成・補助をするような制度を作ってきております。そんな意味で、当面としては是非OBの皆さん等々が地域に帰っての自警団として、消防をサポートするような役割で任務を果たしていただければと考えております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） それでは次に進みます。各分団の活動費が足りているかについてですけれども、高岡のある区の区長さんが「うちの分団はお金がない」と言っているといった話お聞きしました。

消防組織法で市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならないことになっています。町の活動費の他に区から補助金をいただいている分団や、区や組から補助金をいただいているところもあります。町以外の補助金がもらえる分団とそうでない分団の運営には、やはり不公平感があると思います。これは統一できないかお尋ねいたします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 各分団には、町から団員数に応じまして先ほど議員申されました運営交付金、団員数掛ける 2,500 円という形で交付させていただいております。特段、各分団から意見は今のところございませんので、足りているものと町では考えております。

また、それまでの区・組の経過、それぞれ長い歴史の中で経過もございまして、消防団への助成となりますと、やはり区費・組費等の問題にも直結していくというようなことから、今の段階では各区のお考えもあろうかと思っておりますので、統一ということは考えてございません。

○議長（清水満） 青山議員。

○10 番（青山弘） 多分、もらえていないところが区などに、「うち無いから頂戴ね」と言っているのだと私は推測するわけですが、それでもやはり同じレベルだと町がどうするかということの判断もできるわけですが、そういった実態の調査をしないと、「あなたのところはもらっているね、うちもらってないから足りないよ」と言ったら、それが本当に足りないのかどうかという判断もできないので、これ調べてみる必要はあると思います。

統一はできるできないは、今のままでいくのも良いですが、でもそういうところは少し手を入れて調べてみるとか、実態は調査していただいた方がよろしいのではないかと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 特段、意見が無いということで良いのだろうかということではありましたが、また各分団にそれぞれ意見をお聞きする中で対応してまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10 番（青山弘） ありがとうございます。毎年 9 月に総合防災訓練を行っています。各集落の訓練内容がどこも平年並み、前年踏襲で、これで大きな地震が発生したときに大丈夫なのかという不安を感じます。

大きな地震が起きたとき、高齢者や障がい者等が安全に避難するための災害時支えあいマッ

プを策定してある地域はどれぐらいあるのか。飯綱町の総合計画では、27年は15地区作成だったのを、33年には50集落全てが作成する目標となっています。去年の6月にこの質問をされた方がいて、半分ぐらいという答えが返ってきておりますけれども、現在どれぐらい作成が進んでいるのかお聞きいたします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 今現在でございますが、50地区飯綱町でございます、43地区で支えあいマップ作成済みでございます。そして、また今年度からそれぞれの地区、残りの7地区に順次入る予定でございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 随分数は増えて結構なことだと思っているわけです。

これは、提案になるかと思いますが、安否訓練ですとか、避難支援を入れた防災訓練を全町挙げてやりませんかという提案です。自分の身は自分で守る自助の訓練というのは毎年行っています。災害時の支え合い、地域の中でご近所同士が助け合う共助の考え方に基づく訓練をしているところというのは少ないと思います。避難支援が無理なら安否確認だけでも良いです。

例えば、災害時助け合いマップを作成してある地域は、それに基づいて高齢者や障がい者が住むお宅に声を掛けて安否を確認して、避難所までみんなで行くとかの訓練はしておかなければ私はいけないと思います。実際に災害が起きたときに練習していないことを実践するのは無理だと思います。せっかく作った助けあいマップも無駄になってしまうと思います。これでは地域防災力の向上は難しいと思います。今年の総合防災訓練で安否確認をやりませんか。どうでしょう。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 今年度も9月に予定しておりますけれども、各地区の役員さんを考えますと、1年、2年で交代されてしまうという中で、やはり必要最低限、例えば高齢者・女性も

含め、誰もがいざというときに使えるという消火栓訓練、それから消火器訓練、これは是非とも身に付けていただきたいと思います。

それで、先ほども議員のご質問にございました、この災害時支えあいマップ、これの活用ということでございます。良い提案をいただきましたので実施できるよう進めてまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 飯綱町は、比較的地震に強い場所だと思っております。よくニュースになる南海トラフですとか、想定東海沖ですけれども距離が随分あって遠いですから、推定の震度も5弱ぐらいだといろいろな資料に出ております。

そうは言っても地震はいつ起こるか分かりません。油断せず備えと訓練はしておいた方が良いでしょうと思います。是非、お願いしたいと思っております。いろいろお聞きしました。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（清水満） 青山弘議員、ご苦労様でした。

以上で午前の日程は終了いたします。

これより休憩としたいと思います。再開は13時でお願いします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

◇ 清 水 均

○議長（清水満） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号1番、清水均議員を指名します。清水均議員。

〔1番 清水均 登壇〕

○1番（清水均） 議席番号1、清水均です。通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、空き家対策のこれまでの成果と今後の課題について順次質問いたします。

県内の空き家数は、2018年10月1日時点で19万7,000戸と過去最多となったことが総務省の住宅土地統計調査で分かりました。前回の調査後5年間で約3,000戸が増加したようでございます。

住宅総数に占める長野県の空き家率は、都道府県別で3番目に高い19.5パーセントだそうです。長野県内の空き家のうち、別荘などの二次的住宅は4万9,000戸であります。二次的住宅を除いた空き家では14万8,000戸で、5年前に比べ5,000戸増えたとの報告が新聞に掲載されておりました。

空き家には、売却用と賃貸用、二次的住宅、その他の種類がありますが、空き家の増加している原因は、政府が景気対策として住宅ローン減税による消費者の新築傾向もあり、中古物件の利用が進まないなどの理由も1つの原因であるが、地方の人口減少によるところが大きな要因であるのではないかと感じます。住みたい県第1位は長野県と報道されています。美しい景観や心の豊かさ、人のつながりなど、こうした地方の強みや素晴らしさを維持し高めていくことが大切なことでもあります。そこで、飯綱町の状況についてお伺いいたします。

1年前の6月議会の一般質問で、空き家対策はどこまで進んだとの私の質問に対する答弁で、企画課長は平成30年度、株式会社ゼンリンが住宅地図更新に併せて全地区の調査を行う予定とのことでありました。その住宅地図が発売され、その際の空き家の調査からどんな結果が明らかになったか町長にお伺いいたします。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。空き家調査、町が委託したものでございますけれども、昨年度実施しました全町調査では、空き家と思われるものについて357件という結果でございました。

この357件という中には、店舗ですとか倉庫等に加えまして、特定空き家と言われる要はなかなか使うことが難しくなっているような建物も含んでいますので、今後活用可能な物件ということになれば、恐らくこの中の100件前後ではないかと考えているところでございます。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 次に、町も空き家対策を行っておるのですが、事業の中で年間に売却や賃貸を実現するための目標設定がありますか。その目標達成のための基本政策はありますか。例として、高知県梶原町の空き家改修促進事業を紹介いたします。

空き家所有者から町が10年間の契約で借り上げ、トイレ、風呂、台所といった水回りを中心に改修を行いました。改修には国の補助が総事業費の50パーセント、県が補助の25パーセント、残り25パーセントを町の事業によって実施されておりますが、この町負担分は入居者の月1.5万円の家賃で回収するため、実質的な町負担は無くなるとのことでございます。これにより42棟を改修し、109人の移住希望者を入れたとのことでございます。

また、和歌山県的那智勝浦町の色川地区の取組については、中心部から車で約40分のところにある集落でございます。有機農業を軸に自給自足を志すグループがこの地区を訪れ、4世帯13人が定住しました。その後、色川地域振興推進委員会を設立し、地元住民、定住者双方が所属し、都市と農村との交流、農業実習、定住支援活動等の取組があり、色川地区の地域づくりの中心的存在となっているようでございます。こうした取組の結果、この地域全体の人口が329人のうち移住者165人、約5割が定住したようでございます。その後、空いていない空き家、この所有者に働きかけを回覧板等で呼び掛けましたが皆無でありました。また、その後、委員会から熱心をお願いをし、所有者から空いていない空き家の提供が可能になったとのことでございます。

飯綱町も農業拠点施設ができることから、働く場所を確保するため、行政、地元も知恵を絞り、新規定住者をこの機会に確保する必要があると考えますが、町長のご意見をお伺いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。結論的に申し上げますと、町としては具体的な売却なり賃貸の目標設定というのは行っておりません。施策としては、先ほど担当課長からもあり

ましたけれども、空き家住宅を改修するための補助と、もう一つは今年から家財、道具等の処分をする支援の補助金を新設して、何とか空き家を動かそうという政策は打ってきているわけですが、数値目標は持っていません。

ただいま、非常に良い、四国高知県等々の例をご紹介いただきました。確かに空き家対策というのは、私どもの人口増対策に深い関係がございます。1つの集落に半分以上移住者の方がというのは、いささか本当に極端な例だと思いますけれども、やはり移住を促進するには、住む所と職業、そういうもろもろを総合的に整備した中で誘致をしていかなければならないだろうと思っています。これから、大いに借りることが可能な空き家についての活用方法を研究してまいりたいと思っています。

○議長（清水満） 清水均議員。

○1番（清水均） 次に移ります。町が空き家を提供して、都会の若い人たちに住居を勧めるような事業はできないか。空いていない空き家、これ先ほどあったわけですが、仏壇等が残っている空き家です。そういう方がなかなか貸してくれないということで、空いていない空き家ということでやらせていただいております。町で引き受け、賃貸方法で活用する考えはあるか。また、他市町村に無い、飯綱町独自の政策等は考えがあるか町長にお伺いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 実際の不動産的な会社のような仕事を町がどんどんしていくというのは、これは民間の圧迫というようないろいろな意味でも、少し考えなければいけないだろうと思っています。ただ、不動産等々の会社と歩調を合わせるような形で今の空き家対策事業を進めていくのは、これから取り組んでいきたいと思っています。

○議長（清水満） 清水均議員。

○1番（清水均） 親の死亡により、後継者のいない状態のまま放置されている空き家の件数とその状況を町は把握しておりますか。使用可能か不可能かによる対応策を町は考えているかということでございますが、例えば、遺品等は家主の許可を得て家財用品を業者等と町で、また

その家屋もそのまま販売するようなアドバイスをすることが、町では考えているかどうかというところでございますが町長にお伺いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。正直言って、結論的にはそこまで具体的な対応は考えていないという状況です。

ただ、先ほど申しましたとおり、家財の処分等の助成金も今年からスタートさせていますから、それに向かう体制は少しずつ整えてきていると思うわけですが、実はこの間も普光寺で1つの空いている物件について、何とか町が取り組んでほしいという要望の中で動きましたけれども、家財も建物も一定期間放置されますと相続という問題が出てきておりまして、スムーズに相続、または現在生存している方に登記ができていない物件については、その人と話をさせてもらえば良いわけですが、それを滞っている物件につきましては、極端に言うと日本中、相続者を探してお話をしなければならぬという厄介な面にも直面をいたしました。

いずれにいたしましても、使える空き家も含めて、取り壊した方が周辺のためにはとてもありがたいという空き家の物件もございます。使われる、可能なのと可能ではない空き家も含めて、やはりこれは取り組んでいかざるを得ない事業だと捉えてはおります。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） どんどん次に移っていきたいと思います。使用許可を得た空き家、古民家等を町が民間業者と連携して積極的に売り出すことはできないか。例えば、東京にふるさと情報館という民間の会社があります。毎月、月刊誌を発行し、北海道から九州・沖縄まで、数百件の物件を紹介しております。町内でも何件か仲介されたとのことでございます。こうした全国的な組織と町は連携する必要があるのではないのでしょうか。全国への積極的な行動と発信、情報が必要ではないか。このことについて、町長にお伺いしましたがもう一度お願いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ただいま、同様のようなご意見でございますけれども、もう一つ申し上げたいのは、確かに町としても対応をしていかなければならない事業の1つだという捉え方はしておりますけれども、町が積極的に全ての部門について空き家対策に乗り出し、それを斡旋し、中には成立すれば売却にまで仲介の労をとっていくというのは、少し私は行政の仕事としては範囲を超えてきているという考え方でおります。

したがって、前の答弁にも重なりますけれども、やはり不動産を営んでいる関係の会社等との連携をする中で、議員ご指摘のような点を進めていったらどうかと思っています。

ちなみに、今回 100 パーセント民間の出資ということで立ち上げました、いわゆる昔の提唱してきたまちづくり会社的な「株式会社カンマッセいづな」という会社が5月9日に設立されましたけれども、そういうような皆さんの事業の中にこのような事業を入れていって一緒に動くということも少し視野に入れて、今後の対応を考えていきたいと思っております。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 次に、飯綱町には別荘地など二次的住宅の空き家も多く存在すると思えますが、通常の住宅以外の物件についても、今後発生すると思われる課題について町は明確な方針を持っているかについて町長にお伺いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 別荘につきましても、評価と言いますか維持していく、もっと手を入れて、素晴らしい別荘地としてその価値を上げていくというのも1つの大きな取組、大事なことだろうと思っておりますけれども、いわゆる別荘地について、土地があって建物があるのと無いのも含めまして、その財産というものについて、正直言って町が今後どういう方向に土地や財産を持っていくという、これは是非、各々の所有者がしっかり考えていただきたいと思えます。その話によっては、町がどういう具合にご支援ができるか、またはご案内ができるか、そういうことについては大いに取り組んでいきたいと思っておりますけれども、町が決めた方針によって、その方向にどんどん進めていくという考えは当面持つてはございません。

ただ、最近、別荘についてはいろいろな感度から空き別荘について活用を考えたらという提案をされる会社等もございます。飯綱東高原全体を管理運営するような会社が、例えばそのようなところでは都心からのいわゆるレンタル的な別荘利用、または会社が社員のいわゆる精神的安定、または休養慰労等々のための借り入れの別荘利用、そのようなことで別荘地というのは、そういう多目的利用にしたらどうかという考えも一部の会社の皆さんはお持ちのような話もお伺いしてございます。

7月の末に毎年別荘をお持ちでここに住所を置いていない人たちとの懇談会をここ数年開催してきております。大体40人～50人の方がお集まりになりますけれど、その皆さんの意見や今後に対するご意向等々もいろいろ聞くチャンスがございます。そんな皆さんとの交流も含める中で、どんな利用が良いのかこれから研究してまいりたいと思います。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） その中で、自然に囲まれた地区において古民家を利用したり、空き家を利用したりして、民宿やIT企業のローカルオフィスなどの積極的な促進を図るべきではないかと思いますが町長にお伺いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これからそういう需要も出てくると思います。だから、私どもとしては別荘地等々についても、これからWi-Fiなど、もろもろの通信的なものの整備ということも考えて、ランクを上げると言いますか、価値を上げた別荘地帯にしていくというのも今後の利用については大きなことだと認識をしております。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 自分のことで申し訳ございませんが、自分も屋代まで通っている会社があるわけですが、行ってただパソコンを打ってまた帰ってくるだけです。朝5時頃に出て行って帰ってくるのが9時くらいになります。ただパソコンを打つだけだったらネットで家でもできるわけです。そういうことを今、東京の方でもやっているようですから、ここに「神山プロ

ジェクト」という本がありますが、これもみんなそういうことでやっているようですから、是非やってもらえればうちの方も助かると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、今後、空き家になると思われる核家族の高齢化について、特に福井団地など後継ぎのいない家など、町として将来構想を考えるべきではないか。例として、神奈川県の松田町では、空き家発生予防のための高齢者向けリーフレットを作成し、アンケート調査を実施し、終活講演会兼空き家予防講演会等を開催し空き家発生予防の啓発を行っております。リーフレットは専門家団体に協力をしていただき、住宅の所有者が死亡したときに陥りがちな問題、空き家が問題となる前に取るべき対策、国とか県、町の取組制度を空き家発生予防に向けたチェックシートとその問題の相談窓口を設置して、高齢者への空き家発生意識づけに終活と関連づけが重要であることが確認されたとのことをございます。

このようにアンケートを実施し、町民の考え方について希望を伺うことも必要ではないかと思ひますが町長のご意見を願ひいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 福井団地という特定の地域を指定してのご質問でございますけれども、福井団地以外の地域も含め、同様の問題が飯綱町各所に発生している、またはこれから発生が予想されると思っております。

ただ、福井団地は住宅団地として造成し、それなりに整備がされた地域でありますので、私は人が住む住宅用地としては一定のレベルの高さを持った住宅団地だと考えております。したがって、もう一度、住む人の誘致、住宅建設の誘致等々を考えていかなければならないと思ひます。

以前、福井団地の民生委員の皆さんと話をさせていただいたことがありますが、「最近みんなが集まって話をするような家が無くて困っているけれども、ちょうどコミュニティセンターの近くに空き家があつて、そこを借りて集まっていたが売れてしまった。できればそういうところを町で買ってほしかった」ということをお聞きしました。

地域住民の皆さんの要望をアンケートという形でも結構ですけども、先ほどもありました集落創生事業をいくつかの問題に分けて検討する中で、地元としての将来構想、福井団地がどういう住宅団地であれば、みんながそこに住んでいて良かったと思うか、意見を集約する中で、町がどの程度の支援ができるのか、そのように考えていくのがこれからの方法としてはベターであると考えております。

○議長（清水満） 清水均議員。

○1番（清水均） （108文字削除）

次に、町内の家庭に保存されている郷土史に関する資料の収集と保存についてお伺いいたします。三水村、牟礼村旧村の時代に、それぞれ三水村誌、牟礼村誌が発行され、郷土の歴史がまとめられていました。そこでお伺いいたします。

町内の家庭に保存されている郷土史に関する貴重な資料がたくさんあると思われます。1から2年前、ある集落の土蔵の解体の際に歴史館に情報が伝わり、学芸員がすぐに駆け付け、土の中から貴重な資料を探し出したとのことでもあります。探し出した資料の中には、明治時代の村議会議事録があったそうです。これは貴重な資料でございます。放置しておけば、散逸、破棄される可能性もあります。

飯綱町の貴重な歴史保存のため、収集や在宅保存といった対策が今後必要と思いますが、町としての考え方について町長と教育長にお伺いいたします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。まず、現在の町の状況でございますけれども、行政の公文書につきましては役場で保管をしておりますし、先ほど議員が申されました個人のお宅から出てきたものにつきましては、歴史ふれあい館で寄贈という形で対応をしております。しかし、ともに収容能力につきましては限界がありまして、また寄贈されました資料につきま

しては現在利活用について十分な状態ではないということがございます。

また、町内の個人が所有しております資料の所在確認ということにつきましては、行っていないのが現状であります。しかしながら、今ほど明治の時代の資料が出てきたということもございますし、個人の家庭には重要な歴史的な資料が保存されている場合もございますので、今後につきましては、住民の協力を得ながら資料価値の啓発、散逸防止、保存の収集の呼び掛けを検討しながら、在宅での保存、あるいは町の保管場所も検討をしながら、今後進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） その保管場所でございますが、歴史ふれあい館が主体となって、統合により閉校した小学校の一室に郷土資料室を設け、保存するなどの対策を進めてはどうか。もう一度お伺いいたします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） ご提案の統合した2つの旧小学校の校舎跡利用ということでございますけれども、現在企画課で活用方法を検討し、実施しているところでございます。また、メモリアルルームということで、旧第二小学校・旧西小学校に一室ずつ設けてございますので、これも含めて郷土資料室として活用が可能かどうか、今後検討してまいりたいと思います。

いずれにしましても、企画課とも相談をしながら、工夫等をしながら検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 今、町は集落創生事業を進めておりますが、取り組んでいる人から聞くとところによると、集落の愛着と誇りを持てる人を増やし、自主的、主体的な集落創生事業を進めるかが重要とのこと。ある集落でも講座を昨年からはじめています。そのためにも、集落の歴史の資料を大切に保存したいものですが、これは多分、古町だと思いますが町長にお伺いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確かにいろいろな資料が出てきたのを、その資料の背景にどういう時代があったのか、何があったのかというのは、やはり講師先生などにより説明をするなど、これは歴史ふれあい館の小山学芸員なり、小柳先生なり、富樫さんも今度そのスタッフに入っていたかもしれませんが、そういう皆さんの話を聞く中でやっていくというのは、誠にそういう資料を生かした一つの利用方法としては素晴らしい取り組みであるし、それによって地域の人たちが自分の集落について、「400年も前からうちの歴史というのはスタートしているのか」というような意味では誇りの持てるような一つになると思います。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 是非、また収集してもらったものを小学校とかで皆さんでできればと思っております。

次に3番になりますが、未登録道路の登記手続きについてであります、平成26年6月定例会補正予算の中で、認定外道路の町道や農道における公衆用道路の個人所有者から所有権移転手続きは終了したかについてでございますが、それについてお伺いしたいと思います。

それと、以前にも質問したということですが、補正予算を組んでもいまだに三水地区の方で解決されていないところがあるようですが併せてお伺いします。分かったらその範囲内でお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） ただいま建設水道課で行っている登記事務は、国土調査等で確認された筆については寄付等の依頼があった未登記道路の公衆用道路につきましては、随時、嘱託登記事務を実施しております。また、道路街路工事に伴う土地売買の場合も同様に売買契約後に登記事務を進めています。

議員ご質問の以前未登記道路の解消として実施した2路線についてですが、ほぼ完了してお

ります。しかし、土地所有者が死亡等により相続登記が済んでいない方などは、所有権移転手続きが不可能となっておりますので、両路線、2路線で116筆中7筆が、そのような相続未登記になっておりますので進んでいない状況でございます。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 116筆中7筆が登記できないということは、この道路は町道や農道にできないということになるわけですか。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） その場合は町道にできないということではなく、所有権移転が済んでいないということだけですので町道認定は可能でございます。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） その筆の登記ができないということは、その分だけ細くなるということになりますか。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 今の路線のことで申し上げますと、町道のもう舗装が済んでいる道路でございます。ですので、議員がおっしゃるとおり、その未登記部分だけを道路にしているわけではございませんので狭くなるということはありません。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） しつこくて申し訳ございません。福井団地の青木製作所から四ツ屋までの間、まだ舗装にはなっていないですね。それについてはどういうふうになるわけですか。今、舗装になっていたと言ったのですがいかがですか。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 福井団地の青木製作所から福井2という町道だろうと思われま

が、未登記の土地があるのか確認はできておりませんが、あるのであれば早急に調査をして、結果登記可能な土地であれば事務手続きを進めてまいりたいと考えております。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 平成26年6月の定例会補正予算でもって、登記するかしないかということの話があったわけですが、その点について、今、話しておきたいと思いますがよろしく願います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 平成26年6月は、私もはっきり今でも覚えておりますけれども、私の提案した一般会計補正予算が否決をいただいた議会でございます。その否決をいただいた原因は、登記ができていないということではございませんでした。いわゆる、青木製作所の裏側を舗装したいという補正予算については緊急性が無いだろう、しかも、あの当時の地元の議員さんから地元としても大して要望していないというご意見がございまして、それで否決をいただいた後、今日まで舗装をする事業というのは予算計上してきておりません。

繰り返しになりますけれど、道路として飯綱町に所有権が移っているのに関わらず、5メートルの道路を町道認定したいと町長が提案しますと、人の土地であろうが何だろうが町道になってしまいます。行政というのはすごい権限を持っているとお考えいただければと思いますが、登記が移転しなくても、町道認定された場合には道路として利用させていただく。したがって、5メートルの中に一部Aさんという、地目は公衆用道路だけど所有者は飯綱町ではなくてAというふうに登記がされております。

それと、未舗装については、また若干地域から何とか考えてほしいという要望もございます。工事を進める上では、道路に流れた水を終末どこへ持っていくかという問題もあるというので、今後研究をした中で対応をしていきたいと思っています。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） この道路について、福井の少し上まで急坂になっています。3年前にすごく

荒れてしまって、そういうこともあるもので要望していると思います。よろしく申し上げます。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ありがとうございます。大変貴重な意見と捉えさせていただきますけれども、現場を少し歩いていただければ、あそこは舗装していないですけどクラッシュランと言うか、碎石を入れて少し圧接してかなりならしてきているので、そこら辺もまたご確認いただければと思います。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 分かりました。またよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で質問を終了しますが、飯綱町に移住して良かった、後継者も安心してこの町に住めるような健康で長生きし、子供からお年寄りまで安心して暮らせる環境づくりを町民の皆さん方と行政と議会が力を合わせ、飯綱町づくりを進めていければと思っております。飯綱町全体が一步一步前進できるよう願ひを込めて質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（清水満） 清水均議員、ご苦勞様でした。

暫時休憩に入ります。再開は13時55分からといたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時55分

◇ 瀧野良枝

○議長（清水満） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号5番、瀧野良枝議員を指名します。瀧野良枝議員。

〔5番 瀧野良枝 登壇〕

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野良枝です。通告のとおり、順次、質問をまいります。

農業が基幹産業である当町において、食と農のまちづくりについての見解をお伺いいたします。

す。

初めに学校給食についてですが、年齢別栄養所要量を満たし、バランスが良くおいしいメニューを日々提供していただいております。現場の皆さまには敬意を表するところでございますが、平成 29 年度の行政報告書によりますと、常勤調理員の欠員状態をなくし、調理員のその後を見据えた指導、助言を施すことができる責任者を中心とした組織体制の確立が必要であると書かれておりました。

職員の確保等に問題がないかという点と、平成 29 年度からの 3 カ年計画で段階的な賃金改善を図るという点について現状をお伺いいたします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。まず、職員の確保の関係でございます。学校給食共同調理場でございますけれども、平成 31 年度に常勤調理員を 2 名採用しまして、現在 14 名で本来の体制が整って進んでいる状況でございます。

学校給食の調理員につきましては、御存じのとおり食材の手切りを行っており、これによりおいしい給食の提供をしておりますので、なかなか一朝一夕ではできるような仕事ではございませんけれども、長い目を見て、職員の安定確保を図ってまいりたいと考えております。

それから、賃金の改善の関係でございます。平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 カ年計画で賃金の改善を図ってきてございます。学校給食につきましては、それぞれの担当ごとに月給であったり、日給であったり、また代替につきましては時給であったりということではございますけれども、平成 28 年度から平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度と年々給与の改善を図ってきてございます。また、今後につきましても、役場の関係の他の職種もございまして、そちらの動向も見ながら改善に努めてまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） ちなみに、保育園の調理員の関係はいかがでしょう。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） 保育園の調理員でございますけれども、平成 31 年度にやはり 1 名調理員を採用いたしまして、8 名の体制で現在進んでいる状況でございます。現場では、8 名体制で何とか体制が整ったということで進んでいる状況でございます。

また、賃金につきましては、保育園については長年据え置きできたわけですがけれども、平成 31 年度に賃金改善をさせていただきまして進んでいるという状況でございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 第 2 次総合計画においては、食物アレルギーを持つ児童生徒には給食にアレルギーの原因となる食材を使用しないなど、全ての児童生徒が安心して食べられる学校給食を提供するとあります。そこでお尋ねします。

現在、保育園、小中学校において、どのようなアレルギーを持つお子さんがいて、対応はどのようにされておりますでしょうか。また、商品名でいうところのエピペンというアドレナリン自己注射薬を処方されているような、アナフィラキシーショックの重篤なお子さんというのはいらっしゃいますでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。まず、アレルギーを持つお子さんの関係でございますけれども、保育園につきましては、卵、乳製品、小麦、くるみ、そば等、7 種類の品目に対しましてアレルギーを持つお子さんがおまして、献立については代替食または除去食で提供してございます。

まず、食物アレルギーについては入園申込時に保護者と面談をしまして、調査を行い、毎月献立を作成した際には保護者に確認していただき、除去食あるいは代替食を提供してございます。

また、学校給食につきましては、卵、牛乳、くるみ、そば、乳製品等、9 種類の品目に対しまして、アレルギーを持つ子供たちがいるという報告を受けております。こちらにつきましては

は、町に学校給食アレルギー対応食提供事業実施要領というのがあり、これはアレルギーを持つ家庭から学校を通じ共同調理場に連絡があり、事前協議を行い、除去食にするか、代替食にするかを決め、それぞれ提供をしている状況でございます。

ただし、保育園が現在では7種類、あるいは学校給食では9種類ということで、アレルギーの食品がありますけれども、食材につきましては使用しないアレルギーもございますので、現在では除去食あるいは代替食で対応をしている状況でございます。

それから、アナフィラキシーショックの関係でございますけれども、保育園と小中学校合わせて4名の方がいると聞いてございます。エピペンを使っているのは、小学生で1名いるということで、こちらにつきましては十分注意をして給食の提供をしている状況でございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 重篤なエピペン使用の小学生がいらっしゃるということですが、実際にその対応について、職員間での訓練など、そういったものは行われておりますでしょうか。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） ご質問にお答えします。エピペン使用とか、そういうお子さんがいる場合は、職員間でまず保護者の方からお医者さんにどういう指導を受けているか担任を通して詳しく伝えていただきます。その後は職員会や講習会を通じて、どういうふうになればよいのか周知します。また、エピペンは常日頃どこにあるのか、例えば、かばんの中に入っているとか、サブバッグの中にあるとか、ロッカーに入っているとか、そういうことまで確認をします。いつどこで起きるか分からないので、誰がその現場にいても分かるような対応を学校ではとっております。以上です。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） また、今回の議会だよりモニターのアンケートの中で意見ございましたのが、2種類以上の食物アレルギーのある児童は共同調理場で対応できないので毎日弁当を持っていると聞いたが、調理場で対応食の提供ができないかというご意見がございました。こち

らについてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。確かに小学生で一人、乳製品等々のアレルギーで弁当持参のお子さんがいらっしゃいます。しかし、共同調理場におきまして臨時の管理栄養士を現在採用しまして、この栄養士につきましてはアレルギー対応に特化した形で、今、業務に当たっていただいております。この管理栄養士と栄養教諭とで、この児童にも給食が提供できないかどうか検討をしている最中でございます。できるだけ早い時期に除去食あるいは代替食で給食を提供できないかと進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 確かにほかの子供たちと同じ物を食べるという給食の時間というのは、とても大切な時間でもありますので、是非、検討をよろしくお願ひいたします。

また、過去一年間で誤食など、アレルギー事故の発生はございましたでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） 過去一年間ということで、平成30年度で申し上げますと保育園で6件の誤食がございました。ただし、アレルギー事故までは至っていない状況でございます。それから学校給食の関係ではございませんでした。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） アレルギー事故に関しては、2012年に都内で乳製品アレルギーを持つ小学校5年生が、おかわりの際に誤って渡されたチーズ入りのチヂミを食べて死亡したという事件がありました。

保育園で事故にまではいっていないけれども誤食があったということですが、保育園においては低年齢のお子さんで自己管理が難しい点などもあり、特に職員の人的なエラーというのを二重三重のチェックで防いでいくことが必要になるかと思ひます。この点、保育園の対応に不

備はなかったか、またその後の対策についてお伺いします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。誤食につきましては、その場で気が付き保育士が対応して、また保護者にもすぐ連絡を取り対応をしております。その後、子供の様子を見ている状況でございますので、不備等はなかったと認識しております。それにつきましても、対応は十分に注意をまいっているところでございます。

それから、改善策というところでございます。確かに6件ということで続いてしまい、食につきましても命に関わるということを経験した職員全体あるいは教育委員会全体で認識をして、対応策と言いますか、改善策をとっております。そこで、おっしゃるとおりチェック体制の強化を図ってまいろうということで、まず献立の配合表を栄養士、調理師、保護者でまずはチェックをするというところ、それから、朝礼でアレルギー対応の献立を発表しまして、朝礼の中で毎日のチェックをしているというところでございます。それから、配膳につきましては、アレルギー児からまず配膳をしまして、その際にもそれぞれ調理員、保育士等がチェックをしまして提供をしているということで、二重三重のチェックをしながら安全に努めてまいっているところでございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） ただいま、誤食があつてからのその後の対応というのには不備がなかったというお話でしたが、やはり誤食が起こる前の時点、職員間の意思の共有ですとか、やはり配膳までの流れにおいて誤認が生じないようなチェック機能というものの強化が大切であるかと考えます。

次に、食材の安全性についてお伺いたします。共同調理場及び保育園における給食用食材に関しては、放射性物質検査を行い、町のホームページや献立表で公表をしておりますが、残留農薬についての検査はなされておりますでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。残留農薬の検査につきましては、調理場ではやっております。ただし、この間のJAと直売所の食材提供者との会議の中で、JAさんの残留農薬の状態、あるいは直売所の残留農薬をどうしているのかということはお聞きしております。ただ、直売所につきましては、まだ残留農薬の検査、検査機器が結構高額でもありませんし、JAさんでもながの農協として持っているというような状況でございますので、なかなか残留農薬の検査はできない、ただ抽出でやっていくしかないという状況をお聞きしました。

しかし、JAさんでは栽培記録によりまして防除記録などを載せておりますし、直売所もだんだんとそういう方向でいく、また、3つの直売所が統合して新たな直売所になりますけれども、その際にはパソコンを使って、そのような残留農薬と言いますか、栽培記録を付けていくという努力をしたいということでお話しを聞いておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） ほかの自治体では、食材の細菌検査、遺伝子組換え作物由来のDNA配列定性検査、食品添加物の検査などが行われている調理場もあります。

特に、最近お子さんの口に入る物に関して、保護者の皆さんの関心が高まっていると感じていますが、この包括的な食の安全について今後どのような展開を考えていらっしゃるか改めてお伺いします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。今、議員が申されました、いろいろな検査をやっているところがあるとお聞きしております。当町は、放射線の検査のみしか行ってございませんので、今後やはり食の安全ということを考えますと、どのような検査が良いのか、必要なのか、あるいは予算的な措置も必要でございますので、今後、検討してまいりたいと思っております。

ただ、食の安全につきましては、やはり一番重要なことでもありますし、特に体をつくる子

供たちでございますので一番の源にもなります。ですので、食の安全につきましては十分注意を払っていきたいと考えてございます。また、先ほど申しました食材を提供していただきます J A さん、それから直売所の皆さん等ともお話しをしながら、今後の食の安全について考えていきたいと思っております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 実は先日、保護者の皆さんの自主的な取組で食の安全についての講習会というのをやったわけですが、その時の講師の話聞いて、保護者の方がショックを受けたというのが、国内メーカーが作っている粉ミルク全てに遺伝子組換え由来の成分が入っていてすごくショックだったということです。よく見ると、それでも成分が入っているのが少ないものがある、例えばこれを乳児健診の時などに知っていたらそれを選んでいた。今となっては取り返せないのですごくショックだとおっしゃっていて、やはり食の安全というものに関して、これからより一層必要な部分かと感じております。

次に、食育の具体的な取組についてお伺いします。2009 年に学校給食法が改定され、栄養補強としての給食から食育という要素が加わりました。

先ほども述べましたが、給食の優れている点は栄養バランスを重視しているという点です。この栄養バランスを整えるためには多くの食材を使用しますので、好き嫌いの問題が生じやすくなりますが、家庭では嫌いな食材も、学校や保育園では食べているという場合も本当に多くあります。これは集団の力ということもありますが、やはり苦手な野菜も切り方や大きさ、調理法の工夫で偏食の是正ができていているという点も、給食の素晴らしい点だと思っております。

これは、決められた時間内で衛生的に調理をしてくださる調理員の皆さまのご苦勞に支えられているのだと思いますが、食育という面で、子供たちが栄養士さんや調理員の方と交流する活動はどのように設けられておりますでしょうか。また、保育園においては、さみずっ子保育園は調理室がガラス張りになっているので作業がのぞける窓も設けられておりますが、ほかの保育園で園児が調理員さんの仕事を目にする機会はあるのかどうか。また、小中学校の児童生徒の調理場見学の機会はあるのかについてお伺いします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。まず1点目の調理員との交流活動でございます。

保育園につきましては、3歳以上児を対象に昼食時に調理員が各クラスへ行きまして、子供たちと一緒に食事をする機会を設けてございます。

また、共同調理場につきましては、5月から11月の毎週金曜日、調理員1名と給食を運搬している運転手さんが牟礼と三水小学校を訪問し、給食交流を行ってございます。この給食交流時の様子につきましては、当日のミーティングにおきまして感想等を発表し、献立の感想や残食状況について、調理員間で情報共有をしているところでございます。

また、中学校につきましては、毎日、栄養教諭が各クラスを回って交流をしているところでございます。

それから保育園調理場については、さみずっ子につきましても南部保育園やりんごっ子保育園も、調理場は中が見えるようになっております。ガラス張りになっておりますので、子供たちがそこで見ていると保育士が「今日は何を作っているんだよ」ということで、「これがこうなるんだよ」ということで話しをしていると聞いております。

それから、小中学校につきましては、調理場の見学はいつでもできるようにはなっているわけですが、定期的ではございませんが機会があるごとに、あるいは希望があるごとに、PTAも含めて調理場の見学をしている状況でございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 調理現場を目にすることというのは、農業体験とともに本当の意味で食事の前に「いただきます」という言葉を理解する大切な機会かと思っておりますので、この小中学校、特に小学校ですが、調理場の見学というのを計画的に実施していただきたいと思っております。これについてはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） 計画的にということですので、学校のカリキュラムとかもございまして、また校長先生等と相談をしてみたいと思います。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、行事食や郷土食の提供についてですが、行事食に関しては、感謝ですとか、健康とか、ご先祖様とか、収穫などにまつわるエピソードがあります。それに加えて、その土地の郷土食には地域の自然環境や食材が限られた中での工夫や地元特産物で作った誇りなど、様々な意味合いが込められております。

子供に食事を提供するだけでなく、意味合いを伝え、子供自身がそれについて考えるということが大切かと思いますが、どのような工夫でこの郷土食、行事食を提供されておりますでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。どのように工夫して提供ということですが、すけれども、保育園、共同調理場ともに年間の食育計画に基づきまして、季節に応じた行事食あるいは郷土食を提供してございます。

行事食につきましては、毎月の献立のところに、今日は、例えば「こどもの日の献立」ということで何と何がありますとか、どういうことでこういう献立になっているという説明書きが書いてございます。あと、小中学校では毎日の給食の際に献立の説明をクイズ形式で行っていると聞いてございます。

三水小学校はランチルームで食べますので、代表の子供が今日の献立に対しましてクイズ形式で出し、また、牟礼小と中学におきましては、放送で子供たちが献立に関してクイズ形式で説明し、この中で行事食あるいは郷土食も説明をしていると聞いてございます。

それから、郷土食の関係につきましては、平成27年度に飯綱町の食ごよみというのを企画課と産業観光課、教育委員会で、それぞれ地域の方のご協力を得て作ってございます。これを毎年5年生に提供しまして、郷土食の関係を勉強していただいているという状況でございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今、話に出ました飯綱町の食ごよみ、我が家も子供が持って帰ってきたわけですが、本当に素晴らしい内容で、1ページごとに家族で話したり、またその内容について地域のお年寄りの方との話のきっかけになったりして、素晴らしい冊子だと思っております。

また、子供の食に対する意識を高める上でとても大切な農業体験、調理体験について、現在どのように取り組まれておりますでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） 農業体験、調理体験の取組ということでございます。まず、保育園につきましても、農業体験としまして地域住民と野菜苗の植え付けや収穫、あるいは収穫した野菜での調理体験、また、季節の行事に合わせた行事食の提供などを行っている状況でございます。

小学校につきましても、りんご作りの体験、それから米作りの体験などの農作業の学習を地域の方が講師で行ってございます。また、この収穫体験、調理体験、地域食材や郷土食を社会や総合学習などの教科の中でも学習をしていると聞いております。

それから、中学校につきましても、特に農業体験等々はできませんけれども、特別支援学級では野菜作りを体験しておりますし、総合的な学習あるいは企業体験におきまして食の伝統なり、農業体験等を実施していると聞いております。

また、生涯学習でやっております「いづなっ子くらぶ」、これに料理教室がありますので、こちらにも参加していただいているお子さんがいて、調理の体験をしているという状況でございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 実際に農業体験については、地域の皆様のご協力の下、子供たちは本当に貴重な体験をさせていただいており、他市町村に比べても飯綱町は恵まれた環境だと言えると思います。

保育園から中学校までという12年間という長いスパンなのですが、これをトータルで考えて、子供の心身の成長に合わせて活動の幅や深さを段階的に変化させていくということが、子供にとっても最終的に大きな学びになって、町にとっても大きな財産になるのではないかと考えます。

子供たちに町の魅力を聞くと、景色が良いとか、お米や果物がおいしいと挙げる子が多いわけですが、この田園風景を守っているのも、おいしい食べ物を育ててくださっているのも農家の皆さんで、そこには自然相手の仕事という苦勞もあって、大きな尊敬に値するということが子供自身が学んでいき、そのことで農家の皆さんのやりがいにつながっていくという取組はできないでしょうか。

例えば、保育園や小学校低学年での農業体験は、ただ楽しかった、少し疲れたということでも良いかと思いますが、学校の時間の制限もあるかと思いますが、高学年になっても地域の方や先生方にかなり準備していただいた状態で、今、体験させていただいているように感じます。高学年では、体験のレベルを変化させたり、農家さんの仕事の調査をしたりするなど、今度は農業の苦勞という面を学ぶことも必要ではないでしょうか。

また、中学においては、給食を中心とした食品流通調査や食料自給率、食品ロスやフードリサイクルなどの環境問題などを地域の实情に照らして実践的に学ぶ。社会科で世界や日本全体を学ぶことに加えて、より身近な問題として感じる学習が必要ではないかと思います。しっかりとこの12年間という中で、ゴールを見据えて年齢別に段階的に学んでいくという食農教育に関してはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 貴重なご質問ありがとうございます。食農教育ということについては、けれども、これをやろうとすると学校の授業の中だけではとてもできるものではありません。

例えば、高学年になるとクラブ活動があって、その中で子供の希望で必ず調理クラブというのが開設されます。そこに地域の女性団体の方が来て指導してくださるわけだけど、私が飯綱

町はすごいと思ったところは、そのボランティアの方たちが、「私たちは、子供が何とかケーキ作りたいとか、今どきのおしゃれでハイカラなものを作りたいなら協力しませんよ。私たちが調理クラブで教えたいのは、郷土の食文化です」と言われたことです。だから、そういったものを大事にしていきたい。

例えば、これは一つの例ですけれども、3年生が地元の方のご協力を得て大根を作ります。その大根で冬に凍み大根を作る。4年生になってその凍み大根を使って調理する。それから、田植えや稲刈り、そういう農作業の時にきなこ餅とか、団子とか、そういう「おこびれ」を地元の方が作ってきてくださる。そして、何で田植えの時にきなこ餅を食べるかと言ったら、「それは、きなこの豆の色は稲の黄金色で、豊作を祈ってこういうのを食べるんだよ」と、地元の食文化をきちんと伝承してくださる。そういう意識を持って取り組んでいただいている。それは本当に学校の授業の中だけではとてもできないことだと思います。

それから、授業の中ではどんなことをやっているのかというと、一例ですけれども去年、牟礼小学校の授業参観に行った時に5年か6年だったと思いますが、子供たちが家にある野菜とか、スーパーで買ってきた野菜の袋などを持ち寄って、例えばこのピーマンはどここの産だとか、このニンジンはどここの産だとか、自分が持ってきた物を日本地図に全部貼っている。みんなの家の冷蔵庫の野菜はどこから来ているか、中には外国のものもある。そういうことを通して食について深い学びをしている。こういうことはとても大事なことなので、これからも一生懸命やっていきたいと思っています。以上です。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 我が家の娘2人も郷土食クラブで、何で入ったかということやはり食ごよみを読んでとても興味を持ったということです。総合的に学んでいくということがとても良いところだと思っています。

次に、武蔵野市ではより良い給食と食育を目指し、給食・食育振興財団を設立し、給食・食育フォーラムを開催しています。そこでは、市民向けに給食の新作メニューの発表や調理員による魚のさばき方、子供たちが苦手とする食材を使った一口試食や残菜の年間量の展示、も

ったいない食育やかつお節の削り方、出汁の試飲、また農産物を提供してくださっている農家の紹介などがされているそうです。

学校給食を核とした食育を町民全体に広めるための食育フォーラムの実施についての考えはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。食育フォーラムということでございます。確かに、飯綱町の学校給食の良さ及び学校給食と子供たちへの食育のアピールという点からは、住民にもっと学校給食を知っていただくということから、本当に良いご提案をいただいたと思っております。

現在、食育推進体験講座を企画とも連携しながら行っておりますし、学校給食のみならず、飯綱町食育推進会議もございますので、そちらとも連携をしながら検討をしていきたいと思っております。

ちなみに、学校給食ができました翌年、平成25年ですけれども、図書館祭りで学校給食のプチ試食会というのを中学校でやってございます。これは1回きりで終わってしまったわけですけれども、この食育フォーラムにつきましては、それぞれの機関と連携をしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 是非、一過性のイベントではなくて、継続的、段階的にレベルアップしていったいただければと思います。

また、食育という面では、保育園や学校の給食の献立や保健だよりなどで、保護者に向けてのメッセージというのものもあるわけですが、これがより効果的に伝わる工夫が必要ではないかと考えます。

以前、メールによる連絡網システムを活用して、保育園や学校への欠席連絡などの利用はできないかというお尋ねをしましたが、このメール配信システムの有効な活用については考えら

れないでしょうか。今、保育園や学校からのお知らせは紙媒体が基本ですが、特に多子世帯では、週末などお知らせの枚数が多くなって、週明けの持ち物などの大切な情報を見逃しがちだという保護者の方のもいらっしゃいます。

例えば、保育園や小学校では農業体験の前に長靴を持参してくださいというお知らせが紙媒体で来るわけですが、これを例えばメールにして、持ち物のお知らせに加えて食育のメッセージを送ったり、また、できればそれに対する保護者の方のメッセージも受信できたりするような双方向のコミュニケーションが可能になると、教育現場と保護者との協力関係による食育への取組というのはより広がるかと思えます。

この情報発信についてですが、人は知りたい情報しかキャッチしようとしませんので、いかに知りたい情報のところに知っておいてほしい情報というのをうまく載せていくかという仕掛けが必要ではないかと思えます。このメール活用についての取組はいかがでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。確かに、現在は献立表のところに食育に関しては載せてございますし、持ち物等につきましても紙媒体ということでございます。

せっかくあるメール配信システムでございますので、今、ご提案いただいたところも栄養教諭、あるいは担任、教頭等とも話しをさせていただいて、できるところから進めてまいりたいと思っております。

また、双方向につきましても以前もご質問いただきましたので、今、確認をしながら、多分できると思うという答えですので、できるところから始めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、給食における地産地消の推進についてお尋ねいたします。平成29年度行政報告には、町内産の農産物の使用量について報告がされております。使用率100パーセントのものもありますが、パーセンテージの低いもので言いますと大根が14.4パーセント、ネ

ギは 27.2 パーセント、玉ネギが 31.9 パーセント、キャベツが 34.3 パーセントなどです。

例年、JA や直売所との打ち合わせ会議を行い、前年度実績を示した上で当年度納入に協力していただいているとのことですが、決められた納入日に決められた数量を確保することや規格をそろえること、洗う作業などが困難であること、天候により安定した入荷が困難であるなど、供給システムの確立までは進んでいないのが現状であり、今後は食材の栽培から供給までを担ってもらえる体制づくりも必要と報告されていますが、これについての現状と地産地消率を上げる対策については、どのように取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。平成 29 年度の状況を今お話いただきました。確かに年間を通して使う食材、例えばジャガイモ、ニンジン、キャベツ、キュウリ、玉ネギ、ネギ、白菜などにつきましては、ここの地域では冬場においてなかなか青物等の野菜が年間を通して供給できないということで、使用率がこのような状況になってございます。やはり、旬の食材、あるいは時期的な食材は提供をいただけるわけですけれども、年間、安定して食材をとということになりますと、少し厳しい状況もございます。

ただ、使用率を上げるためにどのようにしたら良いかというところではございますけれども、今度 3 つの直売所が統合されますし、産業観光課とも連携を組み合わせながら、できるだけ栽培計画等を立てていただいたり、あるいは直売所の中に例えば給食の提供する課みたいな専門のところをつくっていただいたり、そのような工夫をしながらできるだけ使用率のアップにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 今の話とも関連しますが、今年度の国の施策でも、国産農産物消費拡大事業の中で地産地消コーディネーターの派遣事業が行われております。公共調達として、給食に地元の農産物の使用を推進することは、給食に関連した食育、地産地消など、それに付随する良い効果が町内へ大きく広がる、外部経済の可能性がかなりあるのではないかと考えます。

ただ、給食への地元農産物を使用する上では、先ほど挙げたような課題もあつたり、今お話しいただいたような内容もあつたり、やはり地元産の物を安定的・継続的に使用するためには、生産者と調理場、消費者をつなぐコーディネーターの役割が重要であると考えます。

地産地消に積極的に取り組んでいる今治市では、食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言や今治市食と農のまちづくり条例を制定し、有機農業の取組を進めていますが、農家さんが周年出荷のための品種選定や保管方法の工夫をされているそうです。

特に、学校給食への食材に関しては、皮むきの手間が少なくて済むようになるべく大きな品種を栽培したり、早生から晩生までの品種をうまく組み合わせ、また同一の品種も畝ごとに種まきや植え付けの時期をずらして、収穫、出荷時期を延ばしたりしているそうです。聞いていても大変なご努力だとは思いますが、この原動力になっているのは、自分たちが作った安全でおいしい食べ物を自分の子供や孫、地域の子供に食べさせたいという思いからだそうです。

また、栄養士さんも努力をされていて、市内の農産物の作付け状況を学び、旬を考慮して献立を作成したり、栄養士、生産者、営農指導員が集まって、出荷調整会議を毎月開催したりしているそうです。

学校給食に限らず、生産者と消費者をつなぐ町独自の地産地消コーディネーターの活用についてはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。農家と消費者、農家と学校給食、そういった間に入ってつなぎ役、調整役を担う人は非常に重要であると考えております。

現実的な話でございますが、直売所のスタッフが農家と最も近い存在になりますので、このスタッフが学校給食とつなぎ役割、コーディネーターの役割を果たしていったらどうかとまずは考えております。

いずれにしましても、農家は消費者や学校給食が必要とする農産物を生産すること、また消

費者や学校給食は農家の生産に見合った価格で農産物を買上げるといった仕組づくりが必要であると考えております。それら調整を担うコーディネーターの役割を果たせるような人材の育成について、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） また、今治市では、市内の直売所、先ほども話が出ましたが直売所が地産地消型農業推進拠点として地産地消をけん引しています。農家さんが学校給食のための農産物を作ってくださった際に、夏休みや冬休み期間中の販売先の確保や長期休み以外にも、遠足とか、運動会などで食材の発注が無いときとか、また逆に天候不順や病虫害の影響などで注文数量に欠品を生じるということも考えられます。

例えば、三本松の農産物直売所は、普段使いの野菜を取りそろえるとお聞きしたと思いますが、その三本松を含む町内の直売所に、給食食材の過不足調整機能というのを果たせることは可能でしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、給食の食材と直売所の販売物品というのは基本的に同じ物でございますので、町内の直売所が給食食材用の過不足調整機能を持たせるということは十分可能だと考えております。

一例を挙げるなら、学校給食用に農家に野菜の生産を依頼したとして、予想以上の収穫があってもその増分は直売所で販売することができますし、逆に学校給食用の野菜の生産が予想を下回っても、その不足分を直売所で販売する野菜で充当することができます。順調にいけば、来年度から1つの法人が町内3直売所を運営しますので、必然的にその法人が取り扱う農産物の量は増加し、直売所の給食食材の過不足調整機能はより高まるのではないかと予測しております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 量の確保ということもそうですが、やはり給食用の食材という意味で品目

を増やしていくという方向も考えられればと思います。

直売所に関しては、コミュニティービジネスとしての直売所の可能性についても考える必要があるかと思えます。消費者の需要動向を的確に把握して、そのニーズを品ぞろえ、すなわち栽培に結び付けるための生産誘導を行い、周年栽培、できれば近い者に向けた栽培提案を行ったり、また販売に対しても例えば新鮮さをPRしたい人は朝採れですとか、完熟収穫ですとか、おいしさをPRしたい人は試食の販売を行ったり、また見慣れない野菜を販売する場合は食べ方とか、調理法のレシピをセットで販売するなど、積極的な販売展開の指導など、生産者を育てる直売所としての展開というのは考えられるでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、一般的に直売所の共通の課題というのは全国一律ですが、高齢化、品ぞろえ、人手不足、この3つが共通の課題と言われております。

学校給食でも、直売所でも、求められるものは新鮮で安全な農産物を一定量そろえていくことだと考えております。その期待に応えるために直売所の担当者が、先ほど言うコーディネーターの役を担う職員が、農家と一緒に農家の生産能力の引上げや高品質な農産物生産の徹底を進めていかなければと考えております。

直売所は、単に売上げを伸ばすだけではなくて、女性とか、高齢者とか、農業の初心者など、多様な方が直売所に納品して生きがいを持って農業を続けられる、そういった機能も重要であると考えております。高品質な食べ物だけでなく、消費者のニーズに合った様々な農産物を生産できる多様な農家を育成して、地域農業の振興を図っていきたいと考えております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 続いて、食と健康の住民意識の向上についてお伺いします。

まずは、住民の食生活と生活環境の実態調査の状況についてですが、これは主に健康づくり週間ですとか、各種検診の間診票により調査をしているとのことですが、結果から見えてくる課題とその対策についてお伺いします。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えします。「健康いづな 21」という計画を立てまして、その中で調査を行っております。

1番としましては、「朝食を欠食する人について」という項目ですが、週に3回以上食べないとの回答は年代が若い人ほど多く、特に男性の20から50歳代に多いという状況が見受けられております。

2番目として、「栄養バランスを考えて食事をしていますか」という問いなのですが、男性が女性より低い値で、特に20、30歳代と50歳代男性が特に低い状態で行っていました。

3番目としまして、「野菜の摂取量について」でございます。ここにつきましては、約70パーセントの人は目標値に対しまして、ほぼ同じか多いという回答で行っていましたが、若い世代の方は若干低い状態で行っていました。

4番目として、「塩分量の意識について」でございます。男性につきましては70.5パーセント、女性につきましては86.3パーセントの方が意識はしているという回答で行っていましたが、20歳から49歳の方、特に男性が低い状態で行っていました。

また、このほかに「食塩摂取量について」、2017年に調査を行っております。この中で、「かなり多い」「多め」というお答えの方が全体の54パーセントの状況でありましたので、塩分摂取量については課題として捉えております。

対策としまして、現在行っている対策ですが、食育推進会議という協議体があります。17団体入っております、教育関係、地域の団体、事業者さん、農業関係の方、あと行政各担当という形で食育推進会議という協議体があるのですが、その中で情報を共有して取り組んでおります。

また、健康水準の方では、乳幼児の健診時であったり、特定健診等の結果返却時であったり、保健指導で関わる場合に指導を行っております。また、食生活改善推進協議会という組織もあるわけですが、この協議会においては地区の健康教室で減塩料理の普及に取り組んだり、広報、

「黄色のエプロンだより」というレシピを紹介しているページがありますが、その中でアピールしたり、啓発をしているという形でございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） ただいま出ました「健康いづな21」について、分野ごとの目標値が設定されているわけですが、過去の値というのがありまして、最新の値が無いために比較ができずに達成状況が評価困難となっている項目が多くなっています。例えば、朝食を1人で食べる子供の減少、家庭で食事づくりなど、お手伝いする子供の増加、漬物以外の野菜を毎食食べる者の増加などの項目が、最新の値が無いために評価困難という結果になっています。

この調査結果については、データのそれぞれ出どころがバラバラなので、項目の不足があるのではないかとお考えかもしれませんが、これは大変大切な分野ですので、各課横の連携を図ってその目標設定に対する進捗状況の把握というものをしないと、目標に対してのPDCAサイクルは機能しないのではないかとお考えと思いますがいかがでしょうか。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。計画を策定した時に、町民のアンケートについては取らなかったわけです。それで、小学校、中学校の各項目がありますが、これについては各学校と連携を取って依頼を申し上げ、回答を求めていたという話は担当から聞きました。

ただ、仕上げの段階で回答が得られないまま、どうも作成されているという実態が確認できましたので、これについては担当の方で至急学校と連携を取って、数値を入れて目標設定していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 同じく「健康いづな21」によりますと、取組主体別目標項目の中に、食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録量の増加を掲げておりますが、例えば町内の飲食店などで、野菜たっぷりメニューとか、塩分控えめですとか、低糖質などの健康メニューなどを提供していただくなどの取組についてはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。実践できるような内容としましては、議員さんがおっしゃるとおり栄養バランスであったり、減塩であったり、ヘルシー野菜、いろいろ項目はあるのですが、今まで協議体の中でも健康メニューを検討したという経過はないわけですが、これから協議体とか、各行政の担当間で少し検討を加えていきたいと考えております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 町では、「やたら祭り」もありますが、やはり通年メニューとして展開していただくことにより、住民の意識向上にもつながるのではないかと思います。

また、昨今、ヘルスツールズも人気ですので、町内での健康食の提供というのは対外的にも十分に観光コンテンツになるかと思えます。また、食と健康に関する住民意識については、情報として提供するだけではなかなか浸透しづらいかと思えます。

先ほど食育フォーラムの提案をしましたが、これは住民側にとって情報を受け取るという受信型だとすると、食と健康に関しては住民自ら今度意見を発していくという発信型のワークショップによって、食と健康の意識向上というものが図れるのではないかと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。協議体の中でもワークショップという形で話し合いを持ったことが今までありません。協議体では、どうしていきたいという方向性の話しはしているところです。ワークショップは、ご意見を集約という形で良い手法だと思いますので、協議体で取り入れたり、また住民の皆さんと食についてワークショップができるような体制ということもまた考えていきたいと思えます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今、エシカル消費と言って、人、地域、環境に配慮した消費行動が、最近、

SDGsとともに話題になっておりますが、長野県版のエシカル消費には、健康長寿県である長野県独自に「健康にも配慮する」というキーワードが入っています。

町民の消費行動によって、町の未来も少しずつ変わるということを意識して、買い物をする際に安さだけではない、エシカルな目線を持つことも大切であるかと思います。食と農、食と健康のまちづくりへの期待をいたしまして私の質問を終わります。

○議長（清水満） 瀧野良枝議員、ご苦労様でした。

◎散会の宣告

○議長（清水満） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

明日6日の一般質問は、議事の都合により、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時より開くことにします。

ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、6日の一般質問は午前9時に繰り上げて開くことに決定しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

散会 午後 2時52分

令和元年6月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和元年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年6月6日（木曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	青山 弘
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	大川 憲明
15番	清水 満		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村 勝盛	副町長	合津 俊雄
教育長	馬島 敦子	代表監査委員	山本 孝利
農業委員会長	清水 藤一	選挙管理委員長	三ツ井 吉次
総務課長	原 章胤	企画課長	徳永 裕二

税務会計課長	永野光昭	住民環境課長	梨本克裕
保健福祉課長	山浦克彦	産業観光課長	土屋龍彦
建設水道課長	土倉正和	教育次長	桜井俊次
飯綱病院事務長	大川和彦	総務課長補佐	高橋秀一

事務局職員出席者

事務局長	笠井順一	事務局書記	荒井智雄
------	------	-------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清水満） おはようございます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和元年6月飯綱町議会定例会を再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（清水満） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質問、答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力願います。

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（清水満） 発言順位6番、議席番号12番、渡邊千賀雄議員を指名します。渡邊千賀雄議員。

[12番 渡邊千賀雄 登壇]

○12番（渡邊千賀雄） おはようございます。議席番号12番、渡邊千賀雄です。質問通告により順次質問いたします。

最初に、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。大いに所信を述べていただきたいと思っています。

最初に、消費税の10パーセントへの増税に対してお伺いいたします。政府は、この10月から税率を8パーセントから10パーセントに引き上げるとしています。そもそも消費税は、所得

が無くても負担が生じ、また低所得者ほど負担が重くなるという逆進性を持った間接税であります。

本来、税制は負担の能力に応じて負担する応能負担が原則だと思います。しかも、税率も89年に3パーセントで導入し、97年に5パーセント、014年に8パーセント、そして今回は10パーセントと、消費税は小さく産んで大きく育てるとも言われていました。また、社会保障のためという口実も看板倒れが明白になってきていると思います。

GDP国内総生産の6割を占める家計消費、個人消費は、前回の増税が行われた014、4月以降落ち込んだままと言われています。各種の世論、アンケート調査にも現れています。そこで伺いいたします。

一つとして、この地域、そして町内経済にこの消費税増税が及ぼす影響をどう考えておられるかお聞きしたいと思います。私どももいろいろと回ってみる中で、数少ない小売店の業者の方が、「消費税が10パーセントになったら、もう店はやっていけないし閉めるしかない」といった声も聞かされます。また、レジの買い換え、またキャッシュレスというようなことも言われ、本当に中小業者は大変な状況だということも聞かされます。また、農家にとってもインボイス制度が3年後には導入されるといったこともあって非常に危惧しています。地域、町内経済に及ぼす影響をどう考えるか、町長に見解をお伺いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。大いに首長として所信を述べてほしいというご意見を申されましたけれども、私はいわゆる町の将来とか、町の人口増対策とか、そういうものについては、こういうことを考えて、こんなふうにしたいというような考えを皆さんに申し上げ、そしてそれは少しどうだこうだという議論をする大いに価値がある議題だと思っているわけですが、議員お尋ねの消費税というものについて、私がここで「消費税は断固反対でございます」と訴えても、それはあまり意味の無いことではないかと思えます。

既に消費税というものは3パーセント、5パーセント、8パーセントの時代を経験してきて、

そして今度 10 パーセントという、この 2 パーセントの影響をどういふふうに見るかということについては、そこへ行って細かな計算もしたいと思っておりますけれども、この消費税自体が社会経済、飯綱町の経済にどういふ影響を及ぼすかという話になった場合には、これはやはり一般論としてしかお答えができないと思っております。

私は、消費税に限らず、住民、国民の立場にすれば税金は無い方が一番ありがたいので、それを所得税なり、酒税なり、何税なり、住民の皆さんが理解をしていただいて納税をしてもらっているという、これが一番の今の現実だと思います。

その意味では、今回の消費税というものについては、少し議員が今、ご指摘になった問題のとおり、本来はこの税にはそういう問題があるわけですがけれども、私たちが生活していく上でどうしても必要な、例えば町の関係で言えば上下水道、また、皆さん生活していく物品に対して一律に税を課税していくということになれば、少しお金使うのを節約していこうとか、設備投資等々についてはもう少し向こうへ行ってから、様子を見てからやろうというような景気の停滞の状況というのが一般的にはあるだろうと思っております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 一般的に影響があるということが町長の見解であります。それでは、次に町民の生活実態に及ぼす影響をどう考えておられるかお伺いしたいと思います。

昨年度の行政報告書によりますと、個人所得の推移によると、ここ数年の総所得は低迷しています。頼みの農業所得も同様に、29 年分にあつては前年比 37 パーセントという状況が報告されています。ですから、非常に今、生活実態は厳しいのではないかと推察できるわけです。

ですから、こういう状況の時に、そうでなくてもここ数年来は景気動向が低迷しているという中で、町の生活実態、個人所得の推移もそういう状況だということですから、こういう状況の時に増税はどういふ影響を与えるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） したがって、議員とこの議論をしようとするれば、結局は GDP がこういう

状況である中でどうだという話をやっていかないと、消費税どうだという話になかなか議論が固まっていけないわけですが、今、一例としては農業所得を挙げられましたけれど、農業所得は消費税の税率アップによって37パーセントまで落ちてしまったということであれば、これはそれなりの対応をしなければなりませんけれど、私は違う要因もいっぱいあるのではないかと思います。

例えば、農業所得ということになれば、霜などの気候上の問題や消費者の動向など、これはもろもろの話になって、なかなか議論をする中で議員と共通の方向へ進むというのは、それぞれの見方によって丸いボールも四角く見えたり三角に見えたり、こういうふうになってくると思います。

ただ、今のご質問の点については、先ほども答弁いたしましたけれども、町民の皆さんとしては確かに税金が上がることは決して歓迎することではございません。日常生活の節約とか、例えば家を直すとか、建てるとか、大きな買い物も控えるようになると思います。ただ、今回は幼児教育、保育の無償化、また低所得者や0歳から2歳までの子育ての皆さんへのプレミアム商品券の配布とか、カードで買っていただいたお客さんへのポイントの付与とか、食料品の一部には軽減税率を対象品目とするとか、急激に生活を圧迫しないような配慮も一部にはうかがえます。

私は、注意しなければならないのは、いわゆる生活弱者と呼ばれる皆さんの生活維持であります。先ほども申しましたけれど、上下水道等、生活していくには欠かせない支出も値上がりとなってまいります。国の対策は当面的な対応でございます。貧困と格差の是正という面でも、町として生活弱者と呼ばれる方々への継続的な支援をどう実施していくかが、これからの大きな課題だと考えております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 確かに、弱者に対する配慮は非常に大事になってくると思います。それで、導入に当たって軽減策、そしてまた優遇策なども講じているわけではありますが、これはほんの一時です。ですから、喉元過ぎればのように一時の施策でありますもので、将来にわたっ

ては非常に大変な制度に当然なるということであります。

それでは、次に地方自治体に与える影響についてはどのようにお考えになっておりますか。
その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。地方自治体、とりわけ飯綱町にどのような影響が出てくるかということを一定の試算もしてまいりましたけれども、収入面で申しますと、消費税が仮に10パーセントに改定されますと、地方に消費税は配分されておりますが、それは地方消費税交付金と申し上げますけれども、それが2.2パーセント、10パーセントのうち2.2パーセントが地方で、7.8パーセントが国へそれぞれ配分になります。その2.2パーセントは、現在は8パーセントの世界では1.7パーセントでございます。地方に配分されるのが1.7パーセントで残りが国へ配分ということになります。したがって、配分されるパーセンテージが1.7から2.2へ0.5ポイントアップされたことになります。

今年はまだ10月から消費税アップの予定でございますので、どのくらいこの半年で税が増えてくるかという計算は、非常にまだまだ難しい点がございます。一部には、今まで無かったような軽減税率、食料品等に軽減税率が適用される品目もございますので、一応予算上では地方消費税交付金は800万円の増収を見込んでおります。

したがって、31年度はその総額を1億9,600万円予算の歳入として見込んでございます。まると1年課税されるような次年度以降においては、増収をそういう意味では期待してはおりますけれども、一体、今の話の景気がどのように動くか、GDPがどういうふうに下がってしまうだろう、また、増えると思ったのが増えないといった感じになりますけれども、仮に今の状況のままが推移していくと仮定で計算しますと、今、消費税全体の国の歳入が17.5兆から18兆でございます。そこで、今回の10パーセントにすることによって、どのくらいの国全体として増収になるかと言うと、約4兆円ぐらいだろうと思われまして。そうすると、22～23兆円が消費税の総額になり、そのうちの7.8が国、2.2、逆に22パーセント分が地方への配分の財源とし

てなってくるだろうと予想しています。

約 8 パーセントの時代に比べると 1 兆円ほど多いわけでございますけれども、それを割り返すと 20 パーセント程度の町としての収入としてアップになってくれれば嬉しいかなと思います。だから、仮に 2 億円の現状の地方消費税交付金だとすれば、3,000 万から 4,000 万ぐらいが増収になればという想定でございます。

また、これは継続的に続いていきますけれど、保育料等々の無償化については、国から今年の分は交付金が来ますけれど、来年度以降は地方交付税に必要額を需要額として算定し、積算していくことになりましたので、理論上は今よりも交付税の交付金その分だけ増えてくるということになります。

歳出の面においては、2 パーセントの費用が増えることは間違いございません。これも、今年の令和元年、平成 31 年度の新年度予算の、いわゆる消費税がかかってくると思われる歳出を約 31 億と見込んでございますけれども、そこに 8 パーセントの税率を掛けたのと、そこに 10 パーセントの税率を掛けたのと、この差額が約 5,200 万円でございます。したがって、国からのいわゆる交付的なお金も増額ということも期待はされますけれど、私は最終的な意味では、やはり町としての負担が少し増えるというのが、いつもそうですが、消費税はそのものがそういう形になるのではないかと予想をしております。そんな点が、今のところの私ども地方公共団体への影響と試算しております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） いろいろ詳しく述べていただきました。地方自治体に与える影響も樂觀できない、支出が多くなるという状況であります。こういうことをいろいろお聞きしたり、いろいろ分析したりしてみますと、今の社会情勢、そしてまた経済情勢の下で、町内経済、そしてまた町民生活の実態の中で増税を強行して良いのかどうか。反対という言葉もありますが、強行して良いのかどうか、その辺についての見解をお伺いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛）　そこが確信のご質問だと思います。最終的なその判断は、やはり国の事務ですから、大いに国でしっかりやっていただきたいと思っていますけれど、私は日本国民の皆さんというのは、飯綱町民もそうですけれど、町税も納めていただく、これはやはり自分たちの生活、福祉を維持していくためには、その財源として税金は納めなければいけないだろうという考えを持っていただいているということは、これは本当に皆さんも周知のとおりだと思います。

ただ、大きな問題は、たまたま今は消費税の話をさせていただいておりますけれど、酒税でも何税でも、その税金をいつ、どなたから、どのように、どのくらい、しかも国民の理解をいただいて納めていただくかが極めて大切なこととございます。したがって、私は国に大きく要望したいことは、国民の理解を得るべく国は最大の努力をすべきだと思っております。

○議長（清水満）　渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄）　私が最後にお聞きしようと思ったことを町長の口からも述べられたのですが、今、町長も確かに国の問題でもあるけれども、財源問題として見ると、非常にやはり重要な面があると言われました。

私どもは、消費税に頼らない別の道、それで税財源の確保策があることを表明しております。また、そういう点と併せて消費税に頼らない、消費税10パーセントは中止すべきだといったことも今、提案しておりますが、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

私もこの間、各自治体の取組状況なども調査してみますと、隣町の信濃町では既に消費税対応で20本近い条例改正、それからそれに絡む議案を出されているそうですが、飯綱町にとっては現在の状況ではそれほど出していない。1～2本はありますがそういう状況です。ですから、私はそういう点では消費税が10月から上がると言われますが、まだこの消費税に対する世論の動き、そしてまた今、実行しようとしている政府の態度も、そしてまた情勢も非常に混沌としてきているという状況だと思います。

そういう点で、今、消費税の増税は中止すべきといった声を上げていくことも大事な時期ではないかと思えます。そして、町民の生活、そして地域経済のためにも、そういった声を地方

自治体の長として上げていくことも大事ではないかと思うのですが、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほど答弁させていただいたのが私の意見の全てでございまして、この時点で消費税増税に踏み切るべきだ、または延期すべきだという判断は正しく国でしっかりやっていたらいいと思っています。

今、同じ自治体の条例等々の消費税に対する対応についてご意見がございましたけれども、これは私どもも少ないとか多いとか言うのではなくて、「うちは今回、増税しませんよ」というのは法律違反だと思います。だから、10パーセントにはするわけですけど、実質的な値上がりにならないとすれば、経費を節約することによって現在の額で徴収をさせていただいても、例えば水道料ですけど、でも現在の額で徴収させていただいても税率は10パーセントとして皆さんからはいただいているということになります。それは、今回私どもは8パーセントのままで据え置きますというのは、これは絶対、地方公共団体として法律違反だという指摘があるのではないかと考えております。

先ほども議員がおっしゃるとおり、この消費税を10月に実施するかしないか、だから繰り返し申し上げている国民の理解を得てほしいというのは、国民の生活を考えた場合の適切な判断を求めるものであって、消費税の強行という言い方もないですが、予定どおりの実施、または延期、これについては政局絡みの判断とか、そういう判断を示していくということはないように、本当に真摯に生活と、消費税と、将来の財政計画等を考えた上で、今は実施しなければならぬ、今はひとまずやめるという、是非そういう判断をしてほしいと願っています。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 明快な判断材料だと思います。先ほど申し上げましたように消費税に頼らない財源の確保策、そして頼らない道があるということも是非認識していただいて、これからの中に生かしていただいたり、政府に反映させるようなことにつなげたりしていただきたい

と思うわけであります。

では、次の質問に入らせていただきます。次も町長の政治姿勢についての非常に重要な問題でもありますのでお伺いいたします。

憲法の9条改憲に対する考え、見解を伺います。ここに来て、政府は執拗に改憲を唱えています。主権者である国民は改憲を望んではいないと思います。憲法を変えるのではなく、9条を生かした、そして平和と安定は希求することこそ、今、求められているのではないかと思うわけであります。

この間、町長には度々この問題、この9条問題も伺ってまいりました。町長は、戦争だけは避けるために9条は非常に大事だということを表明されてきました。今、この情勢が非常に重要な局面になってきていると思われまます。ですから、地方自治体の長として、改めて見解をお伺いしたいと思ひます。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 憲法第9条に対する、改憲に対する見解、憲法第9条自体をどういうふう
に思うか等々については、議員からも何回もご質問をいただき、その度に私はこれも憲法問題
ですので、一自治体の長としては精いっぱい範囲内でお答えをしてきているつもりであり、
十分そのお気持ちは通じていると思っておりましたけれども、時間が経つとまた同じことを申
上げなければならないかもしれませんが、ただ、大事なことです、あえてもう一回申し
上げたいと思ひます。

私は、自治体自体、自治体の長としての立場も含めて、やはり日本国憲法は守っていくのが
我々の使命であると思っております。憲法を守らない自治体というのは、私はあり得ないと思
っている1人でございます。

9条第1項には、「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動
たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久これ
を放棄する」、そして第2項では、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれ

を保持しない。国の交戦権はこれを認めない」とあります。

最近の世論調査でも、国民の大多数が改憲を望んでいません。憲法の改憲は極めて重大な問題です。国民の意思を尊重するとともに十分な時間を掛けた検討、研究の上に国民の理解を得るものでなければならぬと考えております。以上です。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 明確に今、表明いただきました。公務員の皆さんは憲法を守っていく責務があると、これは公務員として就職されるときに服務宣誓をされる。就職の最初に、憲法を守ることを宣言して職務に就いておられると思います。そういったことも含み、憲法を守っていくことは本当に大事なことではないかと思うわけであります。

ですから、今の町長の言葉にあるように、しっかりと声を上げていくことも大事だと思います。もろもろの機会に9条改憲反対の声を、憲法を守っていく声を上げていくべきだと思いますが、町長にその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 個々の活動は、それぞれのお考えの皆さんで進めていただければと思います。

飯綱町の中にも、改憲した方が良いというお考えの方もいらっしゃることもご承知のことと思います。その意味で、長としての考えを先ほど明確に申し上げたつもりですので、ご理解をいただきたい。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） それでは、ただいまの消費税、そしてまた憲法に対する見解を、大いに所信をあらゆる場面で浮かべながら行政に邁進していただきたいと思うわけであります。

次に、2番目の問題に入ります。飯綱町におけるエネルギービジョンについてお伺いいたします。

今、エネルギービジョンに求められるのは、原発に頼らない再生可能新エネルギーの導入を

推進することが重要だと思います。そうした下で、飯綱町地域新エネルギービジョンを策定してあるわけでありますが、この進捗状況と課題、非常に大きな問題になりますが、進捗状況と課題について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。本ビジョンにつきましては、令和5年度までの10年間の計画となっております。中間の平成30年度、昨年度に見直しを行っております。計画期間の半分が経過したところでございますけれども、現時点での導入目標に対する進捗状況ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、公共施設等への新エネルギー導入プロジェクトというプロジェクトがございますけれども、ここでは太陽光発電システム、またクリーンエネルギー自動車、木質バイオマス燃料、ペレットストーブが主なものになりますけれども、あと雪室、こういった公共施設等の導入につきましては、目標どおりの導入が図られているという状況でございます。

また、民間への支援制度導入プロジェクトというプロジェクトの中には、住宅用太陽光発電システムの設置助成というものが掲げられておりますけれども、こちらにつきましても、期間の半分が経過したところで導入目標の50パーセント程度に達しております。着実な推進が図られている状況にあると言えるかと思っております。しかし、電力の固定買取価格の低下によりまして、今後の導入状況には影響が出てくるものと考えているところでございます。

その他の項目、各プロジェクトについても、ビジョン推進のスケジュールに基づき、概ね順調に進んでいるところでございます。

また、課題ということでございますけれども、今回の見直しで課題である部分はビジョンの修正等を行っております。主なところでは、最近の甚大な自然災害の発生を踏まえまして、基本方針に災害に強い町を目指すという旨を追加いたしておりますし、導入の計画において、太陽光発電については、「メガソーラー発電の導入検討」と、以前は記載されていたところでございますけれども、景観ですとか環境に配慮することが望ましいということで、「多様な手法による太陽

光発電の導入・検討」という形に変更しております。また、先ほども申し上げました、電力固定買取価格の低下、これを踏まえまして、「蓄電池などの自家消費支援・助成を検討する」、こういったことも追加をしているところでございます。ビジョンの見直しの際に、課題の整理を行ってきているというところでございます。

課題ということでは、このほか小水力発電の導入ということに関しまして、用水における年間の取水量調査等を実施している段階でございまして、水利権などの関係者との合意形成ですとか、ハード整備に掛かるコスト、こういったものを十分に検討した上で導入すべきと考えているところでございます。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、説明あったわけですが、ちょうどこの時期にこのエネルギービジョンを見直したということでございます。

この見直しの根拠については今触れられましたが、進捗状況と見直しの関係は、少し今の説明でははっきり分からないわけですが、エネルギービジョンに対して、今、町の施策は順調に進んでいるというか、課題を克服するために進めているという状況だと判断してよろしいでしょうか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 順調に進んでいると申し上げさせていただきたいと思います。今回、特に公共施設の関係ですとか、太陽光発電の導入支援の関係、かなり目標よりも進んでいる部分については、目標を更に上乗せをして見直し等をしておりますので、今後、新たな導入目標、更に少し大きな目標になっているわけですが、それに向けてまた推進をしてまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） それでは、エネルギービジョンの確実な実施に向けて取り組んでいただきたいと思うわけであります。

次に、エネルギービジョンに関係するとも言えますが、民間の事業者が普光寺山等における太陽光発電施設の建設計画が持ち上がっております。普光寺山地区では、民間業者によります住民説明会も開かれて建設計画が明らかとなり、説明会の中でもかなり住民から不安、そしてまたそれに対する危惧等が指摘されています。

こういったことに対して、今、太陽光発電施設の開発が、後でも触れますが、非常に全国的にも、そしてまたこの町内でも進められてきていると思うわけです。そういう点で、普光寺山における太陽光発電施設建設に対しての、町としてどのような対応をされていくのか、それについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答え申し上げます。今の普光寺山の関係ですが、今年、3月20日付で事業者から町へ開発行為の事前協議書の提出がございました。

その内容を簡単に申し上げますが、開発の目的等として太陽光発電だということ。あと、開発の場所として普光寺山で4筆ほどということ。開発の規模として、面積7,515平方メートル、発電容量で346.5キロワットということで出されております。その中の土地の取得については、もう昨年中に取得済みだということで記載がされております。

町におきましては、この協議書の提出を受けまして、「自然環境保全条例に基づく協議に対する意見について」ということで、役場内部の関係各課の意見及び関係区であります普光寺区の区長さんからの開発行為に対する意見書を付しまして、4月19日付になるわけですが、事業者へお示しをしております。

その中身として、先ほど議員さんからの話にもあったわけですが、住民説明会が開催されたということ。これが5月15日。それで、その会議の中では、40名ほどの方が出席をされまして、この際、地域住民の方からは活発な意見と言いますか、質問が相当出されているということでございます。

今、町としては、その意見等を業者に返しまして、またその回答等を待っている状況です。

その回答を、こちらとしましても適正に審査をしまして、対応を今後していきたいと考えております。以上です。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今の説明では、町の環境保全条例で対応し、そしてまた意見を町として付して出しているという状況だと思います。

それで今、各地でメガソーラー太陽光発電施設に対しての問題化していることによっては、やはり自然環境、景観の損害問題、そしてそれを保護する問題。そして、次に土砂、豪雨時の災害問題が2つ目です。3つ目には、やはり住民との協議、合意問題。4つ目には、その不測の事態、開発業者なり建設業者の不測の事態の場合の対応。そういったことが非常に問題化して、いろいろ建設業者に許可するときの条件等を付すときに検討されている状況だと思います。ですから、この普光寺山における問題も、こういった点がやはり問題化するような発言、それから不安が出されたと思うわけです。

先ほど、課長が言っておりました環境保全条例で対応していくといったことで意見を出しているということですが、こういった問題を全てクリアできるのかどうか、この辺についてお伺いいたします。

今、4点ほど問題を申し上げました。各種の問題、これもやはり普光寺山にも当てはまると思います。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答え申し上げます。先ほどの説明の中で、事業者の意見を付していると申し上げましたが、その意見の中身としまして、議員さん今、質問の中にありましたことについて等も述べております。

それで、特に雨水・排水の関係とか、文化財でいけば埋蔵文化財の関係、あと自然環境の保全の締結。協議書を必ず町と事業者で締結するようにしております。それとあと、もちろん景観についても配慮するよというということも、こちらからとしては要求をしている段階でございます。

ます。あと、住民合意という話がありましたが、それが一番基本になっていると思いますので、それで普光寺区の意見も聞いて町としてつなげていく。住民説明会も開催されて、そこには業者さんが全部出席して、お互いに意見交換をする場を提供している段階でございます。以上です。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、この開発問題では、産廃問題も芋川地区で持ち上がっています。あの場合は、県の条例対応で非常に段階と、そしてまた規制しながらしっかり対応していくという内容になっているわけですが、この太陽光発電のメガソーラー発電に対する開発計画に対しての、町、そしてまた県の対応はしっかり対応できているかどうか、その辺がお伺いしたいところです。

つい最近、上田市の関係がここに報じられる記事がありますが、上田市では太陽光発電も条例で抑制しながら、住民と事前協議を義務付けて、災害特別区域などに指定しながら太陽光発電の設備の適正な設置に関する条例を市としてつくり、それで対応していく。事業者には、計画が住民の理解を得られるように説明を求め、最終的には市が設置の是非を判断していく。そういった条例をつくって対応しているといったことも報道されているわけですが、そういった件に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私も、上田市の新聞記事を読ませていただきましたけれども、私は少し自負したいのは、飯綱町の自然環境保全条例は、私はその上をいっていると思っております。

恐らく上田市の条例は、国の法律、県の条例ではとても制御できないという判断の中から、一部は業者さんに努力目標を設定するような形で指導していく。しかし、何々法違反により今回の、例えば計画は許可しない、または市の何とか条例に基づいてこの開発は許可しない、条例は何の法律に基づいて、何の条例ができて、しかも水質が決められた以上の綺麗な水で出してこないという汚濁防止法違反で、これだから駄目ですと言えるわけですが、うちの自然

環境保全条例の切ないところはそこです。

住民合意が、それは法的に強制されるものですかと言われれば、私は今の解釈の中ではあくまで精いっぱい努力目標ですと。これはできなかつたら、町はそれを根拠としてノーと言えるのか。これは、しかるべき損害を受けたから訴えさせていただくというのは、こういうことを覚悟の上で定めていかなければならないものだと思います。

ただ、町内で上村地域、表町地域、一部には平出地域の丹霞郷周辺、また普光寺、こういう話が出てきております。1,500平方メートルを超えるものというのは、1反5畝の面積を越えるものについては、飯綱町の自然環境保全条例という条例があるから、これで制御ができる。これは業者さんが来て、どんなことをすれば良いですか、住民説明会をやるなど、いろいろやって地域に土砂崩れ地帯が無いとかか、ここは大丈夫な場所だとか、そういうものを出して協定を結んでとか、こういうふうにそろえれば良いですとなれば、それは良いですというふうな話になってしまうわけです。そこが私は、住民意識の高揚というものも含んだ中で取り組んでいかないと駄目かと思えます。

今、景観条例を進めようと、今年も700万の予算をいただいてまもなくスタートさせていただきますけれども、この飯綱町の財産は素晴らしい景色ですが、正直言ってエネルギーは大事なことです、少しちやかちやかするというものがあれば一気に景観上は大きな問題。住民意識が目覚めてこない限りは大きな意味で規制をしていくのは極めて難しい問題だと思っています。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） この後、現在、町内での設置計画についての状況を町としてつかんでおられるかどうかについて触れようと思ったのですが、今、町長の口からも言われました。

ですから、今、町長が言われるように住民意識の向上と、それと町の環境保全条例、そういったものでしっかり対応して、こういう問題化にならないように、そしてまた、エネルギービジョンに基づくようなエネルギーの導入をしていくことも大事ではないかと思うのでありますが、そういう点も踏まえて対応していただきたいと思っています。

次に、3番目の問題に入ります。農地の樹木の繁茂、そしてはみ出しに対する農地保全策は

ということでお伺いしたいと思います。

この農地への繁茂、はみ出しは、営農の障がいとなったり、農作物の減収、耕作放棄地化となったりすることで、苦情が私どもにも寄せられます。いろいろお聞きしますと、個人対応ではなかなか解決できないといった面もあります。こういう現実をどう考えておられるか。そして、こういう苦情の受付、改善を求められるようなことが、町に対して届出なり申請、苦情があったかどうか。その辺についてお伺いいたします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、農地の隣地の樹木で日陰になって、農家からそういう苦情が寄せられたことがあるかということですが、実際に町、担当課にもそういった苦情が出てくることは、若干ではございますが、あります。

実際に今、なかなか山の管理とか、そういったものに手が細かく行き届かないケースもございますので、そういった事例というのは、これからも増えてくるのではないかと考えております。以上です。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、町にやはりそういった苦情もあるということです。そしてまた、聞いたりしているということです。そういったことで、それらへの解決、対応はできたかどうかということですが、私もそういう苦情、要望をお聞きするにつけて、町としても、この辺もはっきり対応して解決策を出すことが大事ではないかと思えます。

今まで、その問題に対して、私も町に対して、また町長にお願いしながら解決してきたこともあります。ケース・バイ・ケースだということですが、これからの時季、そしてまた今後ともこういったことがかなり増えてくるような気がします。これは、なかなか全解決には至らないかもしれないけれども、非常にそういう問題が出てくると思うわけです。

ですから、こういったことに対しての対応策のやはり仕組みをつくって、町として対応する。そしてまた、町として個人対応を進めるとか、いろいろな解決策のメニューをそろえながら、

やはり仕組みをつくっていくことが大事ではないかと思えます。受付の場所なり、そしてまた解決の方法を提案するとか、そういう仕組みづくりを考えたらどうかと思うわけですが、その辺についての考え方をお伺いいたします。農業委員長さんもありましたら、課長と一緒に伺いします。

○議長（清水満） 清水農業委員長。

〔農業委員長 清水藤一 登壇〕

○農業委員長（清水藤一） お答え申し上げます。農業委員会では、農業委員会だよりということで、年に4回ほど「農ネットいづな」を発行しております。平成30年12月の38号によりまして、りんごの果樹園の道路へのはみ出しとか、そういうものについて切っていただくとか、解消するという事で広く町民の皆さんにご協力をお願いし、PRしたところでございます。

森林の支障木につきましても、非常に農地を守るためにも大変重要なことだと認識しておりますので、町と連携を取る中で、補助制度等も含めて広報活動に力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、そういった支障木の苦情というのは、町で言うと、産業観光課で対応するようになります。

今、町としてはそういった農業に支障となっている立木の対応については、本来であれば、やはり農家の要望につき、立木の所有者が伐採すべきといったスタンスというのは全く変わらないのですが、ただ現状として一番の課題は、支障木の所有者が伐採に了解していても、木が大きくなりすぎたり、所有者や農業者が高齢になったりして、自分で支障木を伐採できずに業者に頼まざるを得ない状況になったときに、非常に費用が高額になってしまってなかなか個人では対応できていないといった課題が現状としてあると考えております。

それで、町としてはそういった伐採費用の課題を解決するために、昨年度から個人・法人等

に対して、支障木の処理に関わる経費を補助する制度を新たに設けております。補助金の額につきましては、処理経費の2分の1以内といたしまして、補助金は10万円を限度としております。もう一つの特徴は、補助対象者ですけれども、支障木の所有者だけでなく木の所有者の承諾を受けていれば、支障木で困っている農家も木を伐採して補助金を受け取れるようにしており、町民に非常に使いやすい補助制度にしております。

町としては、この制度を町民にしっかりと広報して、支障木処理の個人負担を軽減し、農地の保全を図ってまいりたいと考えております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、農業委員長からも大事な問題だといったことで、広報しながら取り組んでいるということです。

今、町では補助金制度もつくってあるということで、そしてまた、それも困っている側の所有者がやった場合と、それとまた困っている実際の立場の人がやっても補助金が出るということで、非常に良い制度だと思います。ですから、こういう制度があることも我々に言ってくる人もなかなか知れていないと思うわけです。町のそういう考え方、そしてまた対応策。ですから、やはりこういう制度があるということを農家の方、そしてまた山林をお持ちの方に徹底しながら、困ったときにはそういう制度を利用しながら解決したらどうでしょうかという行政のPR、広告、大いに力を入れることが大事ではないかと思います。ですから、農家の方でやる気があって、そういう問題で困っている人には非常に朗報だと思うわけです。

町も、こういったことが用意してあれば、大いに使ってもらえれば行政実績にもなりますし、両輪で良いことだと思います。ですから、大いに農家の支援策としてPRしていただく。そして、分かりやすいように徹底してもらおうということが、利用しやすく、そしてまた解決策にもなるのではないかと思います。

ですから、私、以前にも農家に対する支援策もいろいろ町はメニューを用意してあると、そういうことも言われてやっております。ですから、そういったことと併せて農家の支援策を農家の方に分かりやすくPRして、行政が取り組んでいることをPRしていただきたいと思

ますが、それについてどうでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、この支障木の伐採補助金も含めて町が行う農業関係の補助金の一覧については、今、町のホームページでは公開している状況でございます。ただ、ホームページだけではなかなか見られない方もいらっしゃいますので、これからは、いろいろな手段での広報について力を入れていきたいと考えております。

また、農業委員さんは各地域にいられて、農家の皆さんの一番身近にいらっしゃいますので、農業委員さんにもこういった補助制度について知っていただく機会を設けまして、相談に来られたらすぐ農業委員さんがお答えしていただけるようなこともこれから考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○12番（渡邊千賀雄） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（清水満） 渡辺千賀雄議員、ご苦勞様でした。

暫時休憩に入ります。再開は10時10分をお願いします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

◇ 樋 口 功

○議長（清水満） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位7番、議席番号11番、樋口功議員を指名します。樋口功議員。

〔11番 樋口功 登壇〕

○11番（樋口功） 議席番号11番、樋口功です。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

現在、町は平成28年に策定しました第2次総合計画にのっとり、29年度から10年後の「1

万人規模の人口が確保できる飯綱町」、これを目指しまして行政を進めているわけでございます。私はこの計画につきまして、3つの点で、ものすごく先進的なものだと今更ながら感じています。

1つ目は、この計画は町が独自に作成したものではなく、町民の声を基に目指すべき町の将来像を描いたものであること。これにつきましては後でまた触れますが、いわゆる審議会をつくりまして、この20名の審議会の半分が女性であるという中で作成されたものである。

2つ目は、この計画の実施に当たりましては、「住民と共に動く」としていることです。

3つ目は、10年計画のうち、前期5年の基本計画と後期5年の基本計画を立てまして、それにのっとり実施していくこととしまして、更に3年ごとの詳細の実施計画を立てて実施していく。また、中間に前半5年の達成状況を踏まえ、後半の5年を実施することになっているということです。

ややもすれば、10年1つの計画のみでそれに沿って実施していくというところですが、10年は短いようで長く、そしてその間に思いもしなかった事由が発生し、大きな変更をせざるを得ない状況も考えられることからすれば、見直しの区切りが多いということは大変ではありますが、この計画と実施の方法は、理にかなっているものと感じております。

これを踏まえまして、今回私が質問しますのは31年度までの計画に伴う実施、その見直し時期が来年度にありますので、先走っているかもしれませんが、先ほどの2つ目の「共動」、共に動くについて、現状と課題等について質問したいと思います。

改めてになりますが、そもそもこの「共動」については、どのような思いを持って総合計画の中に取り入れ、様々な施策を実施しているか質問します。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。「共動」ということで、こういう漢字で表記をしておりますが、第1次飯綱町総合計画でもこのような言葉を設けておりまして、まちづくりは労働ではなく、町民と共に動くという意味合いから、この第2次飯綱町総合計画でもこの理念を

引き継いでこのような形で表現させていただいているところでございます。

○議長（清水満） 樋口議員。

○11番（樋口功） 「共動」は、造語ということではありますが、これが求められる背景としましては、各行政があらゆる公的なサービスを行いまして、町民はサービスの受け手という形でありました。

地方分権が叫ばれる中、現在は魅力あるまちづくりはこの地域の特性を生かしたまちづくり、そして地域・集落を知り、地域・集落に愛着を持つ町民によるまちづくりが求められると思っております。また、町民のニーズ、価値観の多様化、複雑化で、地域・集落の課題にきめ細かく対応することも必要となっております。

さらに、町民からすれば公共的活動には参加したくない、関心はあるが直接的には関わりたくない、時間的な余裕がなく参加できないという人々、様々ではあると思いますが、社会貢献活動への参加意欲はあり、困難ではあると感じつつ、地域・集落の様々な課題をできれば自発的な取組で解決したいという機運もあると思っております。

私は、このような状況の中で、町民が主役となって知恵と能力を合わせ、住みよい町や集落をつくることができると思っております。

第2次総合計画では、身の回りの問題をまず個人や家族が解決に当たり、これができない場合は地域・集落で解決し、それもできない場合は行政が解決するという役割を持って行動することとして、これらが3つ、あるいは4つになるかもしれませんが、全てが「共動」としている点も素晴らしいものだと思っております。

町と町民がお互いを信頼し合い、これまでの良き伝統のほか、見直すべきは見直し、それぞれの役割について共通の認識を持ち、実施されることをこれからも期待するところでございます。そのことが、多くの集落で高齢化が進んでこれからは担う若者が少ないなどにより、自治活動さえ困難であると思われる地域・集落の活性化につながるものと思っております。

そのような観点から、総合計画で前期基本計画に示していますそれぞれの分野から、5点ほど行動目標に示されました行政、共動の現状、そして課題、今後の方向、あるいは周知の方法

等についてお聞きしたいと思います。

まず1点、自然においては、「森と水に親しむ大きな公園（町民の森）の整備を、植林の段階から広く呼びかけるなど、町民と一緒に手作りで進めます」とありますが、これについての状況や課題等を教えていただきたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは、自然分野の共動の取組の現状ということで、2つの主要事業の現状について説明させていただきます。

まず、1つ目としては霊仙寺湖周辺の町有林に、「森林（もり）の里親促進事業」を平成22年度から進めております。現在まで4社の企業にご協力をいただき整備を進めております。これまでで約3,000人の方に4,000本の木を植樹していただいている状況でございます。

2つ目として、霊仙寺湖周辺にアジサイを植栽する「あじさいプロジェクト」を平成24年度から進めているところでございます。これまでに約1,000人の方にご参加をいただきまして、1万本のアジサイを植栽しているところでございます。

いずれも自分が植えたアジサイや木が成長するさまを、それぞれボランティアで出ていただいた方が楽しんでいただくことによって、結果としてアジサイや木だけではなくて、霊仙寺湖周辺の観光エリアに愛着を持っていただけるのではないかとということで、このような共動事業を進めているところでございます。

今後も、森林の里親促進事業、あじさいプロジェクト事業を進める際は、町内外から広くボランティアを呼び掛けて、景観に配慮した環境整備、森林整備を霊仙寺湖周辺で進めてまいりたいと考えております。

○議長（清水満） 樋口議員。

○11番（樋口功） 近く、アジサイの植林がありますが、例年以上に一般の住民の参加が多く来られることを期待したいと思います。

次に、「創出」の農業ですが、これにおきましては、「中山間地域に適した作物の栽培を奨励

するなど、耕作放棄地の発生防止と農地の有する多面的機能の保持に努めます」とありますが、耕作放棄地の発生防止と農地の有する多面的機能の保持について、共動の状況を同じように質問したいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。創出分野の共動事業でございますが、主に2つの事業、中山間地域等直接支払事業と多面的機能支払交付金事業の2点について説明をさせていただきます。

まず、中山間地域等直接支払事業と多面的機能支払交付金事業につきましては、遊休農地の発生防止、水路や農道の維持保全などの活動に活用されている状況でございます。両事業の主な違いでございますが、中山間事業の対象農地は勾配のある農地のみであるということ、また、中山間事業の支払いには個人配分が認められているということでございます。

それぞれの実施概要でございますが、平成30年度の状況で中山間地直接支払事業につきましては、対象地区が22地区、対象面積が約380ヘクタール、補助金額は約7,200万円となっております。

また、多面的機能支払交付金事業につきましては、対象地区が12地区、対象面積が400ヘクタール、補助金額が約1,800万円となっております。

町の農業振興にとって、その経営規模の大規模化というのは無論重要ですが、中山間地域、条件不利地域において、農地や農村景観を維持するために多くの人が農業に携わり、多くの人が身近な農地を守る仕組みづくりとして、この2事業が今、非常に重要な役目を果たしていると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 樋口議員。

○11番（樋口功） 現状は、やはり所有者の高齢化等に伴いまして、なかなか個人ではできない。

そこを集落みんなでやろうという機運もありまして、実は私の出身集落におきまして、今年の3月に区長から区民に多面的機能支払交付金事業を取り入れてはどうかという説明会があり

まして、町の職員の方からも説明をいただきながら行ったのですが、多分、これから実施の方向で計画をされるものと期待しているところでございます。やはり、集落みんなで考えていこうという機運が高まれば良いと思っております。

次に、3番の「安全」の公共施設についての中に、「花づくりや清掃など、住民との共働による道路美化運動を促進します」とあります。この点につきましても同様に質問したいと思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。道路美化活動につきましては、町内各所で道路美化活動の一環としまして花づくり事業を実施しております。

具体的には、花サポーターによる北信五岳道路の花壇の整備、それから希望する区・組、平成31年度につきましては、上赤塩組と下赤塩組がご協力をいただきまして、交差点での花壇整備、それから6地区の老人クラブからのご協力をいただきまして、区内の道路の沿道での花づくり。また、花ボランティア及び婦人会による町民会館周辺への花づくり。その他、小中学校あるいは事業所におかれましても、花づくりを進めていただいております。令和元年度につきましては24団体の皆さんがご協力をいただいております。

花の苗につきましては、サルビアやマリーゴールドなど、2万190本を協力いただいている皆さんに配布をしてみたいと思っております。

課題としましては、やはり協力団体の高齢化や人数の減少が課題となっておりますけれども、更なる協力団体への、あるいは花づくり事業に関心のある方への募集を行いながら協力をお願いしてみたいと思っております。

今後の取組につきましては、やはり花づくりを通じて、美しい景観づくり、また、地域コミュニティの形成と融和を図り、加えてゴミの不法投棄の防止、これらを含めて道路美化に努めてまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） もう一つ付け加えさせていただきたいと思いますが、公共施設の美化活動という面では、新たに町が整備しました牟礼駅前広場におきましても、花壇やプランターの設置をさせていただきました。

従前から行っていただいておりますけれども、栄町の老人会や北部高校生といった皆さんの共働による花づくりが行われているところをごさいますて、花植えなどエリアを分けまして5月下旬から6月上旬に実施しておりますし、水やり等の維持管理につきましても観光協会にもご協力をいただきまして、飯綱町の玄関である牟礼駅前には9月頃までこういった水やりなども行っていただく予定にしているところをごさいます。

○議長（清水満） 樋口議員。

○11番（樋口功） そのほとんどがボランティアということになりましようか。ここに参加するだけで仕事のほかにも仲間との融和が図れると、私の知人もここに参加しているわけをごさいますて、非常に気持ちよく帰って来られるという話は聞いております。

次に、4番の地域交流につきまして、「共働によるきれいなまちづくりを推進するため、町民参加の一斉清掃を毎年企画し、継続します」とありますが、これについてはどのような状況にありますか。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えします。町では、共働によるきれいなまちづくりを推進するために、春と秋に一斉清掃活動を実施しております。特に、春は各地区の清掃活動や道普請等を同時期に実施する地区が多いことから、全町的な取組につながっております。

今年は4月14日の日曜日に行ったわけですが、この事業は町内全域を対象としておりまして、各地区における一斉清掃及びボランティアによる県道、広域農道など幹線道路等の清掃を行っており、春につきましては町が主体となり、ボランティア連絡会、社会福祉協議会をはじめとした多くの団体に協力団体としてご参加をいただいているところです。

本年度の参加者は、各団体から特に報告等は求めていないので、推計ですが 1,000 名ほどの参加で、当日に回収したゴミの量につきましては、これは正確な数字ですが 782 キロいうことになっております。今年は、例年ご協力いただいているところですが、企業の方々の参加が特に多く見られたところがございます。

秋につきましては、今度はボランティア連絡会が主体となりまして、社会福祉協議会、町等も参加し、秋の空き缶拾いボランティアを事業として開催しているところです。

いずれも、事業実施のお知らせについては、全戸への回覧とか防災行政無線での放送、あと協力団体さんには通知文書を送付して周知を図っているところがございます。この2つの事業については、引き続き来年度以降も実施する予定です。

課題としましては、今までボランティアも同じ方、どうしても高齢化という観点があったわけですが、先ほど申し上げましたように今年度につきましては企業の方の参加が目立って、若い方の姿も多く見られたところがございます。以上でございます。

○議長（清水満） 樋口議員。

○11 番（樋口功） この場合に、いわゆるその原材料支給事業と言うのでしょうか、これも中に一環として取り入れられている地域があると思いますが、この辺の状況につきまして少し教えていただければと思います。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 原材料支給事業の概要でございますが、地域の皆さんとの共働によるまちづくりの推進を図るため、地域住民の労力の提供による道・水路等の整備や修繕に、地区からの要望により必要な原材料を町から支給するという事業でございます。

支給原材料の実績でございますが、平成 29 年度では採石 33 地区に 382 立方メートル、生コンクリートを 22 地区に 567 立方メートル、コンクリート二次製品を 13 地区に支給をしております。平成 30 年度では、採石は 36 地区に 550 立方メートル、生コンは 24 地区に 450 立方メートル、コンクリート二次製品においては 23 地区となっております。

事業周知においては、7月開催の第2回区長・組長会議で、来年度の実施要望の依頼をしてまいります。

今後の方向についてでございますが、住民による地区内の道路等への愛着、また道路整備への意欲が生かされ、行政の経費削減にもつながる事業でありますので、今後も継続して実施していく予定でございます。

○議長（清水満） 樋口議員。

○11番（樋口功） 先ほども少しお話が出ましたが、道普請ということで昔からやられている。私の出身集落でも、いつの間にかもう名簿が出来上がっておりまして、そこへ行かなければいけないという雰囲気があり、これは慣習ということで過去の経験からいろいろ積み重なって現実があるわけです。これも、やはり今お話がありましたとおり、そこで集落の人たちとの融和が生まれますし、集落にとっても活性ができる非常に良い機会だと思います。

先ほどまでの幾つかの項目につきましても、当たり前のご共動となっていけば良いと感じておるわけです。これは、若干今までと意味合いが違うかもしれませんが、同じ地域交流のところに、「地域集落の問題解決や活性化を図るため、集落の目指すべき姿の実現に向けた集落の自主的な取組を支援します」とあります。いわゆる将来プランのことについて、主にその状況を少しお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。将来プランということでございまして、集落創生事業ということだと思います。

この事業の制度の趣旨でございますが、各集落が自らの集落の将来の姿に目を向けまして、課題等を整理し、今後の集落維持発展のための将来計画、プランを策定し、計画に基づく様々な取組に対して町が支援していくというものでございまして、何回かこの一般質問等でもお答えをさせていただいているところでございます。

また、計画策定に当たりましては、地域の若者ですとか女性の声を反映させたものとするた

め、例えば若者と女性とで過半数以上を占める検討会等を組織していただき、意見集約等を図り、それをベースに将来プラン作成と事業実施を進めてほしいと各地区に依頼をするとともに、全地区での取組を目指して事業を推進しているところでございます。

これまでの状況でございますけれども、昨年度までに将来プランを策定した集落が 11 地区。このうち、プランに基づく事業を行った地区が 6 地区ということになっております。

今年度についてでございますが、既に補助金等の申請もいただく中で、更に数地区がプラン策定を予定しておりますし、昨年度プランを策定した集落の中でも現在 3 地区ほどがプランに基づく事業が始まるというところで進んでおります。

昨日も計画策定における委員構成ということで、女性の割合というのを少しご紹介させていただきましたけれども、113 人おられるうち 41 人が女性ということで、36.3 パーセントの女性の委員さんにこの計画に携わっていただいているという状況でございます。

また、課題や今後の取組という部分でございますが、この事業は一昨年、昨年と取組がかなり浸透してきていると感じておりますが、まだ計画策定は 50 集落あるうちの 11 という状況です。昨日もお話をさせていただきましたが中宿区や川北西部組などは、若者や女性を中心とした委員会組織を設置して活発に活動に取り組んでおりまして、取組を通じてリーダー的存在が育成されてきていると伺っておりますので、このような良い取組の事例を参考に、職員地域担当制により町が対応させていただいておりますが、これを更に機能させまして、町内の全地区で取り組んでいただけるように引き続き事業を推進してまいりたいと思っております。

企画課としまして、全体的なところで先ほど議員からも 10 年の計画の前期基本計画が 5 年、後期基本計画が 5 年というお話がございました。来年度見直しという時期になってくるわけでございますが、計画の中では数値目標等も設定をしております、今もその数値的なことも各事業ごとにご説明をさせていただきましたが、後期基本計画に際しましては、またしっかりとまとめをしまして、まとめた部分を生かしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（清水満） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 私も出身集落の区長と年齢も近いものですから、お話があった中宿や他の集落で将来プランを活発になさっているところは、非常に地域の活性化に効果が現れてきているという内容をお話ししました。そうしたところ区長が前向きになりまして、昨年7月に副町長との懇談会も実施させていただき、その後、町職員のアドバイスをいただきながら実施に向けて実行委員会を組織することになりました。

協議委員9名、それから親御さんである育成会の役員数人と協議をしまして、推薦を含む委員の選出が始まったのですが、結果的に30代から50代で、1人だけ60代の男性がいますが、男性5人、女性3人の8人の委員が決まりました。現在、そのプランの作成に向けて検討していると聞いております。

委員の選出に当たりましては、集落全世帯を対象に募集しましたが、結局積極的に手を挙げてくれたのは1名でした。さらに、これとは思う人を推薦しまして、区長や協議委員長が推薦対象者宅に伺いまして、その必要性をしっかりと説明することで無関心だと思われていた人の中から実行委員会ができたという状況です。

よく「うちの集落には若い人が少ない」「受け皿がない」、こんな声も当然聞きますが、今、みんなが共働でやらなければならないその必要性をしっかりと説明し、理解してもらうことで受け手が見つかる、こんなことを実感した次第です。

少し話題が変わりますが、NHKの総合テレビで放送され、今も番組はあるのですが、「プロフェッショナル仕事の流儀」。この番組で、「地域おこし、答えは、地域にある」、地方公務員、島根県の邑南町の寺本英仁という係長が、全国の自治体から注目されている町おこしのトップランナーということで番組が放映されたのですが、大胆な事業を打ち出しまして、「地方を元気にする熱血公務員」、こんな見出しでした。

この邑南町は、平成の大合併で2つの自治体が合併しました。人口が1万1,000人、飯綱町と似ています。高齢化率は全国平均が26パーセントぐらいだったところ42パーセントと若干高い、いわゆる過疎の町です。飯綱町でも多くの職員がこの番組をご覧になったと思いますが、若干その内容紹介させていただきたいと思います。

この人の一日は、朝、自宅の仏壇の前で手を合わせることから始まります。その意味は、地域の仕事をしているのだから、祖先から受け継いだ土地などを大切にしたいという、それが仕事のルーツであると言っております。そして、現場を歩くこと、そこにヒントがあり働く場をつくり、地域の食材を観光の目玉に変え、イタリアン料理店をつくっていったのです。それでグルメの街を目指しました。味は一流、遠方からの客が絶えないそうです。食単価が 4,000 円ぐらいだそうです。この事業の魅力、レストランで移住してくる人を料理人として育てる。これを感じた移住者が次々に集まりまして、また地元の特産の野菜などを農家の人に作ってもらう。正に町民を巻き込んで、3年連続で町の過疎化に歯止めがかかったということでございます。

「地方の人間は輝いているんだという誇りを持って、僕（番組の当事者）は生きているし、これから次の世代の子供たちもそう思ってほしい」と語っています。とにかくよく動く人で、出勤後すぐに役場を出て、自分の目で現場を確認するそうです。

飯綱町において、その役割を担っている部署は、まとめ役として恐らく企画課地域振興係の職員の方々でしょうか。第2次総合計画の交流、情報発信に「行政職員が積極的に地域に出向き、町の取組などを説明するなど、町民の情報交換・情報共有の場づくりに努めます」とありますように、これからも地域担当職員の方とともに、地域集落への共動のアドバイスについて大いに期待しているところでございます。

さて、共動によるまちづくりには、男女共同参画による社会づくりが欠かせません。町が「日本一女性が住みたくなる町へ」と掲げ、町の施策に女性の意見や考えを積極的に取り入れる仕組みづくりを進めるとしていることから、社会情勢の変化に対応していく必要があります。そこで教育長に質問したいと思います。

平成 28 年 12 月に飯綱町男女共同参画計画の改定版が示され、来年度の 5 年間で具体的な実施の期間として様々な施策が実施されているわけですが、全体として現状はどのような状況にあり、評価をしていらっしゃいますか。また、課題があれば今後の取組方法についてもお考えを聞きたいと思っております。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。まず、飯綱町の現状でございますが、平成 23 年度にこの男女共同参画計画を策定いたしまして、町の審議会や委員会等への女性委員の積極的な登用、あるいは男女共同参画の意義の醸成を図るべく、講座の開催などを進めてきてございます。

また、先ほどご質問の中にもありました、平成 28 年度には女性活躍推進法の施行を受け、この男女共同参画計画の改定を行いまして、女性の活躍を推進する施策を盛り込んだほか、今ほどありました第 2 次町の総合計画では、重点的に挑戦する分野の一つとしまして、「日本一女性が住みたくなる町へ」という目標で子育て支援環境の整備、あるいはワークセンターの開所など、女性の就労支援等といった様々な政策を展開しているところでございます。

取組の一例としましては、平成 29 年度から実施しております「i ママフェスタ」。こちらは子育て中のお母さんを応援し、イベントを通して自分らしさを見つけてもらうことを目的に、平成 30 年度は旧三水第二小学校を会場に町内外から 1,600 名余りの来場がありました。また、昨年度でございますが、長野県の男女共同参画推進県民大会を当町で開催してございます。

その他、毎年住民を対象とした町独自の研修会等の取組を行いまして、男女共同参画に対する理解は徐々ではありますが深まりつつあると感じており、町の各種審議会、委員会等への女性登用についても増加傾向が見られると感じております。

この第 2 次総合計画の数値目標の中に、審議会・委員会の女性の登用率が数値目標で載せてございますが、こちらは平成 33 年度につきましては 30 パーセント、現在は 24 パーセントということで、まだ目標には達していませんが、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

また、この審議会・委員会等以外に、町内には女性団体、例えばだんごりの会の皆さん、それから飯綱町女性会議の皆さん、飯綱町婦人会の皆さん、花ボラの会の皆さんということで、女性団体による活動も積極的に行っていただいております、地域での活動、あるいは学校教

育への支援等々、幅広く活動をしていただいているという点も男女共同参画社会の一要因と
思っております。

評価としましては、行政としての委員会等の女性の登用は先ほど申し上げたとおり少しずつ
増加傾向であります、各地区の役員等につきましては、まだまだという感でございます。

今後の取組につきましては、やはり男女共同参画ということに関しまして、一人ひとりが更
なる理解と意識の醸成が必要であり、地道な活動ではございますが、講座や研修会などを通じ
てこの意識の醸成を図ってまいりたいと思っております。これにつきましては、町には男女共
同参画推進委員会という委員会がございますので、11名のうち女性が8名でございますが、こ
の皆さんを中心に進めてまいりたいと思っております。

また、もう1つ、女性の活躍を推進していくということも重要なことでもありますので、社会
情勢や地域の実情に合わせて、女性が活躍しやすい環境整備をどうしたら良いかも考えながら、
子育て支援と併せて進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（清水満） 樋口議員。

○11番（樋口功） 私の出身集落に協議委員会というものがあまして、9名の協議委員で構成
されております。

役割は、区の年間事業、予算・決算等の審査で、言い換えれば区の議会、議員です。他の集
落もこれと同じように役割の組織があると思います。

選出は、推薦者も含めまして選挙になります。私も議員になる直前にこの委員会の委員長を
していましたが、任期が去年の12月末でしたので、改選に当たりましては是非女性の登用をお
願いしたいと皆さんに訴えました。「いや、昔からこの役は男性だよ」と言う人ももちろんいま
した。選挙の結果、初めて女性2名の協議委員が誕生しました。集落の人口は女性の方が多い
ので、9人のうち5人ほどは女性でも良いのですが、今、次長からお話もありましたとおり、
これまでの集落の慣習等から見れば、現時点で0人からいきなり5人というのは難しいことも
ありますので、徐々に、半数程度が女性になることはそう遠い未来ではないと感じております。

協議委員になられた2名の女性ですが、1人は高校生2人の子供さんがおり、もう1人は中

学生、小学生、保育園児の計3人のお子さんの母親です。そして、2人とも仕事をしておられます。この2人に、女性が協議委員になるためにどのような環境が必要かと聞いております。

まず、家庭の協力が必要である。育児、仕事に重ね、協議委員会の会議があると今までのやり方ではできません。例えば、子供が病気になると、仕事を休み看病するのは母親が多いと思いますが、このような突発的な事態にどのように対応をしていくのが課題であり、女性が活躍できる環境づくりを地域集落全体で考えてほしい。例えば子供がいる場合、会議に連れて行っても大丈夫であればハードルは下がりますとのことでした。

次にやりがいについてでございます。推薦者から、女性ならではの感覚を生かし、情報発信し、次に続く女性協議委員への道をつくってほしいと言われたということです。女性が社会でどのように活躍できるかを真剣に考えていると感じたと、このように話してくれました。この辺のことにつきまして、教育長に感想を聞かせていただければ幸いです。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 答えと言いますか感想を述べさせていただきます。樋口議員の地域で、選挙によって区の協議委員の女性が選ばれたというのは、これは本当に飯綱町全体にとっても一つの見本というか、目標になっていく地域活動の先駆的なものだと思います。大変素晴らしいと敬意を表したいと思います。

飯綱町は、議会も全国から注目をされる先進的な活動をされているという意味では、本当に素晴らしいと思うのですが、その中で飯綱町の歴史としても、飯綱町が合併するずっと前から、ある一定数の女性議員がきちんと議会の中で重要な役割を果たしてこられた。そして、今現在も3名の女性議員が住民の選挙によって選ばれて活躍されているということは、飯綱町としても誇りに思えることではないかと思います。

先ほど次長からも、男女共同参画について様々な活動の例が挙げたのですが、飯綱町は実は女性が大変頑張っている。飯綱町の女性というのは、エネルギーもあるのですが、やはり自分たちの仕事とか、自分たちが今まで守ってきたその地域の文化、農業、産業といったものに

大変誇りを持っておられます。それぞれの各種団体で女性たちは本当に頑張ってみえて、いろいろな先進的な活動もされています。それが集落や区の活動になると、例えば区の総会をやるというと、1軒の家から誰か代表者が1人出て行くとなり、そうすると男性が出て行くというふうになって、女性の出番がなかなかありません。今、議員がおっしゃったように男性から是非女性にもなってほしいということで、このたび女性が選ばれたということは素晴らしいと思うのですが、それも複数の女性が選ばれたということは大事だと思うのです。

これが、もし女性1人だったら、何か自分の家庭を犠牲にしてすごく覚悟をしてやるような深刻さを感じると思うのですが、複数みえるとお互いに会議に出やすいし、女性の方がいろいろなところで活躍するということは、それは決して男性と対立することではなくて、男性にとってもすごくプラスになると思います。

ですから、もちろん行政としましても、男女共同参画の活動を中心にますます進めていきたいと思います。こうやって地域から、いろいろな活動が目に見えて出ているということが素晴らしいと思いました。ご活躍をお祈りしつつ、町としても頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（清水満） 樋口議員。

○11番（樋口功） 最後になりますが、町長の声を知りたいので町長に質問したいと思います。

10年後に1万人規模の人口を確保できるような町を目指すには、人口の流出をできる限り少なくするとともに、移住者などの自然増を図る政策と、目標に向けた町の施策、そして集落及び住民に浸透されるよう、更なる集落の活性化を図ることが重要な課題であるということは、これらの点が一般質問で取り上げられているという点からも、間違いのないところだと私は認識しております。これについては、町当局におかれても同じ認識ではないかと思えます。

この一般質問では、「共働」ということで、集落の住民間につながりや絆が生まれ、そこでは女性の力も大いに発揮できる環境をつくることも合わせることで、更なる集落の活性化につながると思えます。この点について、繰り返しになるかもしれませんが町長のお考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ありがとうございます。総体的に、私は1万人というのは、その財政的な面やいろいろな人材が潜在している、またいろいろな知識やもろもろ1万人という一つの人口規模というのは、そういう要素があるということで何とか守りたいと思います。

それには、町自体が魅力のある町でなければならないということで、第2次町の総合計画の基調に流れているのは、実は人口増対策なのです。道路を直す、または農業生産をやる、6次産業を進める、医療・福祉を充実させる、老人になっても生きがいのある人生を送られる。これは、それを整備することによって、ここで住んだら良いということを暗に誘導しようということで、実は大きな流れとしては、それを基調にした第2次総合計画を作りました。これは、総務省へ帰ってしまった小澤副町長を中心に全く今までにない新しい作り方の総合計画でした。よくぞその総合計画の本質を見抜いて、今日ご質問いただいたと思っております。

集落の創生も極めて大事なのですが、私は今、先進地の事例もございましたが、それを誘導した議会活動である議員の活動の存在というのは、ものすごく大きかったのではないかと思います。受けてくれる女性もそれは良かったでしょうし、そういう人たちを育てていくというのも大事なのですが、「もうそういう時代さ、そういうことをしなければ駄目だ」というこの活動が私は素晴らしかったと思って、各地域にそういう議員さんの活動もいただければうれしいと思います。

おっしゃるとおり、飯綱町は女性共同参画も含め、ともかく今申し上げました事情で、1万人規模は何としても維持をしていくつもりでこれからも進めていきたいと思うし、本当に腹の本音は、長野市にこれだけ近くて、国道が通り、昔の信越本線が通り、インターも近く、24時間の対応の消防局があり、今年は黒字決算を去年残してくれた健全病院があり、開業医も3軒もある。長野まで20分足らずだということで、この豊かな自然環境、豊かな文化を持っているところが消滅していくというのは、何回も言いますが、リーダーの能力が無いということだといつも思っておりますので、懸命に向かいたいと思います。

○議長（清水満） 樋口議員。

○11番（樋口功） 以上で質問を終わります。

○議長（清水満） 樋口功議員、ご苦労様でした。

暫時休憩に入ります。再開は11時10分をお願いします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（清水満） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位8番、議席番号9番、伊藤まゆみ議員を指名します。伊藤まゆみ議員。

[9番 伊藤まゆみ 登壇]

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。通告に従い順次お聞きをさせていただきます。

まず、来年度から施行されます会計年度任用職員制度の対応についてお聞きをいたします。

これは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が通りまして、地方公共団体における行政事業の多様化等に対応して、公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員、これは「一般職・特別職・臨時的任用の3類型」について、「特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する」とされています。

まず1点目は、適正な任用制度を確保するために、特別職の任用および臨時的任用の厳格化が求められていますが、現状がどうなっていて、それがどう変わるのか、当町への影響といたしますか、どのような変更があるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 現状とどう変わるか、また当町への影響はということでございます。

議員さんのおっしゃるとおり、地方公務員法、地方自治法が改正されまして、来年、令和2年4月1日施行ということになります。それで、自治体の臨時・非常勤職員の仕組みが大きく変わるということでありまして、1つ目には一般職・非常勤、町では嘱託職員も含めまして、臨時嘱託・臨時職員・パート職員につきましては、新たに来年4月1日から創設されます会計年度任用職員に移行される。平たく会計年度任用職員と申しますと、会計年度ですから、任用期間が一会計年度に限るということです。ただし、再任用は可能という限定がございます。そういう会計年度任用職員に移行される。

2つ目は、先ほども議員おっしゃいました特別職の非常勤と臨時的任用職員の要件が厳格されてきているという中で、例えば特別職非常勤、今現在で言えば、地域おこし協力隊員または集落支援員さんがこの枠に入るわけですが、こういう方たちが会計年度任用職員に移行していきなさいということになってきます。

3つ目には、会計年度任用職員の任期ですけれども、相当期間、相当期間というのは一会計年度ですから、6カ月以上を相当期間と申すわけですが、そういう場合には、それまで支給が無かった期末手当、これの支給が可能になった。時間外手当の支給も可能になったということになります。休暇についても年次休暇のほか、病気休暇や産前産後休暇など、その職務の形態によりまして、休暇が付与されるということになります。

それとともに、常勤職員と同様ですが、人事評価の対象になってくるということと、また地方公務員が適用されてきますので、服務や分限、懲戒処分、これの対象になってくるということでございます。

また、当町への影響ということでございます。来年の4月1日から全自治体で施行されるということでございます。当然、先ほどもございました期末手当の支給が可能になるってことということでございますので、財政負担が大きくなることが予想されるということでございます。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 働き方改革の中の一部ということになってくるわけですが、当町においても、ここへ関わる方々がある一定数おられるということになってくると思います。やはり、この運用にあたっては任用職員の立場に立った制度設計というものが、きちんとしたものとならなければならないというところになってくるわけですが、そのために、特に考えていること等おありでしたらお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 昨年度でございますが、この会計年度任用職員に移行するというこの中で、この臨時職員等々の調査をさせていただきました。病院を除きまして、30年度現在ですけれども、315名の方が臨時またはパートという形で嘱託等々お勤めいただいております。その中でフルタイム、常勤職員と同様にフルタイムで働いていらっしゃる方は68名いらっしゃる。その他はパートということですから、週5日のうち4日とか3日とか、時間も7時間45分ではなく、5時間とかという形でパートの方が247名ということでございます。

そのようなことから、国ではこの会計年度任用職員に移行するにつけての事務処理規程というのを設けておりまして、国もこの非常勤職員に対しまして、いろいろと期末手当の支給等々、きめ細かい要綱等を定めて対応しており、それに基づいてこの基準がなされておりますので、基本的にはこの法に基づきまして、この制度を運用する事務処理基準、これに沿って進めてまいりたいと考えております。

なお、飯綱町を含めまして各自治体初めてのことでございまして、県のこの会計年度任用職員の制度設計がどういうものかというのを、他の自治体も飯綱町も含めまして参考にしたいということで、今現在、見守っているところでございます。基本的に国はこの制度に移行するにつけて、いろいろな条例改正が伴うわけですが、9月の議会までにはこの条例案を提出していきたいということで、県は9月の議会に上程するというところでございますので、飯綱町も目標は9月ということで、今現在考えております。いずれにしましても、事務処理基準に沿って対応してまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 分かりました。きちんと対応していただけたと思いますので、その方々が決して不利になることのないように対応していただきたいと思います。

次に、医療と介護の連携強化をということでお聞きをしております。飯綱町立飯綱病院においては、訪問診療を行い、体が不自由な方や病気の方が自宅でその人らしく安心して過ごすことができるよう支援をしています。スタッフの確保が厳しい中、訪問介護ステーションや介護との連携でのもので評価ができ敬意を表します。

最近では、がんなど終末期の方もご自宅でという方が増えており、訪問チームとして対応していただいているわけですが、その中に医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、医療ソーシャルワーカーの職務の方々が連携を取りながら、一つの訪問チームとして診察診療を行うということではできないのでしょうか。パッケージと言いますか、一つの形の中で動くというようなことです。飯山日赤では、今、実施をされておられるということで、大変うまく機能されているとお聞きをしていますが、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。既に医療保険と介護保険を利用しながら、他職種間の連携を図って訪問診療を行っております。他職種による訪問のカンファレンスも実施しているところでございます。

議員のおっしゃるチームというものの考え方だと思うわけですが、当院では様々な職種の皆さんが行動を共にして動くということは、なかなか現実的ではございません。体制をなかなかつくれる状況にはございませんので、必要に応じて薬剤師の知識能力や理学療法士、作業療法士等と情報共有する中で、患者さんに必要なことを提供していくという体制を取っているところでございます。

飯山日赤さんの例によるような、いわゆるチームを組んで、そのチームが行動を共にするという体制はなかなか当院では厳しいということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

います。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） つい最近も、薬剤師、看護師、介護士の募集の無線が大分長い間流れておられて、やはりスタッフの確保が大変厳しいという状況にあることは承知をしております。

そういう中においても、訪問診療を行っていただいているという中で、本当に最後はご自宅で迎えられるという方々も増えているということで、地域の病院としてしっかりと根付いて、またその役割を本当に大きく果たしていただけるというところに、ここの町の大きな魅力と申しますか、ここに住んでいる安心感というものは、地域の方々にとっては大変大きなものがあると思っています。

現在、支払いの関係は患者さんのご家族が時間を見つけて病院に出向いて行っているということですが、家族の負担軽減のため、特に終末期などになりますと、鎮痛剤の投与等難しい部分も出てきたりして、薬剤師がやはりその説明を行い、薬を届け、そしてそこで徴収をするというようなことが家族の負担軽減のためにもできたら大変良いのではないかと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水満） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。病院薬剤師は、基本的に業務は院内業務を行っております。先ほど申し上げたとおり体制も、非常に今、薬剤師の数も少ないものでございますので、大変多忙な状況で行っております。

外来投薬につきましては、院外投薬の処方を行っておりますので、基本的に病院から届けるということにはなりません。薬の配達に関しましては、調剤薬局等での対応は可能だと思いますし、病院薬剤師の本来の業務の入院患者さんに対する服薬指導であるとか、そういうことに費やす時間が非常に多いものですから、なかなか出向いて薬剤師が行うということは難しいと考えております。

調剤薬局でありますとか、そういうところの薬剤師さんなどは職員の方がお薬を届けること

は可能だと思いますが、ただ薬剤師さんが配達に出向いてそこで指導するということになりま
すと、やはりそこでは指導料というものが発生する仕組みになっておりますので、労力の負担
軽減になるかもしれませんが、コスト面の負担軽減にはなかなかならないという現実があるこ
とをご承知おきいただきたいと思います。

それから、当院では家族の負担軽減という点につきましては、会計はまとめて毎回その都度
必ずいただかないといけない状況にはなっておりません。次に来ていただく時にお支払いいた
だいても結構ですという対応はさせていただいております。ただ、一時的な未収金が発生する
ことであつたり、収入が遅れたりするということは、病院にとってはあまりメリットが無いと
ころでございますけれども、なるべく患者、ご家族の方のご都合に合わせて徴収行為をさせて
いただいているところもございますので、ご理解をいただきたい思います。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 分かりました。次に、切れ目のない介護・看護というものがそういう患
者さんにとっては必要なわけでありまして。退院時の連絡等、丁寧な対応が求められると考えま
す。特に、介護の場合は退院をされたらすぐヘルパーさんであるとか、デイサービスであるとか
かの利用が開始されないと生活ができていけないという状況があるわけですが、なかなかそこ
のところの連絡がもう少し密に丁寧に行われることが必要ではないかと考えます。

午後に退院をするということが午前中に連絡が入ると、そこから介護の部分の対応の準備が
始まるという中で、大変に調整が厳しい、けれどもとにかくやらなければならないので、予定
されたことを横に置いて、それに対応するというような状況もあるとお聞きをしています。こ
の辺をもう少し丁寧ということは、人的な部分によってなかなか厳しいのでしょうか。もう
少し改善する余地があるのでしょうか。その点をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（清水満） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。退院調整につきましては、非常に大切なこと
であるという認識をしております。退院調整も既には行っているわけですが、議員おつ

しゃるように、非常にケースバイケースで多岐にわたっておりまして、全てのケースに潤沢な対応ができていくかというところ、そうではないと承知しておりまして、正に担当者会議等、実施してはおりますけれども、急に決まるケースがあるなどいろいろありますので、全てが納得いかないうような状況があることも承知しております。

それで、きめ細やかな退院調整等ができますように平成30年度より医療ソーシャルワーカーの人数を増やし、現在3人体制にしております。あと、診療報酬の関係におきましても、退院調整加算というのがあるわけですが、それを病院としてはそういうものを取得しながら対応していくことになるわけですが、それには看護師とか社会福祉士の体制が整わないとその体制がなかなかできないということがあります。それはどういうことかと言いますと、調整作業をするに当たりまして、専属でその職員をそこに配属をしなければいけないとすると、例えば看護師であれば調整業務を本業として、看護業務ができなくなるという縛りがあったり、逆に社会福祉士を本業に据えた場合には、それ以外の社会福祉士業務ができなくなったりするという制限がありますので、その辺の対応を少し調整しながら、今、退院調整チームと言いますか、体制づくりを進めている状況でございますので、なるべく早いうちにそういう状況をつくって、皆さんが安心して退院できるような体制をつくっていきたくて考えておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 大変前向きに取り組んでいただけていますので、またこのチームができることを期待したいと思います。

これによって、本当に安心して在宅で過ごしていただける、多くのマスターズの皆さまがやはりご自宅でできることならば最後を迎えたいと願っておられるところを、きちんと支えていただける体制づくりのためにも、大変に少ないと言いますか、限りある人数の中で大変ご努力をいただいているということはよくよく分かっておりますけれども、今後の飯綱病院の在り方についても期待をさせていただきたいと思っております。

次に、子ども条例の制定についてお聞きをしております。1989年に子どもの権利条約が国

連で採択されて今年で 30 年、日本が批准をしてから 25 年になります。国連子どもの権利委員会は日本政府に子どもの権利の保障、とりわけ子どもの保護に関する包括的な政策が欠けていることを指摘しています。

日本ではしつけと称した虐待で、いたいけな子どもたちの命が保護者によって奪われる事件が多発しています。貧困と格差は解決されなければならない大きな課題であり、町長も心を砕き、予算編成の折にも施策に盛り込んでいることは評価できます。

そして、その貧困は親から子へ連鎖し、断ち切ることの難しさも課題となっています。またその貧困は経済的なものだけではなくて、関係性の貧困、豊かな人間関係がなくなっているという状況も指摘されています。子どもの固有の権利の視点を深め、子どもの豊かな発達が保障されるためにも、子ども条例の制定が求められていると考えます。町長の見解をお聞きいたします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。現在、子ども子育てに関しましては、飯綱町の教育大綱、あるいは飯綱町教育基本方針、それと子ども子育て支援事業計画、これらに基づきまして、きめ細かな切れ目のない子育て事業を目指し、妊娠中から高校卒業まで各種の事業を行って、子育ての支援に努めております。

ご質問の子ども条例についてでございますけれども、貧困と格差、これに限らず、これらの子育て支援全体の基本理念や推進方策を規定すると同時に、町の全ての子どもたちの権利の保障、あるいは子どもの成長に応じた大人たちの役割、これら等々、幅広い施策の推進体制を定めることが必要と感じてございます。

子ども条例の制定につきましては、行政や関係機関、町民に対しても法的拘束力を持つこととなりますので、多くの関係者から様々な意見をいただきながら、条例制定は検討をしていく必要があると感じております。

いずれにしましても、現段階では町の子育て支援施策等々を実施してございますので、子ど

も条例につきましては今のところ教育委員会では、制定に向けての考えはないと言いますか、考えていないという状況でございます。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 条例のことですので、私からも申し上げたいと思います。確か、29年に退任されました議員さんから同様の一般質問を受けて、そのときにも答弁をさせていただいたわけですが、条例には国・県の法令等々に基づいて制定しなければならない条例、またみんなで青色申告をしましょうという奨励的な条例、全く町独自に自然環境保全条例的な条例、それぞれ性格を異にする条例の制定がございます。

議員提案の子ども条例は、県は子どもたちを支援するための条例の制定、松本市は子どもたちの権利を保障しようという意味の条例、そういうことになると、今、飯綱町はどういう目的で、どういうことを守る、子どもたちにとって有利な条例をつくる、そういう忙しい時期にあるという認識は、正直言って今のところ持っていません。

ただ、議員がご指摘の子どもを大切にするというか、人間そのものと言いますか、そういう意味での、そこまで条例でやっていかなければならないのかなという寂しさ、疑問みたいなものはございますけれども、必要性があるという住民からの総意的な雰囲気が出てきたり、自分もそういう雰囲気を感じるような時期にきたりしたときには、子ども条例が良いのか、もっと違った意味の条例の中に子どもたちをしっかりと守っていかなければならない、障がい者も守っていこう、何々も守っていこうという意味での条例が良いのか検討させていただきたいと思っていますけれど、今の時点では子ども条例等々の制定の必要性は無いとは申しませんが、急務な制定はまだいいだろうと思っています。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） あまり前向きではない答弁をいただきました。私は、この日本で一番欠けているのは、子ども一人ひとりに人権があるという、当たり前のことが当たり前として、きちんと座っていないということだと思います。

まるで、子どもが親の所有物であるかのように考える保護者たちが多くなっているという状況。産まれた時から、子どもは一人ひとりに人権があるということが、きちんとやはりこれから打ち出されて、座っていくということが何より大事なことになってくる。当たり前のことが当たり前として表さなければ、なかなか通らないと言いますか、浸透していかない時代になってきてしまったのかなというふうにも思うわけです。

この町が「日本一女性が住みやすい町」ということをうたっている町である、そこを目指す。先ほども質問がありましたが、第2次の基本計画の中でうたわれました。そういうところの中において、総合計画の中でうたわれましたね。そういう意味においても、この町がいかにより子どもたちをきちんと真ん中に据えた町であるのか。それを、地域の人たちが、学校が、そして行政がどのようにバックアップをして支援をする。そのための大きな核となるものが条例としてあるとないとは、私は全く違ってくると思っています。必要性があるからということではなくて、私は、それは一つの位置づけとして、町が打ち出していくべき、一つの大きな柱になっていくものではないかというふうに考えていますので、そここのところもう一步踏み込んだ検討をしていただきたいと思いますが、今のところは必要性を感じないという、大変よく分からないなと私は思うわけですが、答弁でありました。

もう一点、お聞きいたします。東京大学名誉教授の堀尾輝久さんは子どもの権利を考える上でも、平和的に生存する権利が重要だと指摘をされています。今の自民・公明政権による状況は平和的存在権、生存権を脅かし、子どもの成長・発達に不可欠な平和的・文化的な環境を損なっているのではないかと述べておられます。この点について、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私は、必要性というか、すぐにでもつくらなければならない必要性は今のところ感じていないということで、条例そのものが必要ないと申し上げているわけではないので、それだけご確認をいただきたいのですが、今ご質問いただいた点は、議会のこういう中で

一大学教授のコメントに対して、私はいちいち答弁する余裕はございません。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 私は、彼の言葉に大変共感をいたしました。なぜならば、自治体もそうですが、安心・安全でここで心豊かに生活をしていくという大きな何よりも基盤となるのは、戦争のない平和な社会だと。これが守られなければ、決してどのような状況の中でも安心・安全な、そして心豊かな生活は送れないという、この当たり前のことが今、大変危機的な状況に陥っているということでもあります。

先ほど、町長も今まで何回もこの点については答弁をしてくられました。自治体が当たり前の事務事業を行っていく。それが保障されるのは、やはり戦争のない平和な社会だからであるということが言われます。それは当たり前のこととして、私たちは今、生活していますけれども、大変きな臭い状況がひたひたと歩み寄っているという現状も決して目を背けてはいけないという状況がある。このことについては町長いかがでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 平和を尊重し、いわゆる一切の戦いを放棄するというのを、先ほど渡邊議員の質問にも答えてきていますが、6月定例会の一般質問のやりとりの中にそういうものを理解していただいたり、そういう方向に考えがなっていたりするという事は、総体的に考えていただければうれしいと思います。

議員おっしゃるとおり、従来よりもいろいろなものを打ち上げたり、核開発もまた始まったり、いわゆるいつの時代もこういう危険がいつかの時代というのはなかなか終わらないと、中東の問題も含めて、だから私たちというのはそういう中にいるときに、どうやって平和を守っていくのかということ、やはり真剣に考えなければならないだろうと思っています。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 次に、放課後児童クラブの指導員の配置についてお聞きをしてみたいです。

国では、放課後児童クラブ、学童保育の職員基準を緩和する児童福祉法をまとめて見直す「第9次地方分権一括法」が通ったということでもあります。日本共産党は、これに反対をいたしました。

その中での放課後児童クラブ、学童保育の職員の関係ですけれども、これまで従うべき基準だった学童の1クラス2人以上、そのうち1人は都道府県の研修を修了した放課後児童指導支援員の職員配置基準。これが拘束力のない参酌基準となり、地方自治体の判断で無資格者1人での運営も可能となったということでもあります。

飯綱町においては、まだ2人体制で行っていただいていると思いますけれども、やはりこの学童保育、放課後の子どもたちの居場所をきちんとつくっていく、子どもの安全を守るということの中で、今、成長途上という子どもたちでもありますし、安心・安全な場所と時間が保障されているということが大変重要であるというふうに考えています。このような国の方針が打ち出されたわけですが、町としてはどのように考えておられるかをお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。まず1つに、法が通ったというご質問でございましたけれども、私どもは基準の緩和に関しましては、関連する法の改正がこれからと認識してございます。平成31年3月8日の閣議で決定されたという報道がありましたが、今国会に提出されているかどうかというところは、まだ確認をしてございませんし、県からもそういうような情報は入ってございません。

ご質問のとおり、児童クラブの指導員につきましては、現在、町の基準で2人以上を配置している状況でございます。このことにつきましては、やはり緩和されたと言われましても、例えば緊急事態が発生したような場合、1人ですと子どもたちの対応と緊急事態への対応、これを両方1人でできるかというところが大変難しい状況かと思われましますので、2人配置が望ましいのではないかと考えております。

ただし、放課後児童クラブにつきましては、現在、国と県から各々3分の1ずつの補助金がきています。基準が緩和された場合のこの配置職員が、例えば2人から1人でも良いとなったときに、補助金も2人分ではなくて1人分しかこないという懸念もございます。そうしますと、2人配置にしますと1人は町費で賄わなければならないという可能性もございます。ただし、今の時点では情報が入ってきませんので、そのように推察するということでの状況でございますけれども、いずれにしましても今後の法改正、あるいは補助金等々の関係の情報を確認しながら、町としての対応を考えていきたいと考えております。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 新聞報道ですが、31日に通ったと報道がありますので、これから通達が出てくると思われれます。それに伴って、確かに予算的なものもありますけれども、やはり子育てをする保護者にとっては大変大きな問題になってくるというふうに思います。

例え、町費でも2人で続けるのか、国や県から交付金がないから1人にするのかということは、やはり町長のお考えになってくるか、それとも教育長がしっかりと考えて町長に予算を求めていくのかということになるかなとすれば、教育長の基本的なお考えというものもお聞かせいただければと思います。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） ご質問にお答えします。例えば、今、国が制度を緩めていくその背景として何があるのかというのを推察すると予算的なことです。予算がないから人員を削っていく、または人員を確保できないから、例えば都市部では必要数が多すぎてそこにとっても2人体制では人員が確保できないため、それなら1人体制で多少目は届かないという欠点はあるけれども、無いよりは良いという判断なのか、いろいろ原因はあると思うわけですが予算の問題があると思います。今のところ飯綱町では、行政全体で教育に対する、子育てに対する手厚い保護と言うか、そういう教育を大事にするという視点をもっているのです、教育費もそういうところはしっかり取っていただいています。

ですから、国が法律を変えたからすぐ飯綱町もそれに合わせて予算を削るとか、そういうことにはならない。できるだけ町としてできることはやっていきたいと思っています。また、そういうことが近隣の市町村から飯綱町の良い点として認められて、それだったら飯綱町は本当に女性が住みやすい町、子育てがしやすい町、飯綱町で子育てがしたいとつながっていければうれしいというのは教育長としての願いです。以上です。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） やはり、保育園の問題もそうでしたけれども、なかなか設備等々の整備が難しかったり、人的確保が難しかったりということになると、国はそこを緩和して、早く言えば、あまり良くない状況の中で数を増やしていくというようなことが、今もやられてきているわけですが、やはり私はこの規模の町の中においては、今までどおりきちんと子どもたちに対応していただきたいというふうに思っています。

学童保育、児童クラブの中で子どもたちは大変いきいきと楽しく時間を過ごし、また学習もしながら、年齢の上下、多くの子どもたちがいる中で様々なことを学んで成長している状況を見ると、そうは言っても様々な年齢の子どもたちがいるという状況の中においては、そこを1人で対応していくというのは負担が大きすぎるだろうなというふうに考えます。そういう意味で、予算のこともありますので町長のお考えもお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 具体的な話題になっている質問ということになれば、今、教育委員会と教育総合会議というようなものも開催を義務づけられております。

その中では、予算的な話も出たりしてくるわけですが、教育長の答弁されたように町の教育委員会として子育てに対する方針はこういう方向でいきたいということですので、私のスタンスとしてはできる限り、その方向に向かって予算等を確保していくという方向で努力すべきだと思っています。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 先ほど、教育長からの答弁の中で、こういうふうになってくる背景に人員が確保できないような状況もあるかもしれないというようなお話がございました。お聞きしたいのは一点、町の現状、放課後児童クラブの指導員の確保についてはどのような状況になっているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。指導員の人数ということでございますけれども、御存じのとおり5つの児童クラブがございます。おおむね3人から多いところで5人ということで21人の指導員さんでお願いをしております。

このうち、県の資格を取っていただいた指導員さんが10名ということでありますので、施設におきましては2人以上うち1人は県の指導員ということで、現在配置をして確保もしております。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 人数的には結構いるようにもみえますけれども、やはりここが5つ同時に動いているという状況の中では、結構きつい状況にもあるのではないかなというふうに考えます。

お聞きをするところによりますと、複数の児童クラブをシフトで回っている方もおられるというような状況の中で、子どもたちとの良好な人間関係を築くのも大変難しいというような声もお聞きをするわけですが、指導員の確保についてはどのような対応をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。年に1回ないし2回、指導員さんの打ち合わせ会議等を行っております。その中でも、各児童クラブからやはり指導員さんが少し足りないとか、代替えの職員さんもう少しほしいというご意見もお聞きをしているところでございます。

そのため、広報等で呼びかけも必要かと思えますけれども、どなたか御存じの方、あるいはお知り合いの方等いませんかということで確保をしております。

また、以前に違うところの臨時職員さんを募集しましたところ、児童クラブをやりたい、先生をやりたいという方もこの中におりますので、できるだけ指導員さんの過重な負担にならないような形で人員を確保しながら、5つの児童クラブを進めていきたいと考えております。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 確認ですが、今の状況の中で指導員は不足をしているというような認識はおありでしょうか。そこだけお聞かせください。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） 不足をしているかと言われると、多いに越したことはありませんが、今の時点では先ほど申し上げました人数で児童クラブをお願いしているという状況でございます。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 現場の声というものも丁寧にお聞きをしながら、職場の環境と言いますか、整備と言いますか、良好な状況保っていただきたいと思います。

やはり、指導員が笑顔で元気でないと、子どもたちも本当に楽しい時間が過ごせないという状況になってきますので、そのところだけはきちんと据えて、これから運営していただきたいと思いますというふうに考えていますので、これからの子育て支援・教育に対して期待をして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（清水満） 伊藤まゆみ議員、ご苦勞様でした。

○散会の宣告

○議長（清水満） これで一般質問の通告者は全て終了しました。

ここでお諮りします。

明日 7 日から 18 日までの 12 日間、本会議を休会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、明日 7 日から 18 日まで本会議を休会することに決定しました。

19 日の本会議は、議事の都合により会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 3 時間繰り下げて午後 1 時に開くことにします。

ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、6 月 19 日の本会議は午後 1 時に開くことに決定しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

散会 午前 11 時 57 分

令和元年6月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和元年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和元年6月19日（水曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告
報告第12号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 発言の取消し申出について
- 日程第 3 「議案第40号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の撤回の件
- 日程第 4 「請願第 5号 地域高校の存続と「30人規模学級」を求める請願」の取下げの件
- 日程第 5 常任委員会審査報告
（1）予算決算常任委員会
（2）総務産業常任委員会
（3）福祉文教常任委員会
- 日程第 6 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 7 議案第39号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 発議第 3号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書案
- 日程第 9 発議第 4号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書案

追加議事日程（最終日の追加1）

- 日程第 1 発議第 5号 「教育費無償化」の前進を求める意見書案
- 日程第 2 発議第 6号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1 番	清 水 均	2 番	風 間 行 男
3 番	中 島 和 子	4 番	目 須 田 修
5 番	瀧 野 良 枝	6 番	原 田 幸 長
7 番	石 川 信 雄	8 番	荒 川 詔 夫
9 番	伊 藤 まゆみ	10 番	青 山 弘
11 番	樋 口 功	12 番	渡 邊 千賀雄
13 番	原 田 重 美	14 番	大 川 憲 明
15 番	清 水 満		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	合 津 俊 雄
教 育 長	馬 島 敦 子	代表監査委員	山 本 孝 利
農業委員会長	清 水 藤 一	選挙管理委員長	三ツ井 吉 次
総務課長	原 章 胤	企画課長	徳 永 裕 二
税務会計課長	永 野 光 昭	住民環境課長	梨 本 克 裕
保健福祉課長	山 浦 克 彦	産業観光課長	土 屋 龍 彦
建設水道課長	土 倉 正 和	教育次長	桜 井 俊 次
飯綱病院事務長	大 川 和 彦	総務課長補佐	高 橋 秀 一

事務局職員出席者

事務局長

笠井 順一

事務局書記

荒井 智雄

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（清水満） 皆さんご苦労様です。

令和元年6月飯綱町議会定例会最終日となりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告、質疑

○議長（清水満） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第12号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わりにします。

◎発言の取消し申出について

○議長（清水満） 日程第2、発言の取消し申出についてを議題といたします。

清水均議員から6月5日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配布しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

清水均議員から発言取消しの説明を求めます。清水均議員。

〔1番 清水均 登壇・説明〕

○1番（清水均） 令和元年6月5日の会議における私の発言のうち、次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう会議規則第64条の規定により申出いたします。

「(108文字削除)」

よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、清水均議員からの発言の取消し申出を許可することに決定いたしました。

◎議案第40号の撤回の件

○議長（清水満） 日程第3、議案第40号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の撤回の件を議題とします。

本件について説明を求めます。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇・説明〕

○町長（峯村勝盛） ご説明申し上げます。お手元の事件撤回請求書を朗読させていただきます。

令和元年6月18日、飯綱町議会議長 清水満様、飯綱町長 峯村勝盛、事件撤回請求書、令和元年6月3日に提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

件名、議案第40号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

理由、提出議案について、再度の調査から雑排水については公共マスの手前で既に公共下水道へ接続されている可能性が高く、その場合、適正に料金が徴収されていたこととなる。一方で、現状の確認が不十分であり、再度の調査を要することから今回提出した議案を撤回させていただくものであります。以上でございます。

○議長（清水満） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会

計補正（第1号）の撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正（第1号）の撤回の件を許可することに決定しました。

◎請願第5号の取下げの件

○議長（清水満） 日程第4、請願第5号 地域高校の存続と「30人規模学級」を求める請願の取下げの件を議題とします。

請願5号は、お手元に配布しており、請願者から令和元年6月10日付をもって請願書取下げ申出が提出されました。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第5号 地域高校の存続と「30人規模学級」を求める請願の取下げの件は、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号 地域高校の存続と「30人規模学級」を求める請願の取下げの件は、これを許可することに決定しました。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（清水満） 日程第5、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員により、予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略いたします。

次に、総務産業常任委員長の報告を求めます。荒川総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 荒川詔夫 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（荒川詔夫） 総務産業常任委員会審査報告を会議規則第 77 条の規定により報告します。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

それでは、別紙をご参照ください。

総務産業常任委員会審査報告書、令和元年 6 月 19 日、飯綱町議会議長 清水満様、総務産業常任委員会委員長 荒川詔夫。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 34 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例、可決。

議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

請願第 1 号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願、不採択。

陳情第 1 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める、採択。

陳情第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、継続審査。

陳情第 5 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、継続審査。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 34 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例。

質疑①、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の改正は、電気自動車以外は特例が無いということか。

回答①、対象は電気自動車のみである。

質疑②、環境性能割に係る消費税引き上げの軽減は1年だけということか。

回答②、1年のみである。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第41号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑①、以前、駅前無料駐車場に高齢者の駐車場を検討するようお願いしたが、検討状況はどうか。

回答①、駅前の鳥居川観光タクシーの建物解体・舗装工事とあわせて検討していきたい。

質疑②、無料駐車場に24時間駐車している車両に対して、今後どう対応していくのか。

回答②、今回の指定管理者へは依頼できないため、町として今後対応していきたい。

意見③、職員が夜や早朝に駐車場を見回りすることは難しいと思うが、今後徹底してもらいたい。

質疑④、月ぎめ18区画のうち、現在はどのくらい利用されているのか。

回答④、第3駐車場は全て利用されているが、第4駐車場10台のうち4区画空いている状況である。広報等でも今後周知していきたい。

質疑⑤、月ぎめ駐車場の18区画は、以前と比べて区画は多いか。

回答⑤、以前の駐車場は15区画程度。

質疑⑥、送迎車駐車場の利用は30分程度とのことだが、誰がそれを見ているのか。

回答⑥、監視はしておらず、利用者に対して掲示している。利用者のモラルの範囲でお願いしていきたい。

質疑⑦、納付金が年150,000円とのことだが、管理料は支払うのか。

回答⑦、支払うことはない。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

請願第1号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願。

3月定例会審査報告、説明者、信州北部農民組合代表者 彦坂宗雄氏、同県連役員 荒井賢蔵氏。

質疑①、消費税増税の請願は分からないでもないが、議会として平成 31 年度予算を審査している中で、なぜこの時期に請願書を提出したのか。

回答①、早く出せばよかったが、消費税増税の内容が分からない部分もあり今回になった。インボイス制度導入は、2023 年から始まるが分からないこともあった。消費税増税など、百貨店協会、チェーンストア協会、税理士会へも国に対して行わないよう申し入れたところである。増税中止による歳入不足補正予算の扱いで、議会としても可能と思われる。

質疑②、請願の内容を見ると、インボイス制度導入については影響への指摘のみと思われ、判断しづらく分かりにくい内容と思われる。

回答②、請願は、消費税増税・軽減税率・インボイス制度導入に反対のものである。

質疑③、インボイス制度は 2023 年から導入されようとしている。この扱いは時間的な余裕があると思われるがいかがか。

回答③、インボイス制度は 2023 年から導入されようとしており、現在、農民組合等は問題点を指摘しており、今が適期と思う。

質疑④、消費税増税・軽減税率・インボイス制度導入について、説明された 3 団体が反対しているのか。

回答④、インボイス制度導入については、税理士会分は未確認である。

意見⑤、現行消費税による町への影響は、現行 1.7 パーセントであり 1 億 8,800 万円が交付されている。2 パーセント増税により、0.5 パーセントで 800 万円が増収となる予算だ。中止の場合は、その時点で 800 万円の減額補正を組めば良いのではないか。

意見⑥、今般の消費税増税中止を求める請願は、消費税増税、軽減税率及びインボイス制度導入反対と内容が一緒になっている。分かりづらくやめてほしい。

意見⑦、継続審査という方法もあるが、採決すべきである。この時期に消費税増税反対の意見書を提出することは、政府が 10 月から実施しようとしているため、この時期に国へ意見をあげることは大切である。

意見⑧、自治体予算書との整合性もあり、補正を組むことへの言及は随分安易ではないか。

国が途中で増税をやめるといった時点での補正はやむを得ない。消費税増税を想定している当初予算を審議している段階で、補正を組ませる言及はいかなものか。中身の分からない部分もあり、先ほどの意見のとおり慎重に閉会中の継続審査扱いが良いと思う。

継続審査採決、賛成多数で閉会中の継続審査とした。

閉会中審査報告、日時、令和元年5月15日水曜日、午後5時、場所、飯綱町役場2階会議室、参考人、樋口功氏。

説明、樋口功氏を参考人として招き、本年10月の消費税引き上げに伴う消費税・軽減税率・インボイス制度の説明及び質疑を行う。

意見①、消費税増税・軽減税率・インボイス制度が一緒になり、分かりにくい請願になっているため反対である。

意見②、今般の消費税増税は、国に任せるより仕方がないと思い請願には反対である。

意見③、消費税増税は仕方がないと思うが、軽減税率の一部は反対である。

意見④、消費税率10パーセントへの引き上げは、社会保障費、幼児教育の無償化、一部高校生授業料の無料化へ使途されるため、中止することに反対である。

意見⑤、消費税の財源は、大企業の減税に使用されている。使途財源の再考を求めると及び農民連が訴えていることを国へ意見書としてあげることが大切である。なお、飯綱町議会でも既に採択しており、一貫性を担保する必要性を鑑み賛成である。

討論なし、採決の結果、賛成少数で不採択とした。

陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見者を提出する事を求める。

3月定例会審査報告、説明者なし。

質疑①、陳情者に出席の有無について連絡を行ったかどうか。

回答①、欠席される場合は連絡をいただきたい旨の連絡を行っている。

意見②、陳情者の出席が無く、今般のようにどういう性格の組織か分からないもの及び国の権限に関わるものの扱いは、議会運営委員会で協議のうえ、各議員へは配布のみの扱いでも良

いのではないか。

意見③、飯綱町議会は以前から良心的な議会であり、採決をしてきている。

意見④、陳情書の中身について、沖縄県民に負担をかけていたり全国知事会でも意味ある提言を表したりしているので、採択かまたは閉会中の継続審査扱いが良いと思う。

意見⑤、今回の陳情提出者は、どのような性格の組織等不明な点もあるが、陳情内容が分からないではないので、とりあえず閉会中の継続審査扱いではいかがか。

継続審査採決、全員賛成で閉会中の継続審査とした。

閉会中審査報告、日時、令和元年5月15日水曜日、午後5時、場所、飯綱町役場2階会議室。

意見①、内容は時節に沿ったもので、全国知事会の提言をいかすよう国へ意見書を提出すべきと思う。米軍基地は国内法の特別扱いがされている。

意見②、沖縄県民の選挙結果及び日米地位協定の現状を捉えると、沖縄県民の感情に配慮すべきであると思う。

意見③、どこかで基地を受け入れなければならない問題であるが、地位協定の見直し及び地方自治の権限の保証を政府に求めるべきと思う。

意見④、陳情者と連絡が取れなかった陳情書の扱いの動静を調べてみると、配布のみの議会もある。配布以外の議会は、全国知事会の提言であり外れていないため採択が増えてきていると思い、賛成である。

意見⑤、全国知事会が今回の提言をまとめたことは重大な意義がある。米軍に対して地位協定の見直しを行い、国内法を適用すべきであり、まともな陳情内容である。

意見⑥、陳情は、全国知事会の米軍基地負担に関する提言に沿ったものであり、日米地位協定の見直しについて賛成である。

意見⑦、飯綱町議会は、今まで陳情書の扱いに当たっては配布のみでなく、住民の声を取り上げてきている経過がある。

賛成討論、今般の陳情内容は、全国知事会が地方自治の根幹を脅かすということでまとめたことであり、日米地位協定の見直しを含めた意見書を国へ提出することに賛成する。

採決の結果、全員賛成により採択とした。

陳情第4号、第5号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について、結論的には継続審査申出書を提出しております。

○議長(清水満) これより、総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番(目須田修) 4番、目須田です。4ページの中ほど、意見⑤、「飯網町議会でも既に採択しており」とありますが、これは何を採択したと意味しているのでしょうか。

○議長(清水満) 荒川総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(荒川詔夫) 消費税増税に対して反対の請願が出て、反対の採択をしているということでございます。

○議長(清水満) 他に質疑のある方おられますか。樋口議員。

○11番(樋口功) 11番、樋口です。3ページ、質疑①に対して回答①ですが、その3行目、「消費税増税など、百貨店協会、チェーンストア協会、税理士会へも国に対して行わないよう申し入れたところである」とありますが、主語がはっきりしません。

誰がどのように申し入れたのか整理していただきたいと思います。

○議長(清水満) 荒川総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(荒川詔夫) 私は、今申しましたのは常任委員会の審査の経過と報告でございますので、参考にさせていただきたいと思います。

○議長(清水満) 他に質疑のある方おられますか。大川議員。

○14番(大川憲明) 4ページの陳情の第1号の全国知事会から出された米軍基地の負担に関する提言ということで、地域協定の見直しということで、これが日米地位協定の見直しを国に求めるということで、今、質問や意見がいろいろ出てお読みになっておりますけれども、この日米地位協定は、どこで決まっているかと言うと日米安保条約の中で決まっているわけです。国と国でやるのではなくて、米軍と日本の政府ではないわけです。これを変えるのは官僚です。

だから、これはとても面倒なことです、そういう意見はありましたか。

○議長(清水満) 荒川総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(荒川詔夫) その点は特に無かったと記憶しております。

○議長(清水満) 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(清水満) 質疑なしと認め、質疑を終了します。荒川委員長ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。石川福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 石川信雄 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長(石川信雄) 福祉文教常任委員会審査報告を会議規則第77条の規定により報告します。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

令和元年6月19日、飯綱町議会議長 清水満様、福祉文教常任委員会委員長 石川信雄。

議案第35号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第36号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例、可決。

議案第37号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、可決。

請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願、不採択。

請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願、不採択。

請願第6号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願、採択。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第35号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例とはどのようなものか。

回答①、条例の目的にもあるが、1つ目が「暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支払い」、2つ目が「災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対する災害障害見舞金の支払い」、3つ目が「災害により家財、住居に被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付け」である。これらの支給により、町民の福祉及び生活の安定に

資することを目的としている。

質疑②、災害援護資金の貸付けはどのような時に誰が貸し付けるのか。

回答②、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、住居や家財における被害の程度に応じて、貸付限度額内で町が貸し付ける。

質疑③、新旧対照表の第 15 条の 3 項で、改正前では「令第 8 条から第 12 条までの規定」となっており、改正後では「令第 8 条から第 11 条までの規定」となっている。これは条ずれによるものか。

回答③、改正前の政令の第 8 条（保証人）が削除されたことに伴い、条番号が整理され、12 条が 11 条に繰り上がったため。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 36 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑①、第 2 条 2 項しかなかったものに 3 項及び 4 項が加わった理由は。

回答①、第 3 段階、第 4 段階が今回新たに軽減されたことによるものである。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 37 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、改定する金額は切上げではないのか。

回答①、改定する消費税率 2 パーセントを超えることはできないので切捨てとなる。

質疑②、改定する金額の特別料金は円単位ではないのか。

回答②、改定前の金額を 1.08 で除し、1.10 を乗じて算出した。前回改定と同様に基本料金及び特別料金は 10 円未満で切捨て、加算料金は円未満で切捨てている。

質疑③、現在、くみ取りの軒数はどのぐらいあるのか。

回答③、正確には把握していない。

討論なし、採決の結果、賛成多数で可決とした。

請願第 3 号 「教育費無償化」の前進を求める請願。

説明者、長野県教職員組合長水支部 書記次長 阿藤仁氏。

質疑①、OECD で教育費を出している国の出生率が高いのか。

回答①、フランスが高い。無償化が出生率につながるとは限らないが、学費は安く抑えている。

質疑②、OECD の各国の国民負担率（税金・社会保険料）はどれくらいか。

回答②、把握していない。

質疑③、2014 年からの所得制限はなぜいけないのか。

回答③、無償化されている生徒としない生徒がクラスの中でぎくしゃくする。事務手続きも煩雑でハードルになる。

質疑④、高校は義務教育ではないが、収入 910 万円以上の所得者から徴収する授業料が問題なのはなぜか。

回答④、国際人権A規約 13 条の人類的意義では、「有償教育は、教育費の自己負担により教育を私的利益の手段として、利己的・打算的人格形成を促す教育費」「無償教育は、教育費の社会的負担により、教育を公的利益の手段とし、利他的・無償的人格形成を促す真の教育費の形態」とされている。

質疑⑤、その皆さんの払った税金が全ての高校生に使われるのか。

回答⑤、所得の低い世帯との格差を解消したい。

質疑⑥、貧困家庭と裕福な家庭が同じレベルの学力を受ける土台を用意するということか。

回答⑥、一人ひとりが大事にされていることを感じられることが無償教育の大きな点である。

賛成討論、基本は能力に応じて負担する応能負担が原則である。税の制度をきちんと整理した方がよい。授業料に関しては皆平等であるべき。学ぶ場を整えていくのが国の務めであり、学びたいと願った人たちが所得によって排除されないことがないように制度設計をしていくべきで、国は姿勢を正すべきである。

反対討論、義務教育を修了した世代の話であり、国の制度設計が出来ていない。仮に恩恵を受けても、将来、またこの子たちに負担を強いることになる。時期尚早である。

反対討論、請願の出どころが教職員組合である。生徒会から出てきた経済的負担を減らして

欲しいというものなら検討に値する。教職員組合は、公的・保護者等から貰っている立場である。そこから出ている請願としては本音が出ていない。そのような理由から賛成できない。

賛成討論、教育費の有料は少子化の原因だと考える。無償化により国の少子化を解決できると考えるので賛成である。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願。

説明者、長野県教職員組合長水支部 書記次長 阿藤仁氏。

質疑①、請願項目2において、新たな教職員定数改善計画を作り計画的に教職員を増やすこととしている。クラスが減れば、教職員の居場所がなくなるということか。

回答①、教職員のために増やすのではなく、教育を手厚く、大きな意味で教育条件という意味である。

賛成討論、長野県では、35人以下学級が実現しており、子供たちが落ち着いてきた。教職員は様々な事例の対応に時間がとれるようになった。しかし、県自前の制度であり、小学3年から中学3年までの費用は県が独自に負担している。国がきちんと責任を持てば長野県の教育ももっと充実させることができる。職員の定数改善計画をもった上で対応していくことが重要であり、採択すべきと考える。

反対討論、35人以下学級が「ゆきとどいた教育」につながるかが明確ではない。町内の小学校でも、昨年2クラスが1クラスになり、今年もそのまま1クラスである。それぞれの教育現場での対応で良いと思う。請願のとおりとは思えない。

賛成討論、町内では加配・支援の先生がいる。町費の教育費に対する負担が多い。これ以上増えるとやっていけない。したがって、請願のとおりが良い。

反対討論、人数が少ないことがゆとりにつながるのか見えてこない。義務教育だからといって全部を国からもらう必要はない。町で対応すれば良い。それぞれの実態に合わせて実施しており一律にすることが必要なのか。また、人数を減らすことにより解決するとは考えにくい。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

請願第6号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願。

説明者、長野地区社会保障推進協議会 藤本ようこ氏。

質疑①、2014年に公費の1兆円投入を求めたがやっていない。国の言い分は。

回答①、社会保障は減らしていくという国の方針で、国保だけ増やす姿勢はない。

質疑②、けんぽと比べる理由は何か。

回答②、共済・組合けんぽに比べて国保は均等割と平等割があるので一番高い。子供が一人増えても均等割が増える。現状において、協会けんぽは子供を扶養にしてもその分の保険料は増えない。国保と協会けんぽに不公平がある。

質疑③、国保において均等割・平等割があるのはおかしいのか。

回答③、子供がいるという理由だけで会社員と比べ自営業者が保険料を多く負担するのは不公平だ。

質疑③、けんぽと国保を比較するのはなぜか。

回答③、協会けんぽは中小企業の人を対象で、他の組合等と比べると率が高い。その高いものと比較しても国保は高い。国保は給料の多い少ないに関わらず掛かってくる。実態として1割払えない人もいる。そこに手を加えたい。頭割で掛かってくるところは減らせないかと思う。

賛成討論、1984年には50パーセントを超える負担金があった。それが2011年には24.8パーセントまで減らされた状況がある。加入者の負担を強いるような制度になってしまった。市町村から都道府県へ一本化されるとまた負担が増えるのは明らかである。社会保障は国がやるべきと考える。

採決の結果、賛成多数で採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（清水満） これより、福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 教育費無償化の前進を求める請願について、これから申し上げる事項について審査の経緯があったかどうかお尋ねします。

1点目は、非課税世帯の高校生へは自主的な給付金・奨学金で行っているということですが、非常にこの文面も分かりにくくて、年収910万以上の世帯は授業料を負担しているということですが、国の方針で910万という根拠について意見を出されたかどうかお聞きします。

それから、大学生等に対して返還不要の給付金・奨学金制度が昨年度から導入された。この扱ひも、この請願の要旨を見ると、極めて限定的であると、そういう抽象的な言い回しをされておりますけれども、実際、どのくらいの対象人員で、どういう基準で限定的に配布されているかの質疑があったかどうかお尋ねさせていただきます。

○議長（清水満） 石川福祉文教常任委員長。

○福祉文教常任委員長（石川信雄） お答え申し上げます。収入910万以上の所得者から徴収するその根拠はということですが、当委員会の審査過程において、910万円の根拠についての説明を求める質問はございませんでした。

それと、大学の奨学金に関する質問でございますけれども、そちらについても同様に請願書に記されている内容以上に踏み込んだ質問はございませんでした。以上でございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） なしと認め、質疑を終了します。石川委員長ご苦勞様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（清水満） 日程第6 常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第34号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 34 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 35 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 35 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 36 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 36 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 37 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 37 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 38 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 38 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

請願第 1 号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12 番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。私は、政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の討論を行います。

今でさえ、家計消費は低迷し消費不況が続いていると言われ、この上、消費税増税ということになれば、ますます景気も良くなり、地域の経済や暮らし、中小業者への影響は計り知れません。今こそ求められるのは、豊かさと住んで良かったと実感のできる消費不況を改善させることではないでしょうか。

ところで、今進めようとしている消費税法案はこれとは真逆であります。消費税を進めようとしていくことは真逆であります。消費不況を増幅させることになります。

では、消費税に頼らない財源はあるのかということになりますが、私は富裕層や負担能力のある実力者に応分の負担を求める税制に見直すべきだと思います。そうすれば、格差と貧困を是正することができ、景気の回復にも役立ちます。その道こそ、日本国憲法をいかした経済政策だと思います。以上、賛成討論といたします。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。荒川議員。

〔8番 荒川詔夫 登壇・討論〕

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。3月定例会で継続審査となりました請願第1号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について、先ほど閉会中の継続審査結果を報告申し上げたとおり、当総務産業常任委員会では賛成少数により不採択になりました。

私は、まともや苦渋の選択となりましたが、出番の機会が与えられましたので、ここに賛意の立場からその理由を申し上げます。

本年10月から、消費税8パーセントから10パーセントに引き上げが予定されております。国の財政事情、特に福祉・医療費等々の社会保障費の今後の動向を思うと2パーセントの増税は致し方ないと思います。

しかし、問題点は今般の消費税増税の中に軽減税率制度がセットされていることです。一例を申し上げますと、対象の食料品の購入の仕方によっては複数税率適用のため、8パーセントと10パーセントの両面が適用可能になり、税の徴収に公平・公正性を欠く制度であることを指摘しておきたいと思います。なお、当該制度は、消費者や特に中小企業者にとっても煩雑で分かりづらく、周知度も問題視されております。さらに、補助があるにせよ、レジ機器の新たな導入が余儀なくされ得ております。また、キャッシュレス決済時のポイント還元などは、高齢者には不向きな制度なため、不公平感がしますし、更に増税に相反するものではないかと思えます。

最後に、今月7日から10日の間の時事通信による世論調査でも、10月からの消費税率10パーセントへの引上げについて、反対はどちらかというを含めると55.1パーセントを超えていた旨が報道されておりました。以上を踏まえ、今般の消費税増税中止を求める請願に賛成の立場で私見の一端を申し上げます。以上でございます。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

請願第1号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清水満） 起立少数です。

したがって、請願第1号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。石川議員。

〔7番 石川信雄 登壇・討論〕

○7番（石川信雄） 7番、石川信雄でございます。賛成の立場で討論いたします。

私の調べましたところによりますと、高校への進学率は通信制を含めると98.8パーセントということでございます。既に百に近い数字が出ております。そういった意味でも、高校までは義務教育とすべきと私自身考えております。

本請願には、大学に対する奨学金のことも含まれておるわけですが、大筋では私は賛成と考え、この請願には賛成しました。以上でございます。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。青山議員。

[10 番 青山弘 登壇・討論]

○10 番（青山弘） 議席番号 10 番、青山弘です。請願第 3 号 「教育費無償化」の前進を求める請願について不採択の立場で討論を行います。

高校無償化は、民主党への政権交代が行われた平成 21 年 8 月の第 45 回衆議院総選挙において、子ども手当とともに民主党のマニフェストの目玉の一つとなっていた政策です。この 2 つは所得制限を盛り込みませんでした。子ども手当の方は民主党政権時に財源問題で廃止となり、その後は自公政権時の児童手当法に所得制限などを盛り込んで現在に至っています。

3 年後の平成 24 年 12 月に行われた第 46 回衆議院選挙では、自民・公明が政権を取り戻しますが、自民党のマニフェストには、高校授業料無償化について所得制限を設け、真に控除が必要な方々のための政策に転換することについて掲げています。

請願趣旨では、所得制限を設けたことは理念に反するので高校無償化に戻せと言っていますが、高校生については、限られた財源の中で所得制限することによって財源の捻出をするような対応をせざるを得なかったと、所得制限を導入する必要性を説明しています。

910 万円という金額は、所得制限導入当時に都道府県が独自に実施する授業料減免支援制度のうち、最も手厚い京都府の 900 万円を上回っています。国の厳しい財政状況を考えると、年収 910 万円という所得制限は、やむを得ないと考えますので不採択にすべきだと申し上げます。

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。大川議員。

[14 番 大川憲明 登壇・討論]

○14 番（大川憲明） 14 番、大川憲明です。請願第 3 号 「教育費無償化」の前進を求める請願に賛成の討論をしたいと思えます。

私は、この 910 万円とか細かいことを言っているのではない。今、日本の国、飯綱町もそうですけれども、人口が減少しているわけです。そして、2045 年になれば、間違いなく東京都を除く全部の日本中の所が人口減少になります。そういうことを考えた時に、委員会でも言いましたけれども、どんなことをしても一番子供を産むためにネックになっているのが教育費です。だから、義務教育であるから、高校へ行く時に行かないというのは自分で選べるわけです。大

学だって義務教育ではないです。行きたい人は行けば良いです。全員に大学までの金を出すと
言っているわけではないです。そういうことを考えた時に、大学に行きたいしその能力もある
という人たちが、万が一お金が無いからいけないと、そのような日本の国にすれば絶対に子供
は増えるわけないです。人口増のためにも教育は絶対に無料化。先進国と一緒に、OECDに
あるように無料化にすべきだと私は考えるので賛成いたします。以上です。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔11 番 樋口功 登壇・討論〕

○11 番（樋口功） 議席番号 11 番、樋口です。当請願につきまして、私は反対の立場から意見を
申し上げます。

請願の中身をよく見ますと、対OECD、これは先進諸国ということで 35 カ国が加入してお
ります。この国の中で日本はビリ、あるいは教育費の公的支出はビリから二番目と言われてお
ります。

しかしながら、GDP、GDPというのは国内総生産でありまして、これが税金として国に
入らなければ支出として回せないわけでありまして、この対比自体が問題であると思ひます。

ちなみに日本は、いわゆる国民負担率、税金と社会保障費の負担率は 42.6 パーセントです。
それから、ヨーロッパ各国は高いところでは 60 パーセントを超え、66 パーセント、63 パーセ
ント、65 パーセント、非常に高い率でございます。

要するに、国民の負担が無ければ政策的には何もできない状況になっておりまして、苦渋の
判断ではありますが、今回の請願については反対をしたいと思います。

この税収が入らない中で、この制度をやっつていこうとすれば必ず公債等に負担を求めること
になります。かえって、これからの子供たちの負担財産となっていくということも非常に懸念
される、このような意味からも反対をしたいと思います。以上です。

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。請願第 3 号 「教育費無償化」の前進

を求める請願の採択に賛成の立場で討論をいたします。

私は、教育は全て子供たちにとって平等でなければならないと思っています。そこに、当然国がそれを補填していくとなれば税収入が必要になってはきますが、それは税の取り方の問題と使い方の問題が含まれていると考えています。

税の基本的な考え方は、やはり能力に応じて納めるというものであります。日本の現状は、そうはなっていないということが大変大きな問題であると考えます。まず、そこを是正することが第一義的に必要であると思っています。

先ほど、お話がありましたOECDの関係ですが、日本の教育費予算は大変少ないということは世界が認めるところになっている状況は間違いありません。その見方がどうあろうと少ないことは少ないということが現実です。その比率をOECD平均まで上げれば教育費の無償化を前進できる。そして、そのためには3,000億円あればできるということを、2017年に文部科学省が試算をしています。

その公的資料があるならば、国はやはりそこにきちんと努力をすべきだと私は考えます。特に安倍首相は、その部分において、子育て支援に力を入れると表明されている以上、教育に関してもきちんと姿勢を示し実行すべきと考えます。

今、貧困の連鎖が問題になっています。年金問題もここへきて大変大きな問題になってきました。学歴、それがまた次の世代に引き続く貧困に大きく関連していることは、今、どこでも指摘をされ、当たり前のこととして認識されるようになりました。

この日本が、安心して住み続けられるためには、やはり学びたいと考えている人たちがきちんと学び、努力が報われるような社会を作っていく、そのためにも私は教育費の無償化はあるべき姿だと考えていますので、その請願に対して採択すべきと考えます。以上です。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。原田議員。

〔6番 原田重美 登壇・討論〕

○13 番（原田重美） 教育費無償化の請願に賛成の立場で討論を行います。

私は、先ほどの消費税を上げるなというものには不採択に賛同したわけですが、やはり消費税を上げるという国の施策が国民の社会保障にもつながっていくという政策が大事だと思っています。

そういう意味で教育費の無償化は行われていく、こういうことが、あるいは社会保障を充実させるとか、そういうことに消費税等を上げていくという、そういう国の施策を望みながらこの請願に賛成したいと思っています。

私も、実は孫で教育費がタダの国に二人おるわけですが、非常に両親も喜んでいます。そういうようなことも見ている中では、私はそのようなことを感じるころであります。以上でございます。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願は、採択することに決定しました。

請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

[9 番 伊藤まゆみ 登壇・討論]

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願の採択に賛成の立場で討論を行います。

長野県においては、35人以下学級が実現しております。この間、県会議員と話す機会が何回かありましたが、この点については登校拒否とか様々な事例、教職員の皆さんが対応する時間が大きく取れるようになったというところの中で、子供たちが落ち着いてきたという報告を受けています。しかし、これは長野県自前の制度となっており、国においては小学校の1、2年までが35人以下学級という実態があります。

安倍首相は、これを随時拡大していくと述べているわけですが、小学校2年生までで止まっているというのが現状です。

この国の基準との差、長野県は自前で埋めているという状況が生まれています。日本では、多くの自治体で35人以下学級の実現がされ、高校にまで拡大しているところもあるわけですが、やはり国がきちんと手立てをとり、ここを負担していくということが行われれば、県の教育環境が前進することは間違いないと考えます。

人口減少が始まり、税の収入等も少なくなっている中で、これから先のことを考えると国はきちんと責任をもって教育予算をとっていくということが重要であると考えています。

一人ひとりが本当に大事にされる教育というものが現在求められている中においては、やはりこれはきちんと採択して国に意見書を出していくべき事例であると考えます。

過年度においても、飯綱町議会においては採択をされ意見書を提出している請願でもありますので、多くの議員の皆さんの賢明なるご判断をお願いしたいと思います。以上、賛成の討論といたします。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。中島議員。

[3 番 中島和子 登壇・討論]

○3番（中島和子） 議席番号3番、中島和子です。請願第4号について、反対の立場から討論を行います。

請願の内容から見まして、小規模学級にすることが必ずしも不登校やいじめを減らすこととは考えにくいと思います。また、町内の小学校でも二クラスが一クラスになり、現在は良い状態を保っているという例もあります。実態に応じた教育現場での対応が良いと考えます。

したがって、この請願どおりではないと考え反対いたします。

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。石川議員。

〔7番 石川信雄 登壇・討論〕

○7番（石川信雄） 7番、石川信雄でございます。「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願に賛成の立場から討論いたします。

私は、教育環境を整えることは国の責務であると常々考えております。また、教育予算を割くことは未来に対する投資とも考えております。

請願項目の中で2番目に「新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やすこと」とあります。現況の現場では、私たちが教育を受けた時分と違いましてプログラミング教育が必須化になったり、時代の様相に合わせて事情も変わったりしております。そのような中で、現在の教職員が専門的な知識をもって子供たちを教えられるかと言えば、そうとは限らないだろうと考えたりもします。

以上のような理由から私はこの請願に対しまして賛成です。以上でございます。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。清水議員。

〔1番 清水均 登壇・討論〕

○1番（清水均） 1番、清水均です。請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願について、採択の立場で賛成意見を述べさせていただきます。

文科省では、学校教育施行規則及び義務教育施設費負担法施行令に基づき、公立小・中学校

の適正規模を 12～18 学級以下とすることを基準とするとあります。ただし、地域の実態その他により特別な事情があるときはこの限りではないとあります。

今日、人口減少にもなっている中、不足しているのは正規教員ではなく、非正規教員であるようです。文部科学省の調査によれば、少し古いデータではありますが、非正規教員は 2005 年、平成 17 年に 8.4 万人から 2011 年、平成 23 年には 11.2 万人へと増加しているとのデータがあります。このことにより、少人数学級とすることで教職員と生徒が向き合い、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人ひとりの資質や能力を引き出すことになり、学校生活を楽しく自分の個性能力、学習能力の向上にもなると思います。

したがって、ゆきとどいた教育に賛成討論といたします。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

請願第 4 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、請願第 4 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願は、採択することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は 14 時 40 分とします。

休憩 午後 2 時 2 4 分

再開 午後 2時40分

○議長（清水満） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

請願第6号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。請願第6号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願の採択に賛成の立場で討論を行います。

1984年には50パーセントを超える国庫負担がありました。それが、2011年には24.8パーセントまで減らされた状況があります。そこに、やはり加入者の負担を強いる、国保の保険税が高くなっていく要因があると考えます。

市町村から都道府県化へ運営が一本化されました。今まだそれぞれ保険料は自治体によって異なっていますが、国ではこの一本化を考えています。最低の保険税額と最高の税額とでは大変大きな差がある現状の中で、一本化をされるとまた一層負担が増える、これは飯綱町においては負担が増えることは明らかであります。

県知事会や市町村長会などでは、1兆円を国から国保会計へ入れていく、そうすることによって、やはりそれぞれの加入者の負担を減らすべきであるということを申し入れし、私たちもそのために頑張ってきているわけですが、なかなかそれが実現をされません。

誰もが安心して住み続けられる医療制度をきちんと担保していくことが、今、安心して住み続けられるまちづくりには欠かせないと考えます。

今、払いたくても払えない世帯が増えており、現年分を少しずつ支払っていくことが精いっぱい、過年度分まで支払うということへの大きな負担がのしかかっているということも現実

にある。そこを見た時には、やはり払える税額の国保税へしていく。そのために、国はきちんと社会保障費を入れるべきだと私は考えておりますので、この意見書を採択し、国に提出していくべきと考えます。以上です。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第6号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、請願第6号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願は、採択することに決定しました。

陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12番（渡邊千賀雄） 議席12番、渡邊千賀雄です。私は、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意

見書を提出する事を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

地方六団体の一つであります地方公共団体の首長の連合組織の全国知事会が、日米地位協定は日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹を揺るがしかねない協定だと告発しています。基地の整理、縮小、返還、促進、そして航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることなどを求めています。

地方行政に携わる我々、町議会としても日米地位協定の見直しを国に求めるべきであり、国に意見書を提出することに賛成であります。以上です。

○議長（清水満） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるを採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるは、採択することに決定しました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第7 議案第39号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第

1号)を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(清水満) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(清水満) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(清水満) 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長(清水満) 起立多数です。

したがって、議案第39号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、
原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(清水満) 日程第8 発議第3号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書案
を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号7番、石川信雄議員。

〔7番 石川信雄 登壇・説明〕(発議第3号)

○7番(石川信雄) 発議書を朗読いたします。

発議第3号、令和元年6月19日、飯綱町議会議長 清水満殿、提出者、飯綱町議会議員 石

川信雄、賛成者、飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、樋口功、青山弘、中島和子、大川憲明。

国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条の規定により提出します。

それでは朗読いたします。

国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書案。

国民健康保険制度は、国民の 4 人に 1 人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱になっています。

市町村国保の加入者構成は、かつては 7 割が農林水産業と自営業でしたが、今では 43 パーセントが年金生活者などの「無職」、34 パーセントが「非正規雇用」などです。国保加入者の貧困化・高齢化等が進むなかで、国保料・税の負担は協会けんぽや組合健保に比べて、加入者にますます重い負担を強いる制度となっています。

国民健康保険の構造的な問題を解決し、加入者に過酷な負担となっている国保料・税を引き下げるためには、十分な公費を投入することが必要不可欠です。

全国知事会・同市長会・同町村会においては、市町村国保への定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014 年には公費を 1 兆円投入し、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府・与党に求めています。

国保料・税が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」があります。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけで、各世帯に定額でかかる「平等割」と同様、他の保険にはないものです。

医療分、後期高齢者医療支援分に係る「均等割」と「平等割」を合わせると、全国で徴収されている国保料・税の額はおよそ 1 兆円とされています。1 兆円の公費投入で協会けんぽ並みの国保料・税とすることが可能です。

以上の趣旨から、国において国民健康保険料・税の引き下げのため、国庫負担を増額することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月19日、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長あて、長野県 飯網町議会議長 清水満。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（清水満） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

石川議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、発議第3号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第9 発議第4号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号8番、荒川詔夫議員。

〔8番 荒川詔夫 登壇・説明〕（発議第4号）

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。

発議書を朗読いたします。

発議第4号、令和元年6月19日、飯綱町議会議長 清水満殿、提出者、飯綱町議会議員 荒川詔夫、賛成者、飯綱町議会議員 清水均、風間行男、渡邊千賀雄、原田幸長、瀧野良枝、原田重美。

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める意見書案上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書案。

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだのにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。このことでも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方（補足版）第二条第1項に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている・・・わが国が米軍の提供要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地ができる可能性があることになっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回にわたり「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月に意味のある提言を発表しました。

ついては、下記のとおり強く要望します。

1. 日米地位協定の見直しをすること。
2. 国は地方自治の権限を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月19日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣あて、長野県 飯綱町議会議長
清水満。以上でございます。

○議長（清水満） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

荒川詔夫議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書案について、4番、目須田です。賛成の立場で意見を申し上げます。

日米地位協定の見直しは、沖縄県民の悲願です。長年、闘争し犠牲になった方々もおりますが、いまだに見直されておられません。しかも、本土の私たちはその痛みすら感じない人が多く存在していることを感じております。私たちは、自分たちのことと実感し、協定の見直しを迫るべきと感じております。

よって、この意見書案に賛成します。

○議長（清水満） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、発議第4号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

先ほど、伊藤まゆみ議員ほか5名から、発議第5号 「教育費無償化」の前進を求める意見書案及び発議第6号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号及び第6号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

資料配布のため暫時休憩に入ります。

意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は15時20分からとします。

休憩 午後 3時 3分

再開 午後 3時20分

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第1、発議第5号 「教育費無償化」の前進を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号9番、伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第5号）

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。

発議第5号、令和元年6月19日、飯綱町議会議長 清水満殿、提出者、飯綱町議会議員、伊藤まゆみ、賛成者、飯綱町議会議員、清水均、同じく風間行男、同じく渡邊千賀雄、同じく原田重美、同じく大川憲明。

「教育費無償化」の前進を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「教育費無償化」の前進を求める意見書案。

2014年4月の高校入学生から「高校無償化」への所得制限が導入されました。

これは、「あなたの学びを社会全体で支えます」という「高校無償化」制度の理念に反し、「原則無償」から「原則有償」へと制度を大きく後退させるものです。OECD諸国で高校授業料に所得制限を導入している国はなく、大多数の国々は高校無償化を実現しています。

非課税世帯の高校生に支給される「奨学給付金」は実質的な給付型奨学金ですが、その財源が年収910万円以上の世帯の高校生から徴収した授業料であることは大きな問題です。「高校無償化」の復活と予算を増やした上での給付型奨学金を創設すべきです。

大学生等への、返還不要の給付型奨学金制度が昨年度から本格的に導入されました。しかしながらその対象人員は極めて限定的で、OECD諸国と比べて十分なものとは言えません。さらに前進させ、高校生等が経済的理由により進学をあきらめることがないように、給付型奨学金制度の拡充が求められています。

OECD諸国の中で最低水準となっているGDP比の公財政教育支出を、OECD平均並みに段階的に引き上げていけば、就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。

よって、飯綱町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 国は、「高等学校等就学支援金」への所得制限をやめて「高校無償化」を復活すること

2. 国は、教育予算を増やして「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」を拡充して、高校生に対する給付型奨学金制度を確立すること

3. 国は、教育予算を増やして、大学生に対する給付型奨学金制度を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月19日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣あて、長野県 飯綱町議会議長 清水満。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（清水満） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

伊藤まゆみ議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 「教育費無償化」の前進を求める意見書案に反対の立場で意見を申し上げます。

生徒会からの請願ではないものを採択していることに疑問を感じております。教育は、教室での受講のみにあらず、また人間形成は生活の全てがベースになっていると考えます。もし、国に金銭的余裕があるのなら義務教育に回すべきと考えております。

返済不要の奨学金にも反対している立場で、義務教育以外の就学も勉学も自由の国内において、必要な費用は自分が捻出することを学ぶべきと考え反対いたします。

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、発議第5号 「教育費無償化」の前進を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 追加日程第2、発議第6号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号9番、伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第6号）

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。

発議第6号、令和元年6月19日、飯綱町議会議長 清水満殿、提出者、飯綱町議会議員、伊藤まゆみ、賛成者、飯綱町議会議員、清水均、同じく風間行男、同じく渡邊千賀雄、同じく原田重美、同じく大川憲明。

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案。

全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。国は、地方の動きに後押しされ、2011年度から小1で、2012年度は予算措置で小2までの35人以下学級を実施しました。しかし、2013年度以降は、35人以下学級の前進は見送られています。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

2015年2月23日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「小学校1年生、2年生では（35人学級を）実現をしているわけですが、さらに35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と答弁しています。35人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母・教職員・地域住民の強い願いであり、全国の自治体独自の少人数学級は確実に前進しています。

しかし、国の責任によって施策をすすめていないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国の責任で35人以下学級を前進させていくことが必要です。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増だけで35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、飯綱町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 国の責任で、35人以下学級を計画的に前進させること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月19日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣あて、長野県 飯綱町議会議長 清水満。

○議長（清水満） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。中島議員。

○3番（中島和子） 3番、中島です。請願の中にある請願項目2が意見書では無くなっていますが、これはどういうことでしょうか。

○議長（清水満） 伊藤まゆみ議員。

○9番（伊藤まゆみ） 今回は、この意見書で提案させていただきました。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。目須田議員。

[4番 目須田修 登壇・討論]

○4番(目須田修) 4番、目須田修です。「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案に反対の立場で意見を申し上げます。

ゆきとどいた教育、このタイトルは反対しようもありません。

しかし、中身は生徒会やPTAからの請願を受けてのものでもなく、職員ファーストであり、また現実には少人数学級の実施は行われております。

本音が別の所にあることを認めている意見書となっております。

よって、反対します。

○議長(清水満) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(清水満) 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(清水満) 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長(清水満) 起立多数です。

したがって、発議第6号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長(清水満) 日程第10 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 121 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（清水満） 日程第 11 閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（清水満） 以上で本日の日程は全て終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件は全て終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますのでこれを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会 6 月定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどは議案の取り下げにつきまして、ご理解をいただきありがとうございました。今後、十分な調査等を行い、必要がある場合には改めてご提案申し上げていきたいと思っております。なお、ご決定をいただきましたその他の案件につきましては、適切に対応してまいります。

田植えもほとんど終わり、今はりんごや桃の摘果作業が本番という季節であります。一部の農家の方から5月上旬の霜により被害が出ているとの報告がありました。園地によって被害状況は様々なようですが、今後の生育状況を見守っていききたいと思っております。

まもなく梅雨に入り、雨のシーズンを迎えます。ここ数年は、時間雨量30ミリ～40ミリと、異常とも言うべき集中豪雨が何回も記録されております。農作物の被害のみならず、防災という面でも十分な準備を徹底していく所存であります。

結びに、議会事務局から飯綱町議会への視察が増えてきているとの報告を受けております。議員のなり手不足、議会活動の活性化など全国的な課題に対して、先進的な活動を展開している飯綱町議会が注目されている証と感じております。行政と議会が共に住民福祉の向上のため、お互いに切磋琢磨する。この関係をこれからも維持、発展させるべく努力していきたいと思っております。

議員各位の一層のご活躍をご祈念申し上げ閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（清水満） 本日の会議はこれで閉じ、令和元年6月飯綱町議会定例会を閉会とします。

長期間、ご苦勞様でした。

閉会 午後 3時37分

予算決算常任委員会審査報告書

令和元年6月19日

飯綱町議会議長 清水 満 様

予算決算常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第38号	令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第38号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）

質 疑：歳入における国庫支出金のプレミアム付商品券補助金について、国と町独自事業を合わせて1,200万円の当初予算があった。国が行う貧困及び母子の世帯分で700万円とのことであったが、この補助金額は700万円分の電算処理であるとする。ここには事務処理的な部分も含まれているのか。また、町単も含めた1,200万円分の電算処理費はいくらになるのか。

回 答：この121万円は、低所得者の対象者を抽出するための電算委託料であり、町単部分は委託することはない。全額が国の補助金であり、町の一般財源を使うこともない。

質 疑：交通対策費について、説明では鳥居川タクシーの既存建物の取壊しと舗装ということだが、これは補助事業であるか。また、そうでないのであれば年度当初に想定されなかったか。

回 答：今回の補正については補助対象ではない。駅前の工事関係は30年度で進め4月に供用開始したが、その後、サンクゼールより牟礼駅から大型バスでお客様を運びたいが大型の待機所がないといった相談があった。当面、乗用車の待機所を臨時的に使用いただいたが、今後、マイクロバスなどの大型の待機所が必要と判断し、今回、鳥居川タクシーの跡地を舗装し、大型車両がお迎えのために待機できる場所等を整備するものである。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

以上

総務産業常任委員会審査報告書

令和元年6月19日

飯綱町議会議長 清水 満 様

総務産業常任委員会委員長 荒川 詔 夫

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第34号	飯綱町税条例等の一部を改正する条例	可 決
議案第41号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
請願第1号 (継続審査)	政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願	不採択
陳情第1号 (継続審査)	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める	採 択
陳情第4号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	継続審査
陳情第5号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	継続審査

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 34 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例

質疑①：軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の改正は、電気自動車以外は特例が無いということか。

回答①：対象は電気自動車のみである。

質疑②：環境性能割に係る消費税引き上げの軽減は1年だけということか。

回答②：1年のみである。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：以前、駅前無料駐車場に高齢者の駐車場を検討するようお願いしたが、検討状況はどうか。

回答①：駅前の鳥居川観光タクシーの建物解体・舗装工事とあわせて検討していきたい。

質疑②：無料駐車場に24時間駐車している車両に対して、今後どう対応していくのか。

回答②：今回の指定管理者へは依頼できないため、町として今後対応していきたい。

意見③：職員が夜や早朝に駐車場を見回りすることは難しいと思うが、今後徹底してもらいたい。

質疑④：月ぎめ18区画のうち、現在はどのくらい利用されているのか。

回答④：第3駐車場は全て利用されているが、第4駐車場10台のうち4区画空いている状況である。広報等でも今後周知していきたい。

質疑⑤：月ぎめ駐車場の18区画は、以前と比べて区画は多いか。

回答⑤：以前の駐車場は15区画程度。

質疑⑥：送迎車駐車場の利用は30分程度とのことだが、誰がそれを見ているのか。

回答⑥：監視はしておらず、利用者に対して掲示している。利用者のモラルの範囲でお願いしていきたい。

質疑⑦：納付金が年150,000円とのことだが、管理料は支払うのか。

回答⑦：支払うことはない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第1号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願

【3月定例会審査報告】

説明者：信州北部農民組合代表者 彦坂宗雄氏
同県連役員 荒井賢蔵氏

質疑①：消費税増税の請願は分からないでもないが、議会として平成31年度予算を審査している中で、なぜこの時期に請願書を提出したのか。

回答①：早く出せばよかったが、消費税増税の内容が分からない部分もあり今回になった。インボイス制度導入は、2023年から始まるが分からないこともあった。消費税増税など、百貨店協会、チェーンストア協会、税理士会へも国に対して行わないよう申し入れたところである。増税中止による歳入不足補正予算の扱いで、議会としても可能と思われる。

質疑②：請願の内容を見ると、インボイス制度導入については影響への指摘のみと思われ、判断しづらく分かりにくい内容と思われる。

回答②：請願は、消費税増税・軽減税率・インボイス制度導入に反対のものである。

質疑③：インボイス制度は2023年から導入されようとしている。この扱いは時間的な余裕があると思われるがいかがか。

回答③：インボイス制度は2023年から導入されようとしており、現在、農民組合等は問題点を指摘しており、今が適期と思う。

質疑④：消費税増税・軽減税率・インボイス制度導入について、説明された3団体が反対しているのか。

回答④：インボイス制度導入については、税理士会分は未確認である。

意見⑤：現行消費税による町への影響は、現行1.7%であり1億8,800万円が交付されている。2%増税により、0.5%で800万円が増収となる予算だ。中止の場合は、その時点で800万円の減額補正を組めば良いのではないか。

意見⑥：今般の消費税増税中止を求める請願は、消費税増税、軽減税率及びインボイス制度導入反対と内容が一緒になっている。分かりづらくやめてほしい。

意見⑦：継続審査という方法もあるが、採決すべきである。この時期に消費税増税反対の意見書を提出することは、政府が10月から実施しようとしているため、この時期に国へ意見をあげることは大切である。

意見⑧：自治体予算書との整合性もあり、補正を組むことへの言及は随分安易ではないか。国が途中で増税をやめるといった時点での補正はやむを得ない。消費税増税を想定している当初予算を審議している段階で、補正を組ませる言及はいかがなものか。中身の分からない部分もあり、先ほどの意見のとおり慎重に閉会中の継続審査扱いが良いと思う。

継続審査採決：賛成多数で閉会中の継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和元年5月15日（水）午後5時

場 所：飯綱町役場2階会議室

参考人：樋 口 功 氏

説 明：樋口功氏を参考人として招き、本年10月の消費税引き上げに伴う消費税・軽減税率・インボイス制度の説明及び質疑を行う。

意見①：消費税増税・軽減税率・インボイス制度が一緒になり、分かりにくい請願になっているため反対である。

意見②：今般の消費税増税は、国に任せるより仕方がないと思ひ請願には反対である。

意見③：消費税増税は仕方がないと思うが、軽減税率の一部は反対である。

意見④：消費税率10%への引き上げは、社会保障費、幼児教育の無償化、一部高校生授業料の無料化へ使途されるため、中止することに反対である。

意見⑤：消費税の財源は、大企業の減税に使用されている。使途財源の再考を求めると及び農民連が訴えていることを国へ意見書としてあげることが大切である。なお、飯綱町議会でも既に採択しており、一貫性を担保する必要性を鑑み賛成である。

討 論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見者を提出する事を求める

【3月定例会審査報告】

説明者：なし

質疑①：陳情者に出席の有無について連絡を行ったかどうか。

回答①：欠席される場合は連絡をいただきたい旨の連絡を行っている。

意見②：陳情者の出席が無く、今般のようにどういう性格の組織か分からないもの及び国の権限に関わるものの扱いは、議会運営委員会で協議のうえ、各議員へは配布のみの扱いでも良いのではないか。

意見③：飯綱町議会は以前から良心的な議会であり、採決をしてきている。

意見④：陳情書の中身について、沖縄県民に負担をかけていたり全国知事会でも意味ある提言を表したりしているので、採択かまたは閉会中の継続審査扱いで良いと思う。

意見⑤：今回の陳情提出者は、どのような性格の組織等不明な点もあるが、陳情内容が分からないではないので、とりあえず閉会中の継続審査扱いではいかがか。

継続審査採決：全員賛成で閉会中の継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和元年5月15日（水）午後5時

場 所：飯綱町役場2階会議室

意見①：内容は時節に沿ったもので、全国知事会の提言をいかすよう国へ意見書を提出すべきと思う。米軍基地は国内法の特別扱いがされている。

意見②：沖縄県民の選挙結果及び日米地位協定の現状を捉えると、沖縄県民の感情に配慮すべきであると思う。

意見③：どこかで基地を受け入れなければならない問題であるが、地位協定の見直し及び地方自治の権限の保証を政府に求めるべきと思う。

意見④：陳情者と連絡が取れなかった陳情書の扱いの動静を調べてみると、配布のみの議会もある。配布以外の議会は、全国知事会の提言であり外れていないため採択が増えてきていると思われ、賛成である。

意見⑤：全国知事会が今回の提言をまとめたことは重大な意義がある。米軍に対して地位協定の見直しを行い、国内法を適用すべきであり、まともな陳情内容である。

意見⑥：陳情は、全国知事会の米軍基地負担に関する提言に沿ったものであり、日米地位協定の見直しについて賛成である。

意見⑦：飯綱町議会は、今まで陳情書の扱いに当たっては配布のみでなく、住民の声を取り上げてきている経過がある。

賛成討論：今般の陳情内容は、全国知事会が地方自治の根幹を脅かすということでまとめたことであり、日米地位協定の見直しを含めた意見書を国へ提出することに賛成する。

採決の結果：全員賛成により採択とした。

○陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

○陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
(一括審査)

「継続審査申出書提出」

以上

福祉文教常任委員会審査報告書

令和元年 6 月 19 日

飯綱町議会議長 清水 満 様

福祉文教常任委員会委員長 石川 信 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 35 号	飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 36 号	飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 37 号	飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	可 決
請願第 3 号	「教育費無償化」の前進を求める請願	不採択
請願第 4 号	「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願	不採択
請願第 6 号	国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 35 号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例とはどのようなものか。

回答①：条例の目的にもあるが、一つ目が「暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支払い」、二つ目が「災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対する災害障害見舞金の支払い」、三つ目が「災害により家財、住居に被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付け」である。これらの支給により、町民の福祉及

び生活の安定に資することを目的としている。

質疑②：災害援護資金の貸付けはどのような時に誰が貸し付けるのか。

回答②：自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、住居や家財における被害の程度に応じて、貸付限度額内で町が貸し付ける。

質疑③：新旧対照表の第15条の3項で、改正前では「令第8条から第12条までの規定」となっており、改正後では「令第8条から第11条までの規定」となっている。これは条ずれによるものか。

回答③：改正前の政令の第8条（保証人）が削除されたことに伴い、条番号が整理され、12条が11条に繰り上がったため。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第36号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

質疑①：第2条2項しかなかったものに3項及び4項が加わった理由は。

回答①：第3段階、第4段階が今回新たに軽減されたことによるものである。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第37号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：改定する金額は切上げではないのか。

回答①：改定する消費税率2%を超えることはできないので切捨てとなる。

質疑②：改定する金額の特別料金は円単位ではないのか。

回答②：改定前の金額を1.08で除し、1.10を乗じて算出した。前回改定と同様に基本料金及び特別料金は10円未満で切捨て、加算料金は円未満で切捨てている。

質疑③：現在、くみ取りの軒数はどのくらいあるのか。

回答③：正確には把握していない。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願

説明者：長野県教職員組合長水支部 書記次長 阿藤 仁 氏

質疑①：OECDで教育費を出している国の出生率が高いのか。

回答①：フランスが高い。無償化が出生率につながるとは限らないが、学費は安く抑えている。

質疑②：OECDの各国の国民負担率（税金・社会保険料）はどれくらいか。

回答②：把握していない。

質疑③：2014年からの所得制限はなぜいけないのか。

回答③：無償化されている生徒としない生徒がクラスの中でぎくしゃくする。事務手続きも煩雑でハードルになる。

質疑④：高校は義務教育ではないが、収入910万円以上の所得者から徴収する授業料が問題なのはなぜか。

回答④：国際人権A規約13条の人類的意義では、「有償教育は、教育費の自己負担により教育を私的利益の手段として、利己的・打算的人格形成を促す教育費」「無償教育は、教育費の社会的負担により、教育を公的利益の手段とし、利他的・無償的人格形成を促す真の教育費の形態」とされている。

質疑⑤：その皆さんの払った税金が全ての高校生に使われるのか。

回答⑤：所得の低い世帯との格差を解消したい。

質疑⑥：貧困家庭と裕福な家庭が同じレベルの学力を受ける土台を用意するということか。

回答⑥：一人ひとりが大事にされていることを感じられることが無償教育の大きな点である。

賛成討論：基本は能力に応じて負担する応能負担が原則である。税の制度をきちんと整理した方がよい。授業料に関しては皆平等であるべき。学ぶ場を整えていくのが国の務めであり、学びたいと願った人たちが所得によって排除されないことがないように制度設計をしていくべきで、国は姿勢を正すべきである。

反対討論：義務教育を修了した世代の話であり、国の制度設計が出来ていない。仮に恩恵を受けても、将来、またこの子たちに負担を強いることになる。時期尚早である。

反対討論：請願の出どころが教職員組合である。生徒会から出てきた経済的負担を減らして欲しいというものなら検討に値する。教職員組合は、公的・保護者等から貰っている立場である。そこから出ている請願としては本音が出ていない。そのような理由から賛成できない。

賛成討論：教育費の有料は少子化の原因だと考える。無償化により国の少子化を解決できると考えるので賛成である。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願

説明者：長野県教職員組合長水支部 書記次長 阿 藤 仁 氏

質疑①：請願項目2において、新たな教職員定数改善計画を作り計画的に教職員を増やすこととしている。クラスが減れば、教職員の居場所がなくなるということか。

回答①：教職員のために増やすのではなく、教育を手厚く、大きな意味で教育条件という意味である。

賛成討論：長野県では、35人以下学級が実現しており、子供たちが落ち着いてきた。教職員は様々な事例の対応に時間がとれるようになった。しかし、県自前の制度であり、小学3年から中学3年までの費用は県が独自に負担している。国がきちんと責任を持てば長野県の教育ももっと充実させることができる。職員の定数改善計画をもった上で対応していくことが重要であり、採択すべきと考える。

反対討論：35人以下学級が「ゆきとどいた教育」につながるかが明確ではない。町内の小学校でも、昨年2クラスが1クラスになり、今年もそのまま1クラスである。それぞれの教育現場での対応で良いと思う。請願のとおりとは思えない。

賛成討論：町内では加配・支援の先生がいる。町費の教育費に対する負担が多い。これ以上増えるとはやっていけない。したがって、請願のとおりが良い。

反対討論：人数が少ないことがゆとりにつながるのか見えてこない。義務教育だからといって全部を国からもらう必要はない。町で対応すれば良い。それぞれの実態に合わせて実施しており一律にすることが必要なのか。また、人数を減らすことにより解決するとは考えにくい。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○請願第6号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願

説明者：長野地区社会保障推進協議会 藤 本 ようこ 氏

質疑①：2014年に公費の1兆円投入を求めたがやっていない。国の言い分は。

回答①：社会保障は減らしていくという国の方針で、国保だけ増やす姿勢はない。

質疑②：けんぽと比べる理由は何か。

回答②：共済・組合けんぽに比べて国保は均等割と平等割があるので一番高い。子供が一人増えても均等割が増える。現状において、協会けんぽは子供を扶養にしてもその分の保険料は増えない。国保と協会けんぽに不公平がある。

質疑③：国保において均等割・平等割があるのはおかしいのか。

回答③：子供がいるという理由だけで会社員と比べ自営業者が保険料を多く負担するのは不公平だ。

質疑③：けんぽと国保を比較するのはなぜか。

回答③：協会けんぽは中小企業の人を対象で、他の組合等と比べると率が高い。その高いものと比較しても国保は高い。国保は給料の多い少ないに関わらず掛かってくる。実態として1割払えない人もいる。そこに手を加えたい。頭割で掛かってくるところは減らせないかと思う。

賛成討論：1984年には50%を超える負担金があった。それが2011年には24.8%まで減らされた状況がある。加入者の負担を強いるような制度になってしまった。市町村から都道府県へ一本化されるとまた負担が増えるのは明らかである。社会保障は国がやるべきと考える。

採決の結果：賛成多数で採択とした。

以上

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

1 番

2 番

3 番